

平成27年6月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録  
平成27年6月24日～26日

場 所 第2委員会室



平成27年 6 月 24 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成27年度宮崎県一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 2 号 平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第17号 宮崎県中山間地域振興計画の変更について
- 議案第18号 みやざき行財政改革プランの変更について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
[宮崎県税条例の一部を改正する条例]
- 報告事項
  - ・平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別紙 3)
- 請願第 1 号 安全保障関連法案の慎重審議を求める請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・宮崎県県民意識調査結果(平成26年度)の概要について
  - ・みやざき創生人口ビジョン (仮称) について
  - ・移住・U I ターンに関する実態調査結果につ

いて

- ・フードビジネスの推進について
- ・宮崎県消費者教育推進計画の策定について
- ・県立芸術劇場における指定管理者の第三期指定について
- ・みやざき行財政改革プランに基づく行財政改革の取組について
- ・宮崎県公共施設等総合管理計画について
- ・南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (具体計画) について

出席委員 (8 人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	金 子 洋 士
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	興 梶 正 明
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	井 手 義 哉
秘 書 広 報 課 長	中 原 光 晴
広 報 戦 略 室 長	菊 池 修 一
統 計 調 査 課 長	奥 野 厚 子
総 合 交 通 課 長	野 口 和 彦

中山間・地域政策課長	石 崎 敬 三
フードビジネス 推 進 課 長	黒 木 義 博
生活・協働・ 男女参画課長	村 上 悦 子
交通・地域安全対策監	壹 岐 幸 啓
文化文教課長	神 菊 憲 一
人権同和対策課長	吉 田 信 夫
情報政策課長	青出木 和 也

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総務課主任主事	日 高 真 吾

○清山委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

委員会の日程については、お手元の日程案のとおりでございます。

本日は総合政策部、明日は総務部の審査を行うこととしておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方についてであります。議案については補正予算とそれ以外で分けて審査を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、議案の説明に当たっては、補正予算とそれ以外で分けて説明を受けることとし、委員の質疑は執行部の説明がそれぞれ全て終了した後にお願いいたします。

○茂総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、皇太子殿下をお迎えして開催されました第26回全国みどりの愛護のつどいに係る行啓についてであります。

13年ぶりの御来県となった皇太子殿下におかれましては、本県への御理解を深めていただき、沿道での多くの県民の奉迎や御視察先などでの県民との御交流により、思い出深い行啓となったことと存じます。

星原議長を初め、委員の皆様方には、お忙しい中、式典への御出席を初めとして御協力いただき、ありがとうございました。

この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料を1枚おめぐりいただきまして、左側の目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」、議案第2号「平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）」の2件であります。

右側の資料の1ページをごらんください。

平成27年度の当初予算につきましては、人件

費等の義務的経費や経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成されたところですが、今回、お願いしております補正予算につきましては、知事の政策提案を具現化するための事業等を盛り込みました、いわゆる肉づけ予算として編成したものでございます。

総合政策部の平成27年度一般会計6月補正予算額は、一般会計の表の一番下の合計欄にありますように、6億8,489万4,000円の増額であり、補正後の一般会計予算額は、130億8,169万3,000円となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように、3,240万1,000円の増額であり、これは、一般会計に資金を繰り出すものであります。

この結果、補正後の開発事業特別資金特別会計予算額は、3,266万円となります。

2ページをお願いいたします。

これは後ほど御説明いたしますが、今回、特別議案で提出しております宮崎県総合計画未来みやざき創造プラン(アクションプラン)に基づく事業体系でございます。

アクションプランの中で整理しております、8の重点施策ごとに、重点項目を体系的に整理いたしております。

体系表の中で、総合政策部関連の項目は太字で示しております。

また、項目の下にお示した重点施策関連事業のうち、下線が引いてあるものにつきましては、6月補正予算として計上している事業でございます。

また、5ページから8ページにかけては、その重点施策関連事業の概要を掲載しております。

また、9ページから13ページにかけては、

その他の主な新規・重点事業の概要を掲載いたしております。

また、14ページから21ページにかけては、6月補正予算として計上している事業のうち、主な新規・改善事業の概要を掲載いたしております。

内容につきましては、それぞれ後ほど課長から御説明をいたします。

目次にお戻りいただきたいと思っております。

Ⅱの特別議案であります。議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」、議案第17号「宮崎県中山間地域振興計画の変更について」の議案審議をお願いいたします。

以上が、議案の概要であります。詳細は担当課長から御説明いたしますので、よろしく御願いたします。

次に、報告事項といたしまして、繰越明許でございます。

最後に、その他報告事項として、目次に記載のとおり、6件の報告事項があります。

これにつきましても、後ほど担当課長より御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしく御願いたします。

**○井手総合政策課長** 総合政策課でございます。

それでは、当課の6月補正予算につきまして説明をさせていただきます。

お手元の27年度6月補正歳出予算説明資料の9ページをお願いしたいと思います。

総合政策課の補正予算につきましては、総額で4,015万4,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目の欄でございますが、7億5,085万3,000円となります。

その内訳につきましては、一般会計が775

万3,000円、特別会計が3,240万1,000円の増額補正でございます。

それでは、補正予算の主な内容について御説明いたします。

11ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、一番上のほうの(事項)総合企画調整費でございます。県政の総合企画・調整及び関係行政団体との協議・調整等による経費でございます。全国知事会、九州地方知事会の連絡調整に要する経費として、169万6,000円の増額補正をお願いしております。

次に、下のほうでございますが、(事項)県計画総合推進費でございます。これにつきましては、県の総合計画の推進及び政策課題に関する調査・検討に要する経費でございます。

内容でございますが、その下、1のみやざき成長産業育成加速化基金事業の250万、そして、飛ばしまして、3つ目のみやざき人財づくり基金事業の220万、これにつきましては、この基金の運用利子の積み立てに要する経費でございます。それぞれ増額補正をお願いしております。

間の2番目のユニバーサルデザイン普及啓発事業でございますが、これにつきましては、ユニバーサルデザインに対する理解と浸透を図るため、アイデアコンクール、また、講演会等を行う経費としまして、77万8,000円の増額補正をお願いしております。

さらに、12ページをお開きいただきたいと思っております。

開発事業特別資金特別会計でございます。これにつきましては、一般会計事業への繰出金として、3,240万1,000円の増額補正をお願いしております。

総合政策課の説明は、以上でございます。

○奥野統計調査課長 統計調査課の補正予算に

つきまして御説明をいたします。

同じく歳出予算説明資料の13ページをお願いいたします。

統計調査課の補正額でございますけれども、この表の左側に、2列目でございますが、276万4,000円の増額をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3列目でございますが、8億4,093万2,000円でございます。

それでは、補正の主な内容について御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

一番下の(事項)県民共有・確かな統計基盤づくり推進事業費でございますけれども、215万円の増額をお願いしております。

この事業につきましては、統計の普及・啓発活動や統計教育の推進、さらには、統計調査員の確保や育成に向けた取り組みなど、統計情報の利活用推進や統計調査環境の基盤づくりを総合的に展開するための経費でございます。

統計調査課の説明は以上でございます。

○野口総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の17ページをお願いいたします。

総合交通課の補正予算は、総額で、2億9,935万6,000円の増額補正のお願いをしております。

補正後の額は、右から3番目、8億9,628万7,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

まず、(事項)広域交通ネットワーク推進費ですが、説明欄の1の「物流対策事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費で

すが、説明欄の1の「地方バス路線等運行維持対策事業」について、2億8,209万1,000円の増額補正をお願いしております。

これは、地域住民の日常生活に欠かせない交通手段であります県内のバス路線が、利用者の減少等により大変厳しい状況にありますことから、生活交通路線である地域間幹線や広域的なバス路線について、国や市町村と協調して、バス事業者に対して補助を行うことにより、路線の維持・確保に努めるものであります。

次に、(事項) 航空交通ネットワーク推進費がありますが、説明欄の1の「宮崎の空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業」につきましては、後ほど、委員会資料で御説明をいたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の14ページをお願いいたします。

「宮崎県物流競争力強化事業」についてであります。

1の事業の目的・背景にありますとおり、大都市圏から遠距離にある本県にとって、農産物を初めとする本県産品の輸送コストを削減し、物流の効率化を通じて産業全体の競争力強化を図ることが重要な課題であると考えております。

昨今の物流を取り巻く状況につきましては、東九州自動車道や細島港17号岸壁の整備などにより、県内港湾等へ貨物を集める環境は整いつつありますが、見方を変えれば、今後より一層、他県の港湾等との競争激化が想定されるところであります。

また、輸出に関しては、コンテナ不足により、別途、コンテナを他の港から持ってくる回送費が生じ、本県港湾からの輸出コストの増加を招いております。

このような状況に対し、本県港湾等への荷寄せをより一層、促進するとともに、輸出用コン

テナ調達の円滑化を図ることにより、本県港湾等の競争力を強化し、もって本県経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

2の事業の概要にありますとおり、予算額は、(1)のとおり、1,454万円であります。

事業内容につきましては、右側の15ページで御説明をいたします。

まず、上のほうに記載しております①の物流競争力強化事業では、課題の欄にありますように、地理的に大都市から遠隔地にある本県にとって、高い物流コスト、トラック運転手の不足や労働基準の運用の厳格化の対応が大きな課題であると考えております。

これに対し、陸上トラック輸送から、大量かつ低コストで輸送可能な本県発着の海上定期航路や鉄道貨物への荷寄せを支援するため、貨物量に応じた補助を行うものであります。

この支援措置につきましては、従来から実施しているものを引き続き、実施するものでありますが、先ほど御説明したとおり、高速道路や港湾施設の整備により、他県との競争の激化が想定されるため、米印のところに記載してありますが、今年度から新たに、県境からの荷寄せを補助金の割り増しの対象としたところであります。

下のほうにあります②の「国際物流強化モデル事業」では、課題である輸出用コンテナの不足への対応策として、今回、新たに設けるものであります。

また、県内の荷主からも、地域貢献の観点から県内港からの輸出を検討するけれども、なかなかコンテナがないことの課題があるなどの御意見をいただいております。

このような状況に対し、空コンテナばかりでなく、実入りを含めたコンテナ輸入を支援し、

安定的に輸出用コンテナを確保し、県内港からの輸出促進につなげていきたいと考えております。

なお、その概要につきましては、コンテナを所有する船会社等に対し、本県港湾での輸入コンテナの新規・増加量に応じて、40フィートコンテナ1個当たり3,000円を交付することを予定しております。

左側のページの一番下をごらんください。

3の事業効果についてであります。本県物流の効率化及び競争力の強化により、本県産業の振興に資するとともに、本県海上定期航路やJR貨物路線の維持・充実が図られるものと考えております。

次に、16ページをお願いいたします。

「新規国際路線安定化支援事業」についてであります。

1の事業の目的・背景にありますとおり、ことし3月に新規開設されました宮崎－香港線は、本県への観光誘客を図る重要なツールですが、観光利用者は為替や外交問題などの外的要因に影響されやすく、路線安定化のためには、外的要因に左右されにくいビジネス利用者の確保が重要と考えております。

香港でのビジネス活動につきましては、県香港事務所やフロンティアオフィスの設置、県から香港への輸出増加など、県内企業の事業活動が活発化してきており、香港線のビジネス利用を支援することで、この動きをさらに大きなものにしていきたいと考えております。

また、香港線の利用者は、右の参考資料の一番上のほうに就航後の利用状況を記載しておりますけれども、香港人観光客が9割以上を占めておりまして、多くの香港人の観光客にお越しをいただいております。

一方で、日本人の利用者の割合が3.1%となっており、路線の安定運航のためには双方向の利用が重要でありますことから、日本人利用者の割合を高めていく必要がありますので、継続して、広く県民へのPR等を行うことで利用者の定着を図ってまいります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は、200万5,000円、全額一般財源となっております。

事業内容といたしましては、①の香港線利用者補助事業（ビジネスサポート）において、香港線を利用して海外で事業活動を行う事業者に対し、渡航に要する経費を補助いたします。

補助額につきましては、右側のページの2番目のほうに、中ほどに記載しておりますが、県内企業が宮崎空港を往復利用した場合は1人当たり1万円、片道利用した場合は5,000円などとなっております。

また、左側のページにお戻りいただきまして、②の香港線利用促進・PR事業におきましては、県民に対して香港線のPRや利用促進事業等を実施することとしております。

最後に、3の事業効果であります。香港線におけるビジネス利用や、県民に香港線が周知され、県民の利用者が確保されることで、路線の安定運航が図られるものと考えております。

総合交通課の説明は以上でございます。

**○石崎中山間・地域政策課長** それでは、中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の21ページをお開きください。

当課の補正予算額は、212万8,000円の増額補正で、補正後の額は、右から3列目、5億713万7,000円となります。



23ページをお開きください。

(目) 計画調査費の(事項) 地域活性化促進費であります。説明欄の1、新規事業「日本ジオパーク全国大会支援事業」であります。

内容につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の18ページをごらんください。

日本ジオパーク全国大会支援事業であります。1の事業目的でございますとおり、霧島ジオパークにおいて、平成27年10月27日から29日までの日程で開催されます第6回日本ジオパーク全国大会を支援することにより、この地域の世界ジオパーク認定に向けたステップアップにつなげるとともに、本県の魅力の効果的なPRを図るものでございます。

2の事業概要でございますが、予算額につきましては、212万8,000円で、全額一般財源でございます。事業期間が27年度の単年度、事業概要は、霧島ジオパーク推進連絡協議会に対して、大会の開催に必要な経費を人口等に応じて各構成市町及び鹿児島県と宮崎県で負担するものでございます。

なお、この事業、開催経費の地元負担予定が1,000万円ございまして、そのうち宮崎県側の3市1町の負担が425万7,000円ということでございます。その2分の1を県が負担するものでございます。

3の事業効果でございますけれども、今回の全国大会を支援することにより、この大会を成功させ、世界ジオパークの認定に向けたステップアップにつなげるとともに、今後、認定を受けることにより、地域経済の活性化を図り、地域住民、次世代の誇りの醸成等に寄与するものでございます。

また、本県、鹿児島県、地元市町それぞれが

行政区域を超えて連携を図りながら取り組みを推進することにより、今後、さまざまな施策に関する県際連携に向けた取り組みにつながることを期待しております。

なお、資料の19ページに事業のイメージがございしますが、この全国大会、今のところ、ジオパーク関係者、専門家など約1,000人の参加が見込まれております。講演やフォーラムの開催、そういったものに地域住民に参加していただき、また、参加者によるジオツアーの県内各地での開催などが予定されているところでございます。県内の3市1町のそれぞれの資源を生かした行事が検討されているところでございます。

説明は以上でございます。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の25ページをお開きください。

当課の補正額は、446万9,000円の減額で、補正後の額は、右から3番目の欄の4億3,341万5,000円となります。

減額の理由といたしましては、消費者行政活性化基金の積立金の減額によるものですが、後ほど、事項の説明において詳しく説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、27ページをごらんください。

中ほど下の(事項) ボランティア活動促進事業費につきましては、170万1,000円の増額をお願いしております。

これは、説明欄1の新規事業「協働による明日のみやぎづくり推進事業」といたしまして、協働の重要なプレーヤーでありますNPOの財政基盤強化に必要な施策やその制度設計等につ

いて検討を行いますとともに、NPOの企画力向上支援を行うなど、協働の促進を図るものです。

次に、一番下の(事項)消費者支援対策費につきまして、939万6,000円の増額をお願いしております。

これは、説明欄1の新規事業「消費生活相談窓口充実・強化事業」ですが、後ほど委員会資料で御説明をさせていただきます。

28ページをお開きください。

1つ目の(事項)消費者行政活性化基金事業費につきまして、1,640万6,000円の減額をお願いしております。

内訳としましては、説明欄1の基金積立金で、3,443万7,000円の減額となっております。これは、平成27年度当初予算では、国からの交付金を消費者行政活性化基金に積み立てる予定としておりましたものを、国の制度改正によりまして、基金に積み立てることができなくなったため、減額するものです。

また、2の消費者行政活性化基金事業では、1,803万1,000円の増額となっております、これは、国の交付金を活用して県及び市町村における消費者生活相談窓口の機能強化などを行うための経費ですが、今回、当初の見込みより交付金が多く交付されたことから、広報・啓発費や市町村への補助額を増額するものです。

それでは、常任委員会資料の20ページをお開きください。

新規事業「消費生活相談窓口充実・強化事業」です。

1の事業の目的・背景ですが、消費生活問題につきましては、全ての県民が居住地にかかわりなく質の高い相談・救済が受けられることが重要でありますことから、消費者安全法に基づ

き、市町村の相談受け付け体制の整備を支援するとともに、県消費生活センターの市町村消費生活センター等に対する支援体制の強化を図るものです。

2の事業の概要ですが、予算額は、939万6,000円で、財源の内訳といたしましては、27年度に新たに交付されました国の交付金から599万1,000円、26年度までに積立済みの消費者行政活性化基金から250万円、一般財源が90万5,000円となっております。

事業内容ですが、①の市町村相談体制強化事業としまして、各地域において、相談窓口の充実強化に向けた意見交換等を行うとともに、相談体制が整備されることに伴い必要となる消費生活相談員の養成を行うこととしております。

②の県消費生活センター機能高度化事業としまして、主に、市町村の消費生活相談員等の実務能力の向上を図るため、県の相談員等が市町村を巡回し、困難事案の解決等に関して助言等を行うこととしております。

これらによりまして、事業効果にありますように、県民が一層安心して消費生活を営むことができるようになるものと考えております。

当課の補正予算の説明は以上であります。

**○神菊文化文教課長** お手元の歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、29ページをお開きください。

文化文教課の6月補正予算案につきまして御説明いたします。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、2億3,171万1,000円の増額をお願いしております。

これによりまして、補正後の額は、右から3列目の補正後の欄にありますように、68億4,926万8,000円となります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

31ページをごらんください。

まず、上段の(事項) 県立芸術劇場費の「県立芸術劇場大規模改修事業」9,021万2,000円でございます。

これは、県立芸術劇場の設備等について年次的な改修を行うものでありますが、今年度は、空調設備の冷温水器更新等の工事と、ホールの舞台機構の改修を行うものでございます。

次に、下段の(事項) 文化活動促進費2,748万9,000円でございます。

下の説明の欄2の(2) 新規事業「第20回若山牧水賞記念事業」100万円につきましては、今年度、若山牧水賞が第20回の節目を迎えるとともに、牧水の生誕130周年に当たることから、記念誌の発行やシンポジウムの開催などを行うものでございます。

次に、5の改善事業「郷土先覚者顕彰事業」341万6,000円につきましては、中高校生及び一般を対象とした、郷土先覚者に関する講演会や、平成26年3月にイタリアのミラノで発見された伊東マンショ肖像画の展覧会を平成28年度に予定しており、そのための準備を行うものであります。

次に、6の(1) 新規事業「エンジン01文化戦略会議開催支援事業」1,500万円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、6の(2) 新規事業「日露交歓コンサート開催支援事業」150万円につきましては、9月に都城市において、チャイコフスキー記念国立モスクワ音楽院による日露交歓コンサートを開催するため、その費用の一部を負担するものであります。

次に、32ページをごらんください。

下段の(事項) 私学振興費1億1,036万9,000円でございます。

説明の欄1の(1) 教育改革推進特別経費補助1,200万円につきましては、私立小・中・高等学校において、教育の国際化や伝統、文化等に関する教育の推進など、特色ある取り組みを支援するものであります。

次に、2の私立学校退職金基金事業補助金7,458万6,000円につきましては、公益財団法人宮崎県私学振興会が行う、退職金基金積立事業に対して支援することにより、私立学校教職員の福利厚生の上昇を図るものであります。

次に、3の私立高等学校授業料減免補助金2,261万9,000円につきましては、私立高等学校が生活困窮世帯に対して行う授業料の減免措置に対して、支援を行うことにより、生徒の学費負担の軽減を図るものであります。

次に、4の(1) 新規事業「私立専門学校授業料減免等実証研究事業」116万4,000円につきましては、国の専門学校生に対する経済的支援策に関する総合的な実証研究事業の委託を受けて行うものであります。

私立専門学校が低所得者等を対象に行う授業料減免事業に上乗せして減免補助することにより、経済的な理由により修学が困難な専門学校生の教育機会の確保を図るとともに、あわせて奨学金等の返済計画に関する助言等を行うものであります。

それでは、お手元の常任委員会資料にお戻りいただきまして、21ページをお開きください。

新規事業「エンジン01文化戦略会議開催支援事業」であります。

1の事業の目的ですが、延岡市を中心に開催されるエンジン01文化戦略会議オープンカレッジinのべおかを支援することで、県民の文化

活動意欲を刺激し、本県文化振興を推進するとともに、国民文化祭の本県開催や、東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図るものであります。

次に、事業の概要であります。2でございます。

予算額は、全体事業費5,000万円のうち、県負担金として1,500万円をお願いしております。財源につきましては、全額、みやぎき芸術文化振興基金を充当することとしております。

次に、事業の内容になります。

主催は、作曲家の三枝成彰氏や作家の林真理子氏など、文化・芸術・スポーツ各界の著名人によりますエンジン01文化戦略会議及び開催地の自治体や商工団体、企業等で組織される実行委員会となります。

日程や会場につきましては、資料に記載のとおりでございます。

1日目と3日目には、メイン会場において、シンポジウムやコンサート等の各種イベントが開催されますほか、2日目には、オープンカレッジと称して、エンジン01の会員によるゼミ形式の講座が100講座程度、ハローワークと称して、中高生を対象とした進路相談・指導等が行われます。また、オープンカレッジ終了後は、県北各地の複数の飲食店に分かれまして、講師陣と参加者が食事をしながら交流を深める夜楽が開催されます。

参加者数につきましては、県内外から約1万名の参加を見込んでおるところでございます。

3の事業の効果についてであります。

本大会のように、各界の著名人と間近に接することができるイベントはなかなかございませんので、多くの県民が参加されることで、文化活動に対して意欲の高まりが期待されるとともに、

そうした関心や意欲の高まりが、国民文化祭の本県開催や東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの実施につながっていくものと考えております。

また、ことし3月には、東九州自動車道宮崎一大分間が開通いたしました。この機会に、県北地区で大規模なイベントを開催することによりまして、文化面に限らず、産業や観光などさまざまな面で、地域の活性化に寄与するものと見込んでおります。

説明は、以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

**○吉田人権同和対策課長** 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の33ページをお開きください。

本課の補正予算は、一番上の行の左側になりますが、総額で、516万2,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、1億3,980万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

35ページをごらんください。

(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費であります。516万2,000円の増額補正をお願いしております。

これは、昨年12月に議会の議決をいただき、改定しました宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく、施策の推進に要する経費であります。

説明欄、1の「宮崎県人権啓発センター事業」につきましては、人権同和対策課内に開設しております宮崎県人権啓発センターを拠点として行う啓発図書や視聴覚教材の整備・貸し出し等に要する経費であります。

2の「えせ同和行為等対策事業」につきましては、同和問題を口実とし新たな差別意識を生む要因となっている、えせ同和行為を排除し、同和問題の正しい理解と認識を持ってもらうための啓発活動の実施に要する経費であります。

3の改善事業であります「犯罪被害者等支援連携強化事業」につきましては、従来、市町村主管課長会議及び担当者研修会を開催してまいりましたが、今回はこれに加えて、県内の全市町村に総合的対応窓口の設置を要請するための経費を新たに計上したものであります。

また、4の新規事業であります「宮崎県人権教育・啓発推進方針」改定PR事業」につきましては、改定した推進方針をPRするとともに、人権問題に対する県民の関心を喚起するための講演会の実施に要する経費であります。

人権同和対策課につきましては、以上でございます。

**○青出木情報政策課長** 情報政策課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の37ページをごらんいただきたいと思っております。

情報政策課の6月補正額でございますけれども、1億4,048万9,000円の増額をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目になりますが、11億8,091万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

39ページをお開きください。

上から2番目の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の365万3,000円でございます。

これは、説明欄の1「情報セキュリティ対策推進事業」に要する経費でございます。サイバー攻撃や情報漏えいのリスクから本県の情報

資産を守るため、標的型メールの疑似訓練ですとか、情報セキュリティーについての外部監査等を行いまして、情報セキュリティー対策の推進を図るものでございます。

次に、一番下の(事項)地域情報化対策費の1億3,640万6,000円でございます。

これは、説明欄の1の(1)携帯電話等エリア整備事業に要する経費でございます。県内の情報通信格差を是正するため、携帯電話等の施設を整備する市町村に対し、その費用の一部を助成するものでございます。

情報政策課につきましては、以上でございます。

**○清山委員長** 執行部の説明が終了しました。

補正予算について質疑はありませんか。

**○満行委員** 一つ、わからないので、もう1回教えてほしいんですが、28ページ、基金積立金、マイナス3,400万が積み立てられなくなって、これを減額するという説明だったんですが、もう一回、基金との関係を教えていただきたいと思っております。

**○村上生活・協働・男女参画課長** 26年度まで国の交付金をいただきまして基金の積み立てをしてたんですけれども、昨年10月に補助金等適正化法施行令の一部改正がございまして、基金積み立てができる対象事業が限定的に明確にされまして、それで、今回の消費者行政活性化交付金は基金に積み立てることができないということになりまして、本年度から交付金として来るようになりました。ですから、当初予算として基金にまず積み立てて、それから、基金から支出をするという、その積み立てる部分が積み立てられなくなりましたので減額ということで、今回、減額をしているものです。トータルでマイナスと、減額補正とさせていただいております。

す。

○満行委員 活性化基金事業、この基金はそのまま維持をしながら、この基金を取り崩しながら、この事業は今後とも引き続き行うということで理解していいんですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 ちょっと名称は変わりましたが、消費者行政推進交付金という名称に変わって、今年度から交付金は続けてまいります。基金のほうは3年かけて積み立てた分は使えるということになっておりますので、今回の事業は、今年度から新たにきた交付金と、積み立てておりました基金から一部というような二重になっております。

○満行委員 そうすると、この3年間、少し事業費が膨らむとか、そういうことではなくて、今までどおりの、計画どおりの事業を遂行すると。

○村上生活・協働・男女参画課長 国全体の交付金額が大体年々同程度ですので、特に今年度、膨らむということはありません。

○満行委員 わかりました。

○清山委員長 ほかにございますか。

○坂口委員 この補正の考え方ですけれども、当初予算で組むべきだったものが入っている気がするんです。似たようなものがいっぱいあるんですけど、11ページの全国、九州地方知事会、これはどういう政策判断で増額になるのか。これ、当初から考慮しておくべきではなかったのか。県民に信任を問うて、その上での自分の政策判断を予算化するという、この基本的な理由、これがどこにあるのかなという、なぜ補正なのか。

○井手総合政策課長 御指摘の点、肉づけ予算と2月議会でお願ひした当初予算の区別であろうと。基本的には財政当局との協議の上で振り

分けを行ったものでありまして、この総合企画調整費の中の全国知事会、九州地方知事会に関する経費、これにつきましては、基本的に骨格として要求する部分も中にはございますけれども、全体としてそれ以外の部分も含まれておりまして、肉づけのほうに回したという整理になっております。

○坂口委員 やっぱり予算というのは、当初で極力必要なものについては組んで、一日も早くそれを支出していくということが公金の波及効果、地域経済への貢献とか、これは物すごく大きいものを持っていると思うんです。公金の支出に関しての第2、第3の効果です。

だから、そういう意味では政策判断を求めて、知事がかわれれば、この予算については一旦財政との協議なり、あるいは内部での可か否かというのを判断するというのは、正確なものについては、これいたし方ない分は残して増額補正をやるべきかもわかんないです。そして、議会の判断をその上で必要とするものもですね。そこに限るべきだと思うんです。何かある程度の額は増額補正せんと、知事選挙があったから形がつかんよなというような考え方があるような気がしてなんのんです。だから、もうちょっと税の歳入歳出については真剣に考慮して行って、その効果というのを最大限発揮するという基本的なものがあつた上でのものでないと。

例えば、最後にある情報関係の携帯電話エリア拡大、これについても、じゃ市町村なり国なりの財政出動との連携はどうだったのか。宮崎県の知事がかわつたことによってそこらが補正をやるのかということ。それから、最終的に、じゃ携帯電話、エリアをどこまで、卓上じゃないんですから山の中の、もう本当に宮崎県内の全てをエリアにしていく計画なのか。そういつ

たものを判断した上で、そして、その市町村なりが事業をどうしてもやりたいということ。そういうものを最初から見通しておく必要があるんです。

だから、例えば、このことについてお伺いしますけど、宮崎県としては携帯電話の通信エリアとして県土全体の中のどこらまで、そして、違う電波の型式なり周波数、型式は一緒だけど周波数、これの通信可能圏域として整備しようという基本的な考え方、どこにある。

○青出木情報政策課長 携帯電話の整備につきましては、現在、県内に、まだ使えない不感地域があるところございまして、その中で、私も市町村の方々の要望調査を行いまして、この地域にもぜひ携帯電話をつながるようにしていただきたい。その中で、これは国と、それから通信業者のほうに相談いたしまして、その中で通信業者のほうから、そこに事業参入する、可能だということにつきまして、私どものほうも予算の範囲内で補助をさせていただいているところでございます。

坂口委員から先ほど御質問がございました。どこまで整備していくのかというお話でございますけれども、私ども県民の方々が住んでいらっしゃる地域で、なおかつ当該市町村によって、これ整備したいという御希望がある限りは、可能な限りは支援してまいりたいと考えているところでございます。

○坂口委員 だから、そこらも宮崎県全体にかぶせるということは、これは不可能です。そしてまた、そういったところで本当に利用価値のないところに膨大なアンテナ等を整備すれば、これ事業負担率もふえるかもわかりませんし、自治体、市町村の限界もあるかも。だから、そこらも一旦、基本的な考え方というものは、国

県道が通ってるところはもう全てやろうじゃないかとか、それ以外でも、例えば公園か何かで、そこに入り込みが常時想定される、あるいは登山コースになってて遭難なんかも……。そういったもの、ランクづけすべきと思うんです。全てやる、やらないじゃないんです。

そういった考え方を持つといて必要なものについては、9月あたりのヒアリングのころから市町村あるいは国、事業者との打ち合わせをやりながら、これ当初で組んでいくもので、決してこれは補正予算で、その大方8割ぐらいのもの予算を補正で組める。じゃ、なぜ当初でそれだけのもの、こさえられていたのかということ。これが100%補正でならいいんです。何らかの緊急的な理由があったとか、補正じゃないとできなかつた。だけど、当初である程度見て、補正でその8割ぐらいの追加補正をやるなんてのは、このエリア拡大事業にどうしてもこれ理解ができません。だから、形として何ぼか補正、我々にもじゃ、75%当初で組もうと。あと25%ぐらいは大まかに次の補正らしいぞと。だから、これを仕分けしといて、これとこれを後から出す玉にしようというのは安易な考え方のもので、形式としてやられたような気がしてならないんです。だからといって全て当初で組んでも、知事選挙の後、ほんの一、二カ月のことじゃないかということで、それは全部当初でもいいということは言ってない。やっぱり議会というものはしっかり、我々は一つ一つその政策判断の上で、これ本当に必要なものだったのか、あるいは県民に信任を問うたその結果出てきた知事の政策提起なのかということ判断する必要だったり、それ全てやるとはいってない、必要なものだったり、それに適するものはやっぱり補正でやるべきと言ってるんですけど、

じゃ、違う視点からお聞きしますけど、この補正をやらなかった、当初で組んであったもの、ゼロじゃなくて当初持って増額したもの、これでこの増額補正がなければ知事の政策の事業、政策的な事業効果に著しい影響を与えてしまったものというのが、本当にこの補正で組まれてるのか。補正であってもなくとも事業の箇所がふえたとか、あるいは優先順位が一つひっかかったものが、またひっかかっちゃったわなというの、そういう類いの補正なのか。そここのところ、これ真剣にやれば、この補正がなければ知事の政策あるいは県民に約束したことの履行に大きな影響があるというものに対しての増額であるべきと思う。当初組んで、それをふやしていく。そこはどんなんですか。これはもう部長に。基本的な考え方です。個別の事業じゃなくて。

**○茂総合政策部長** 予算編成でございますけれども、基本的な考え方としては、やはり通年でやらなきゃいけない事業、年度当初からやらなきゃいけない事業というのは当初予算で計上しまして、それから、さっき言われましたけど、政策的なもの、そういうふうなものであり、なおかつ4月からやらなくていいというものについては補正予算、肉づけ予算で対応してるというのが基本的な考え方だと思っております。

**○坂口委員** だったら、毎年そのやり方でやるべきです。知事の選挙があったからということで、これは知事の政策判断で、県民に信任を問うて知事が選ばれた。その個人の政策的な判断に基づいての補正だということで、今回、我々はこの補正予算案を受けてるんです。やっぱり周年としてるものはもう4月1日からスタートせんと、予算がもう使えないからというものは当初で組んで、そうでなくて、これはもう第1

四半期じゃなくて、第2四半期、第3四半期にやる事業だからというんだったら、例年そうやるべきです。そして、その都度その都度本当に真剣にやって、昨年9月から始めたヒアの中では、そんな優先性なかったけど、今ここに至ったら本当にこれは緊急性が出たわな、じゃ、これ、次に補正で上げていこうかと。議会ごとに補正やってるのが今の部長の、僕は答弁の考え方の基本はそこだと思います。そうでなくて、知事選挙があったがための、これ補正なんですよ。だから、政策的経費の補正なんですよというのは知事が何を訴えたのか。だから、必要になって、それまでは周年だけれども、これは台風月にしか必要がない。例えば、これは県土整備になるけど、大方災害が出るのは土木の構造物なり、災害復旧、これは大方梅雨の時期あるいは台風の時期と。それならまだ補正でいいじゃないですか。これだけ緊急性が、いつ起こるかわかんないからということで、基本的には当初で対前年額をまず組むんじゃないですか。補正でほとんど残すときだってあって、それはやっぱり当初で組むべき予算だと思うんです。今の周年必要があるものを当初で組んで、けど、緊急性が出たときに補正やるんだと言えば、これは選挙関係ないです。今度の説明はそうじゃなくって、昨年12月に選挙が行われましたために、今回、補正を上げました。どうぞ、御審議くださいって、我々は付託を受けたんです。そこはどうなんですか。

**○清山委員長** どなたか答弁ありますか。

**○坂口委員** いえ、僕が間違いか、今の部長の説明が間違いか、それとも同じことを言ってるのか。

**○茂総合政策部長** 非常に、何ていいますか、難しい話だと思っておりますけれども、私、おっ



しゃることもよくわかります。それで、これについては、私ども総合政策部だけの判断も難しいところがありますので、総務部とも協議をさせていただきたいと思います。

**○坂口委員** そう難しく考えずに、じゃ、知事選挙がなかったとしたら、この補正で上がってきたものは、これまでの予算の措置の仕方としてはどんな措置をされてたのかという、予算の計上を、編成をされてたのかという。だから、基本的には年間5,000億なら5,000億の財政を確保して、支出をしていく。それを、全体を見ながら優先順位を決めて、一刻も早く条件が整えば出して行って、早期に発注をしたり、早期に事業を実施したりして、極力、税金をもう民間の懐の中に入れようじゃないかと。例えば、去年、議会でも、あるいはいろんなところで話題にもなったし、課題等もあった。本県の県債収支のプラマイ、これは5,800億だったですか、ぐらいマイナスになんだ。出ていくお金というのが2兆1,150億ですか、入ってくるお金というのは1兆6,000万何がしかしかない。この穴埋めのものというのは税金か何かを東京から持ってきてプラマイする必要、出ていく金ばかりが多かったらこれしかないじゃないですか。貿易収支で言えばプラマイゼロにしてないと、また、出すお金、だんだん。だから、その出すお金、ようやく交付金なり補助金でとってきたわけだから、一刻も早くその埋め合わせをするという、これ税金支出の大きなものです。直接アンテナを建てました。これで税が100%、目的を果たしました。物をつくりました。土木が100%、税を使ったものを、目的を達しましたじゃなくて波及効果、これを今、本県はすごく期待してるんです。だから、そういう意味から一刻も早く組めるものをして、必要なもの……。

議会が何ら問題にならないと自信を持ってるものについては当初で組むべきだということで、何か最初から、頭から当初予算は85%ありき、あとは15%は補正ありき、あるいは75%ありき、25%補正ありきの判断でこれ仕分けして、これとこれを、じゃこの玉を補正で出していかんといかん。これ今までの、前回は前々回の選挙も河野知事に限らず、そうだったんですけど、これだけ財政がきつくなってきてる時点で、やっぱり同じ考えじゃいけないということも言っていて、だから、同じ考えでやってるんですよということならいいんだけど、それは違うんだ、やっぱり形式にこだわった部分がある程度、ここで委員会でお認めになる必要はないけれども、そこらは今後しっかり肝に銘じたり、予算編成なり、補正の上げ方なりをやってほしい。議会も真剣になってます。本県の、というか、今の経済状況を何とかせんといかんと。そここのところからの要望にとめます。

**○金子総合政策部次長(政策推進担当)** 委員、御指摘の今回の補正の考え方なんですが、財政課のほうでまとめました6月補正後の27年度当初予算の姿というのがありまして、今回の当委員会にお願いしてまず総合計画アクションプラン、その体系に沿った事業を今回、全部整理しております。知事の政策提案を踏まえ、それに沿った事業体系といった形で整理をして、今回、アンダーラインを引いた事業についても追加補正をお願いするという形でお願いして、4年に1回どうしてもこのような形で補正させていただくことが現状でございますが、御趣旨のとおり、県内経済の現状を捉まえた場合は、やはり年度当初からしっかり組むということ大事だと思いますので、今後、このやり方につきましては、財政当局と協議していきたいと思いま

す。

**○坂口委員** いや、そうじゃなくて、例えば、今のアンテナ整備なんて、これ当初で何ぼやったですか。補正前に2,738万8,000円を組んでるんです。そして、そのアクションプランなり、あるいは何らかプランというものができなかった場合は、これはもう組まないままだったのか、それがなければ、どういう条件で処理されてる。あるいは、その中にうたい込みをいつの時点で始めたのか。だから、これを当初、なぜ2,700何がしか、38万8,000円といったかな、組んだのかということ。これは補正ありき、次に補正やろうということで組んでるんじゃないの。

それと、今のアクションプランを、じゃ、そんな説明だったら議会の判断を問うてからになるんじゃないの。

**○清山委員長** いいですか。

**○青出木情報政策課長** 情報政策課でございます。委員から御質問のございました携帯電話のエリア整備事業でございますけれども、実は、今回、お願いしております補正で、その補正額全てが携帯電話等エリア整備事業の、本年度の全てでございます。当初の段階で組んでおります補正前の2,738万8,000円、この携帯電話以外の事業もこの中に入っております。したがって、携帯電話に関しましては、今回、全額この6月補正予算として認めていただきたいということで、今回上げさせていただいているものでございまして、もともと2,738万8,000円でございますけれども、大きな事項で、これが、地域情報化対策費というところになりますけれども、地域情報対策費の中にこの携帯電話エリア整備事業とは別に、宮崎情報ハイウェイ21の管理運営事業に関しての予算がございまして、

そちらのほう、当初の予算でお願いいたしまして認めていただいたと。今回、新たに、携帯電話に関する分を追加でお願いしたというところでございます。

**○清山委員長** 坂口委員の指摘は大事ですので、全体の当初予算編成方針にかかわることですので、総務部での審議に持ち越して、また、そちらでも審議することとしましょうか。

**○坂口委員** この全国知事会。

**○井手総合政策課長** 全国知事会については、御指摘のとおり、これにつきましては、定例的に行われる会議の開催経費がついておりまして、当然一部骨格のほうに回せるものがあるかと思っております。ただ、それ以外のものも含まれてるということだけ申し添えさせていただきました。

**○坂口委員** だから、ほかのも個別に聞いていって、あと総務とやりたいんだけど、なかなか執行部のほうも、どういう表現したらいいかわからんけど、こだわりというのか、メンツというのかあってから、なかなかこれを変えようとはしないかもわかんないけど、僕はそう感じます。補正というものはそんなもんじゃないな。政策判断でこんな補正なんていって、議会に議案を上げるんだというからこれ説明してあるんです。だから、中を精査していけば、今、委員長がうまく、円滑に効率よく進めんといかんから、あと総務部で尋ねますけど、そのところを真剣にやってほしいというところの要望をしておきます。

**○清山委員長** 関連で。

**○星原委員** ちょっと確認したいんですけど、当初で出せなかった、今度の肉づけで6月に持ってくる、それはそれでもいいと思うんですけど、知事の政策判断なんかで県単だったらそれでも

済むんですけど、市町村と絡んだときに、仮に、じゃ市町村は県のここで予算が通らないと組めないんじゃないかなという感じがするわけです。だから、なるだけそういう県単部分で済むところは、そういう形でまだ肉づけで回していいかもしれんけれども、市町村と絡む場合の予算なんかは、なるだけ当初に出してやらないと市町村も進まないと思うんです。決めかねるところが出てくる。そういう迷惑もかけることなんかを考えると、そこまで判断した上で、これは当初でやっとなかると、あと、また修正というか補正でカバーしたりとかということでも、そういう形にちゃんと当初の部分と補正に持っていく部分をしっかり区分けをちゃんと考えとかなないと、県だけでの問題ならまだいいんです。だけど、市町村も絡むような予算になっている部分があるとしたら、やっぱその辺はちゃんと考えて、もう当初の中で組み込んで、それを見て市町村もまたスタートしていくわけですから、そういう影響というの私もはあるんじゃないかなと思うんで、4年に1回かもしれんけれども、その辺はしっかり、そういう形でやっぱ組むべきじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○清山委員長 どなたか、答弁。

○金子総合政策部次長（政策推進担当） 御指摘のとおりだと思います。十分に個別個別の事業を見ながら、おっしゃるとおり市町村を含めて、早期に執行が可能なものについては、極力当初で対応してまいりたいと思います。

○星原委員 ぜひお願いします。

○清山委員長 引き続き、質疑はございますか。

○丸山委員 歳出予算説明資料の20ページにあります消費生活相談、これ少し教えていただきたいんですが、まず、市町村のほうに設置され

てるということなんです。これ、全ての市町村に設置されているものなのか。

今回、改めて相談の強化をやろうということは何らかの問題があったからという、いろいろ特殊詐欺が去年、最多だということを含めてなのか。どういう思いがあってやったのかということを含めて教えていただきたいなと思います。

○村上生活・協働・男女参画課長 平成21年に消費者庁ができたときに消費者安全法というのが策定されまして、その中で都道府県の役割と市町村の役割が明記されてるんですけども、それから全国的に市町村の消費生活相談窓口の充実、他県は交付金を使ってされてきたんですけども、本県の場合は、全国と比較しますと、まだまだ市町村の相談、市町村のほうで出ている相談割合というのが全国平均と比べますと低うございまして、市町村の窓口の充実強化というのが以前から課題になっております。今回、昨年、消費者安全法が一部改正されまして、市町村の相談窓口の共同化等を図る場合には、県が調整を図ることが必要という条文が新たに設けられたものですから、それを受けまして、昨年度、市町村のほうに意見聴取で回らせていただきましたところ、交付分がいつまで続くかわからない中で、消費生活相談員というのを単独で設置するのはなかなか難しいという声が多かったものですから、それでは共同化あるいは広域化あるいは単独化、どういう形で市町村の相談窓口を充実強化していくかという話し合いを県のほうで、まずはセッティングをさせていただきたいということで、市町村のほうには個別に説明したところ、ぜひお願いしたいというようなことになりまして、今回、この事業で一応共同化をするか、広域化をするか、あるいは単独で設置するのか、いろんなパターンがある

と思いますけれども、そういう話し合いの場を持って行くというのがこの事業でございます。

**○丸山委員** 今の説明によりますと、宮崎県は市町村が相談を受ける案件が他県と比べてかなり少ないと。県としては、今後、身近にある市町村にどういうふうに窓口をしっかりと設けていこうという基本的な計画と申しますか、そういうのはまだ全然なくて、今から市町村と話をしあって、今から青写真をつくっていこう、目的は消費者をしっかりと守っていこうという大きな目的だと思ってるんですが、国としては、県としても基本的なスタンスはまだできてないということなんでしょうか。

**○村上生活・協働・男女参画課長** 国のほうは、消費生活相談窓口の強化作戦というのがありまして、人口5万人以上の地方自治体には消費生活センターを、5万人未満の市町村の50%には専門の相談員を置くという具体的な目標数値が出されておりますけれども、まだ、本県の場合は、そういう目標数値が達成できておりませんので、市町村の相談分担率が、一義的な住民からの相談は68%を受けてるという全国平均に対して、本県は37.7%というような数値も出ております。また、最近が高齢化の進展に伴いまして、なかなか電話だけでは相談が受けられない、近くでの窓口が必要だというような実態もありますので、市町村の消費生活相談窓口の充実強化というのが喫緊の課題になっております。

**○丸山委員** あと、最後のほうで説明あった交付金事業がいつまで続くかわからないというようなことが市町村にあるということだったんですけれども、その辺は改善されたと理解してよろしいのでしょうか。

**○村上生活・協働・男女参画課長** 昨年度、交付金の当初予算化と、あと継続性というのが盛

り込まれまして、29年度までに新たに着手したもののについては、市町村の規模にもよりますけれども、最大39年度まで使えるという方針が出ました。

**○丸山委員** いずれにしましても、消費生活を安全に県民がなされるような形を、市町村としっかりと連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

文化文教課にお伺いしたいんですが、歳出予算説明資料の31ページの大規模修繕に関してです。これは、たしか5年か6年計画でやってたというふうに記憶してるんですが、何年度で終わることなのか、まだ、続くのか。たしか、基金事業でやっていたと思うんですが、基金がどういう状況なのかを含めてお教えいただくとありがたいです。

**○神菊文化文教課長** まず、大規模改修事業の計画等についてでございます。県立芸術劇場は平成5年に開館いたしまして、既に20年以上経過いたしました。施設の老朽化が進んでおりまして、平成19年度以降、31年までの中長期的な計画を立てたところでございます。総額18億5,000万円ということでございます。その中で、安全面を第一にしながら、順次設備の更新を実施していくということでございます。

平成27年度以降、31年度までの間では7億8,000万円を予定していることとなります。今年度は、空調設備と舞台機構でございますが、財源は全額、宮崎芸術文化振興基金を使わせていただいております。これは、平成24年度に県で20億円を造成いたしまして、それを大規模改修に充てていくということでございます。また、この基金につきましても、大規模改修以外の文化環境事業にも充てているところでございまして、今年度、4月末現在の残高、約14億円ほど

になります。

以上であります。

○丸山委員 先ほどの坂口委員との関連になるんですけど、何で補正で出すのかよくわからない感じもしますので、平成31年まで継続していく事業のはずなのに、本来であると当初で組んでもおかしくない予算なのかなと思いますので、その辺も含めて今後の当初予算と補正予算の絡みについては、しっかりと議論をしていただかないとおかしいのではないかなと思ってますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

○清山委員長 何か答えありますか。いいですか。

○新見委員 先ほどの丸山委員の質問に関係することですが、委員会資料の20ページです。今回、財源として推進交付金と活性化基金の2つ使ってますが、基本的に考え方、(4)に事業内容が書いてありますけど、こっちが推進交付金で、こっちが活性化基金、そういった何か基本的な考え方があると思うんですが、そこを教えてくださいませんか。

○村上生活・協働・男女参画課長 26年度までの交付金の名前が消費者行政活性化交付金、27年度からの交付金が消費者行政推進交付金という名称に変わったんですけども、目的としましては全く同じで、県と市町村の地方公共団体の消費者相談窓口の充実強化というのが最大の目的になっておまして、26年度までに積み立てておりましたものが消費者行政活性化基金というもので、27年度から来たお金が消費者行政推進交付金というだけで、中身は全く同じです。中身は変わりません。

○新見委員 ということは、活性化基金のほうは、どんどんこれから減っていくだけになるわ

けね。

○村上生活・協働・男女参画課長 もう、3年で使い切るようにとということですので、もう減っていく一方です。

○新見委員 わかりました。

○清山委員長 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に、補正予算以外の議案に対する説明を求めます。

○井手総合政策課長 それでは、総合政策課、議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」、説明をさせていただきます。

委員会資料の23ページをお願いします。

宮崎県総合計画の変更についてでございます。

1にございますように、本県の総合計画、未来みやざき創造プランは、(1)の長期ビジョンと(2)のアクションプランで構成されております。

長期ビジョンにつきましては、さきの2月定例県議会で改定の御議決をいただいております。アクションプランにつきましては、長期ビジョンの中身、そして、知事の政策提案を踏まえた今後4年間の実行計画として構成をしているものでございます。

次に、2のほうにあります、アクションプラン(案)の概要でございます。

従前のアクションプランと比較した表をつけております。表の下のほうの欄にあります重点施策につきましては、右の従前の10本から、左のほうにあります8本に再構成をしております。

重点施策のほうの中身につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、策定経緯でございますが、3でございます。

昨年7月に総合計画審議会に諮問をいたしまして、その後、審議会、専門部会、さらに地域別での市町村、また、県民の皆さんとの意見交換等を経まして、さきの2月県議会で、先ほど申しましたように、長期ビジョンについての議決をいただいたところであります。この間もビジョンだけではなく、施策そのものについても御意見をいろいろ承っております、この長期ビジョンの議決後、施策そのものについてのアクションプランという形の議論を行いまして、今議会に提案をするところになりました。実質的に、このアクションプランも含め、1年間にわたって議論をしてきたことを反映したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、全体の構成像を説明させていただきたいと思っております。

左側のページ、24ページの上のほうの欄でございますが、今回の見直しに当たりまして考え方を整理しております。

まず、口蹄疫からの再生・復興等、まだまだ復興の途上ではありますけれども、これにつきましての一定の道筋が見えてきた点、さらに、新たな成長の発展基盤も整いつつあるというような、これまで4年間の成果、また、人口減少による労働力の不足、経済の縮小の懸念、さらに、東日本大震災の経験を通じた危機管理体制の強化、県民の皆さん方の価値観・意識の変化といったような課題と情勢変化を踏まえて、その下のほうの黒丸にまとめてございますが、これまでの基本目標を継承しながら、成長の芽をさらに伸ばし、社会・経済情勢の変化に対応するための長期戦略を中心に長期ビジョンを改定しております。

そして、これに基づいて、今回、新たなアクションプランを策定したものでございます。

右側のほうのページの上段に、その長期ビジョンで示しました時代の潮流、将来推計と予測、本県の特性をまとめております。

特に、真ん中のグラフになりますが、将来推計でございます。

ケースの1と2に分けて、2つの人口推計をしておりまして、ケースの1は、これまで過去の傾向に基づく推計ということで、平成42年には、本県人口97万9,000人となっております。それに対しまして、ケース2、これにつきましては、条件を、合計特殊出生率を2030年までに2.07まで段階的に上昇させ、若年層の流出を30%抑制させた推計でございますが、これによりまして、101万9,000人となりまして、本県人口100万人を維持できるものとしております。

なお、ケース2における国勢調査が実施される平成32年の推計値、これをここに記載しておりますけど、108万1,000人となりまして、これをアクションプランの目標値としております。

次に、両ページの下半分が総合計画の全体の概念図となります。

左側の24ページのほうが長期ビジョンでございます、基本目標「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」でありますとか、目指す将来像、この辺を継承しております。そして、その実現のために、その下のほうの欄に記載してましますけれども、長期的視点から重点的・優先的に取り組む8つの長期戦略を構築しております。

これを踏まえながら、右側のほうに行きますが、アクションプランでございます。本年度からの4年間を計画期間としまして、大きな矢印で示しておりますけれども、左側の長期ビジョン、そして、下側に書いております、知事の公約を踏まえて策定をしたところでございます。

今後、4年間の施策目標といたしましては、

知事の政策提案も踏まえて、「みやざき新時代」を切り拓く」としております。

具体的に、下のほうに重点施策～新しい「ゆたかさ」展開プログラム～という形で目標の達成を目指すことにしております。このプログラムにつきましては、長期ビジョンの8つの戦略に沿った形で、やはり8個のプログラムという形で構成をさせていただいております。

それでは、その重点施策の中身について説明をさせていただきたいと思っております。

中身につきましては、一応お手元に別冊という形で、本冊がお配りされてると思っております。左側の肩に宮崎県総合計画と書いてあるものでございます。ごらんのように非常に分厚いもので、時間の関係もありますので、はしよりながら、説明をさせていただきます。

まず、12ページをお開きいただきたいと思っております。ここからがプログラムの内容になります。

最初に、一番上のプログラムとしまして、人口問題対策プログラムという名称で記載しております。この両ページ、俯瞰してごらんいただきたいんですけど、まず、冒頭に、現状と課題ということで、本県の現状、課題を取りまとめております。それに対する取り組み方針として、大きく、このプログラムに対する本県の取り組みの方針をまとめております。その下にプログラム構成ということで、重点項目を幾つか設定をして、それぞれ具体的にどういうことを重点的に取り組むかというのをまとめております。そして、その次、右側のページの真ん中になりますけれども、このプログラムで目指す姿をあらわす指標を幾つか設定をして目標値をあらわしております。最後に、関連する施策の柱ということで、長期ビジョンとともに、本県情勢として、今後、2030年までに取り組んでいきます

分野別の施策をまとめたものでありまして、その関連するところをここに記載をしております。こういう構成でそれぞれのプログラムを記述しております。

では、重点的に取り組むところだけをかいつまんで説明をさせていただきます。

まず、この人口問題対策プログラムにつきまして、14ページ、開いていただきまして、重点項目1、子育ての希望を叶える環境の整備ということで、取り組みの1の1の実施内容という形で具体的に書いております。

丸の1番目にありますように、例えば、県が、みやざき結婚サポートセンター、仮称でございます、これを設置して結婚支援等を行い、出会いから結婚まで、結婚からさらに子育てまで、ライフステージに応じた支援策に取り組むというような形にしております。

16ページのほうを開いていただきますと、重点項目の2ということになります。取り組みの2の1ということで、重点項目2番目の1番目の取り組みということになります。若者の県内就業の確保ということで、丸の2つ目あたりにありますけれども、みやざきJOBパークプラスを設置しまして、就職の相談・職業紹介などを通じまして若者の流出抑制に取り組むと。こういうような記載になります。

さらに、18ページにまいります。重点項目3ということで、取り組みの3の1、UIJターン者の移住・定住の推進ということで、特に、丸の2番目になりますけれども、このあいだオープンしました、東京と宮崎に、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの設置等を行いまして、UIJターン促進の強化に取り組むというような形をまとめたものでございます。

続きまして、開いていただきまして、20ペー

ジになりますが、ここから人財育成プログラムということになります。人づくりに関する施策の重点施策でございます。

23ページに、重点項目1ということにしておりまして、子どもたちの「生きる力」の向上等による将来世代の育成促進を掲げております。

取り組み項目1の1、親子、地域のきずなを深めて、家庭、地域の教育力の向上を図るでありますとか、その下の1の2、生きる力を育む教育の推進、教育環境の整備・充実等を最初に掲げております。

なお、開いていただきまして、24ページになります。上から2つ目の丸の後段でございますけれども、知事の政策提案等を受けまして、日本一の読書県に向けた取り組み等を記述をしているところでございます。

さらに、26ページになりますけれども、重点項目2でございます。これにつきましては、産業界、学校の連携によるキャリア教育等を掲げておりまして、取り組み2の1の2つ目の丸等でございますが、インターンシップ、職業体験等の充実を図る仕組みづくりでありますとか、27ページでの取り組み、2の2になりますけれども、1つ目の丸になります。総合的な産業人財育成システムの構築でありますとか、中小企業等を支える中核人財の育成等を明確に記述しております。

29ページになりますが、重点項目の3といたしまして、誰もが生涯学び続けられる環境づくりと全員参加型社会の実現としまして、取り組み3の1、女性の活躍でありますとか、取り組み3の2、高齢者の活躍でありますとか、あと、30ページ目になりますが、障がいのある方々、自立に困難を抱える方々の活躍促進等をここにまとめております。

続いて、32ページになります。産業成長プログラムでございます。

これにつきましては、重点項目としまして、35ページから書いております。

まず最初に、本県産業、雇用を牽引する成長産業ということで、取り組み1の1で、これまで鋭意取り組んできましたフードビジネス、そして、取り組み1の2としまして、県外からの外貨を獲得する成長産業と中核的企業の育成ということを掲げております。こちらのほうにつきましては、36ページの一番上の丸にありますけれども、東九州メディカルバレー構想でありますとか、4つ目の丸でございますけれども、域外からの外貨獲得により売り上げ向上を図ろうとするような中核的企業の育成に取り組むということにしております。

さらに、37ページからの重点項目2としまして、本県の基幹産業であります農林水産業の成長産業化を図るということで、まず最初に、マーケットインの考え方から物流・販売力の強化、そして何より重要な生産基盤の強化ということで、取り組み2の1と2の2ということにまとめております。

さらに、38ページになりますけれども、人口減少時代におきまして非常に課題となります担い手の確保、経営体の育成確保等を整理をしたところでもあります。

40ページでございます。産業の成長を支えるという観点から、陸・海・空の交通物流ネットワークの整備ということで、取り組みの3の1、3の2にありますように、東九州自動車道を初めとする道路の整備、そして港湾の整備、それに、取り組み3の3ということで、ソフト面まで含めた交通物流ネットワークの充実というところを、この産業成長の中で記載をしております。



す。

42ページに、もう1点、今、グローバル化という形で、アジアを初めとする世界市場の開拓というところを入れております。

次が、44ページからの地域経済循環構築プログラムでございます。

今の成長産業を図ることによって得た外貨を地域の中できちんと循環をさせようというようなことでのプログラムでございまして、44ページになりますけれども、重点項目の1として、実施内容の丸の一番上に書いてありますけれども、域外から外貨を取得してきた中核的企業と県内の中小企業、小規模事業者の取引、連携を通じて地域経済の循環を促進するということを第1番目の考え方としております。

さらに、2番目の丸にございますけれども、中小企業、小規模事業者が取り組む新商品等の開発、新たな生産、販売もしくは導入などを支援をしていくというような形で、域内にきっちり経済循環をつくっていくということを考えます。

そのために、47ページになりますが、取り組み1の2、産学官の連携の強化でありますとか、47ページ、県民運動等を使いました県内の需要喚起を図っていくということにしております。

また、この経済循環構築プログラムの中では、49ページになりますけれども、特に、県際収支を考えた場合に、非常にエネルギーの輸入が多いということを踏まえまして、地域資源エネルギーの循環促進という形で、ここに掲げております。環境新エネルギー関連産業の育成でありましたり、エネルギーそのものの利用促進をここに書いてあります。

次の50ページからが観光再生おもてなしのプ

ログラムということになります。

まず、52ページの重点項目の1としまして、宮崎ならではの魅力ある観光地づくりということで、これまで取り組んできました神話を使った観光地づくり、また、取り組みの1の2になりますけれども、地域の観光資源を掘り起こして、そして、磨き上げていくということで、特に、実施内容の丸の3つ目に書いてますけれども、官民一体のプロジェクトチームを立ち上げて、具体的なテーマや地域をターゲットとした観光戦略の企画・実践に取り組むというようなところを記載をしております。

また、53ページになりますけれども、効果的なPRと情報発信ということで、丸の3つ目、今般、発表しました「日本のひなた 宮崎県」というキャッチフレーズの打ち出し等、統一的な情報発信に取り組むというところがございます。

あと、54ページからは重点項目の2ということで、スポーツランド宮崎の取り組みを掲げております。

さらに、55ページ、今、取り組んでまいります外国人観光客、また、MICEに関する積極的な誘客、誘致の強化ということを上げております。これは、いずれもオリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたものとなっております。

さらに、56ページからが文化スポーツ振興プログラムということで、今計画の目標であります新しいゆたかさの実現を目指すために、文化とスポーツを新たに柱立てしたものであります。

58ページの、まず、重点項目1ということで、県民が文化に触れる機会づくりに努めるとともに、59ページになりますけれども、スポーツということで生涯スポーツ、1130県民運動の展開

等の生涯スポーツでありますとか、あともう一点、競技スポーツの振興ということで、オリンピック・パラリンピック大会等を目指して、国際大会や全国大会で活躍できるようなアスリートの育成というところを掲げております。

さらに、60ページになりますけれども、文化という観点から、地域への誇り、愛着（郷土愛）の醸成というところをここに上げております。特に、取り組みの3の1ということで、地域の理解を深める、地域そのものを学ぶ宮崎学というようなことを提唱しています。そして、取り組みの3の2ですが、今、一生懸命取り組んでます世界ブランドと、実施内容のところそれぞれ書いておりますけれども、世界文化遺産の登録を視野に入れた西都原古墳群でありますとか、世界ジオパーク認定を目指す霧島ジオパーク、さらに、世界農業遺産を目指してます高千穂郷・椎葉山の山間地の農林業複合システム、さらに、綾にありますユネスコエコパークに加えて、祖母傾山系の周辺地域のユネスコエコパークの登録、この辺を具体的に書いております。

次が、62ページからのいきいき共生社会づくりプログラムでございます。

これにつきましては、本県の地域づくりでありますとか、健康づくり、福祉、医療等、少し幅広いところをこのプログラムのところでまとめております。共生という概念でくくっております。

まず、65ページ、重点項目1ということで、生活に必要な各種サービスや機能の維持、効率的な提供に向けた環境の整備ということで、生活に必要な機能の維持、補完でありましたり、県民参加型の地域経営の推進でありましたり、こういう地域づくりのところをまず書いております。

次が、67ページで、重点項目の2ということで、非常に県民にとって大事な、地域における福祉医療等というところで、取り組み2の1として、地域医療の充実、強化、そして、取り組みの2の2としまして、地域における福祉の充実ということを書いております。いずれも今後の地域の中に非常に大きな課題となってくるものをまとめております。

69ページの重点項目の3ということで、健康づくりということでありまして、取り組みの3として、生涯を通じた健康づくり、この辺では、新しい言葉として、ロコモティブシンドロームの予防等を書き込んでおります。取り組みの3の2ということで、生きる喜びを実感できる社会づくりということで、実施項目の2番目の丸でございますけれども、県、市町村、専門機関等が連携して自殺対策に総合的に取り組むというところをここで記載をしております。

あと、71ページからが、低炭素社会に向けた自然共生のくらしづくりというところであります。地球環境等の保全につきましても、この中で記載をしております。

次が、73ページになりますが、重点項目の5としまして、安全・安心、人に優しいまちづくりということで、ユニバーサルデザインでありましたり、犯罪が起きにくいまちづくりでありましたり、そういったところを書いております。

次が、このプログラムの最後となりますが、76ページ、重点項目の6で、中山間地域の維持・活性化ということでございます。これにつきましては、これまで取り組んできました、いきいき集落でありましたり、中山間盛り上げ隊でありましたり、そういったところを記載しながら中山間地域の活性化を図っていく、また、日常生活の維持・向上に取り組んでいく。さらには、

特に、6の2の下の方の項目、3番目の丸でございすけれども、鳥獣被害等も、きちっと整理をさせていただいております。

最後は、8番目のプログラムでございます。78ページからの危機管理強化プログラムでございます。

これにつきましては、80ページに重点項目の1としまして、ソフトとハードの両面からの防災・減災対策ということでございまして、特に、80ページの下段でありますけれども、取り組み1の3災害に強い県土づくりということで、実施内容、1番目の丸でございすけれども、重点的な河川改修、また、砂浜の再生などのハード対策、それに加えて、逆に戻りまして、取り組み1の1当たりには書いていますけれども、自主防災組織の活性化でありましたり、消防団員等の確保、防災士の養成、向上など、ソフト面での充実を図っていきたくて考えております。

83ページが重点項目の2ということで、緊急輸送、救急医療の部分と、そういう面からの社会資本のマネジメントの部分を書いております。

あと、最後になります、85ページのところでございす。重点項目の3、4ですが、まず、3としまして人への感染症、これ新型インフルエンザ、MERS等、問題となりますので、人への感染症についてもきちんと、そして、86ページが家畜伝染病、これについても危機管理強化というところで取り上げさせていただいております。

最後に、つけ加えになりますけど、88ページから、それぞれのプログラムごとに重点指標を設定しています。これの解説を88ページから92ページまでつけております。

また、いろいろ新しい用語等も出してきておりますので、98ページから用語の解説というこ

とでつけさせていただいております。参考にさせていただければと思います。

説明は以上でございます。

○石崎中山間・地域政策課長 委員会資料の26ページをお願いいたします。

議案第17号「宮崎県中山間地域振興計画の変更について」御説明いたします。

まず、1の改定の趣旨でございますが、現行の計画は、宮崎県中山間地域振興条例第7条の規定により、平成23年9月に策定いたしまして、産業の振興を初めとする3つの重点施策のもと、中山間地域の振興策を総合的に推進してきたところで、さまざまな取り組みの結果、一定の成果も見られています。

しかしながら、その一方で、人口減少に歯どめがかからない状況が続く、また、地域活力の低下等が懸念されるなど、中山間地域を取り巻く環境は、依然厳しい状況にありますことから、中山間地域における課題の解決と振興策のさらなる推進を図るために、今回、計画の改定を行うものでございます。

2の改定の経緯にありますとおり、昨年度当初より作業を進めてきておりますが、地域の状況や課題等を把握するため、中山間地域の市町村及び集落住民へのアンケート調査、県内全市町村を訪問しての意見交換、中山間地域振興協議会及び集落座談会を通じた意見交換等を行うとともに、総務政策常任委員会で骨子・素案等を説明させていただきまして、今回、改定案を取りまとめたものであります。

次に、27ページをごらんください。

3の計画(案)の概要でございます。

まず、(1)計画案の構成でございますが、改定計画案は、3つの章立てで構成されております。下段の(2)改定の主なポイントにご

いますとおり、第2章で、中山間地域におけるこれまでの取り組みや現状を踏まえた上で、中山間地域づくりを進める上での主な課題を大きく4つに整理しております。

また、第3章第3節において、さらにその整理した課題の解決に向け取り組む施策を、仕事がある中山間地域づくりを初めとする4つの重点施策として掲げたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、28ページから29ページにかけて、その4つの重点施策の概要をまとめております。

まず、28ページの一番上、1の仕事がある中山間地域づくりでございますが、産業の振興、新たな産業の創出を図るとともに、地域経済循環や鳥獣被害対策に関する取り組みを通じて、中山間地域で暮らしていくことができるよう、仕事がある環境づくりを意識した取り組みにより、雇用・所得の確保に努めてまいります。

2つ目が、子育て環境等の整備と移住・定住の促進でございます。

中山間地域で安心して出産・子育てができるよう、福祉や教育等、その環境づくりに取り組むとともに、移住・定住対策につきましては、より効果的な情報発信や移住者の受け入れ態勢の整備と定住の促進等、これまで以上に取り組みの充実・強化を図ってまいります。

29ページの3の集落の維持・活性化と新たな絆の創造等でございますが、中山間地域の住民の主体的・意欲的な取り組みや地域間の交流・連携に対する支援に取り組むとともに、高齢化等の状況が特に厳しい集落への支援、集落の維持・活性化を担う人財の育成・誘致等に取り組んでまいります。

そして、最後の4の安全・安心な暮らしの確保でございますが、中山間地域で安全に、安心

して暮らすために必要な医療や福祉、交通や買い物、情報等に関する施策の推進、さらには、防災・減災のための体制づくりや強化等に取り組んでまいります。

それでは、お手元に別冊で、宮崎県中山間地域振興計画(案)をお配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

それでは、目次等、4枚おめくりいただきますと、1ページ、第1章、計画の改定に当たってであります。

計画改定の趣旨等は、委員会資料で御説明したとおりでございます。

今回の計画の計画期間でございますが、平成27年度から平成30年度までの4年間としておりまして、対象地域につきましては、3ページをごらんいただきたいんですけれども、地図にありますように、条例で定めております地域、23市町村でございます。

次に、4ページをごらんください。

第2章、中山間地域の現状と課題であります。

まず、前計画の中山間地域対策であります。現行計画における主な取り組み内容と成果をまとめています。

1の(1)産業の振興では、フードビジネスの展開や鳥獣被害対策の推進、また、5ページの(2)集落の活性化につきましては、いきいき集落や中山間盛り上げ隊等の集落支援策、(3)の日常生活の維持・充実につきましては、ドクターヘリの運航やバス等に対する支援、そして、県民運動の展開に取り組んだところでございます。

なお、6ページは、現行計画で設定しております目標指標の達成状況をお示ししておりますが、おおむね90%以上というところでございますけれども、集落点検の実施、市町村数など3

つの指標について、現在のところ目標を下回っている状況でございます。

それでは次の、第2節、中山間地域の現状でございます。

こちらでは、現在の中山間地域の現状を分析しておりますけれども、まず、人口等の動向でございます。人口につきましては、今後の推計等についてとりまとめておりますが、中山間地域におきましても人口の減少がどんどん進んでいくということが見込まれております。

9ページをごらんいただきたいと思います。年齢階層別の人口構成をあらわした上段のグラフでございますけれども、中山間地域において、より少子高齢化の傾向があらわれております。

また、世帯類型に対する下段の表をごらんいただきますと、中山間地域の数字が上段の数字で、中山間地域以外が括弧でくくっている数字でございますけれども、中山間地域は高齢者の単独世帯や3世代同居世帯の割合が、中山間地域以外に比べ高い状況でございます。

10ページをお開きください。人口動態についてでございますが、まず、上側の自然増減率の推移でございますけれども、中山間地域について、より自然減が進行している状況でございます。

また、11ページでは、社会動態について分析しておりますが、上段のグラフ、中山間地域の年齢階層別の社会動態でございますけれども、10代から20代の若い世代が県内外に流出している状況でございます。

次に、14ページをお開きください。

(2) 集落の状況等ということで、今回、この計画の改定について当たり実施いたしましたアンケート調査の結果をとりまとめております。

14ページでございますが、中山間地域市町村

へのアンケート調査でございますけれども、中山間地域において、より集落で高齢化が進んでいるほか、集落機能の維持につきましても、良好とする集落が減る一方、機能の低下の集落がふえています。

また、15ページの②、これは、集落代表者へのアンケート調査結果でございますけれども、下のグラフでございますとおり、約85%の方が、現在住んでいる地域に住み続けたいという回答がございました。

また、次に、16ページでございますけれども、地域の活性化に必要な施策についてお尋ねしたもので、医療や福祉、地域課題の住民による検討、鳥獣被害対策、子育てという4つの内容が、前回調査時と同様、多く挙げられております。

また、17ページの(3)生活機能の状況のうち、上段の表でございますけれども、買い物、交通、病院の状況を市町村に調査した結果、問題が生じていないとする集落が、前回調査時より減る一方、生じているが深刻ではないとする集落がふえております。

次に、19ページでございますが、こういった状況を踏まえまして、主要な課題を4つ、地域での雇用・所得の確保、人口の自然減・社会減対策の推進、集落の維持・活性化のための仕組みづくり、安全・安心に暮らしていくための機能の維持・充実と、4つに整理したところでございます。

それでは、23ページをごらんください。

先ほどの常任委員会資料で概略を御説明いたしました。重点施策についてでございます。

まず、仕事がある中山間地域づくりの(1)農林水産業の振興でございますが、この23ページの①から⑤までが農業関係の施策を挙げておりますけれども、地域の特性を生かした農業の

生産振興や担い手確保対策などに取り組んでいます。特に、①の4つ目の丸でございますが、農業を核として、林業、土木等の地域の産業が連携した雇用組織を設置するなど、地域での周年雇用システムの構築などを図ってまいります。

また、24ページ、こちらの⑥から⑧までが林業関係でございます。こちらにつきましては、伐採後の確実な再生林を進めるあるいは循環型の木材産業づくり、担い手づくり等を進めていくことにしております。

また、25ページの⑨から⑪までが漁業関係でございます。これにつきましては、水産資源の着実な回復や魚価の向上、後継者、担い手の育成等を引き続き進めていくこととしております。

26ページの(2)新たな産業の創出等でございますけれども、引き続き、農商工連携、6次産業化、フードビジネス等を推進してまいります。

また、27ページ、(3)鳥獣被害対策を掲げておりますけれども、ページをめくっていただきまして、28ページ、②の新たな視点に立った総合的な対策の推進の、最後、4つ目の丸でございますけれども、捕獲した鳥獣の利活用についても進めてまいるとしております。

また、(4)地域経済循環の促進につきましては、域外からの所得の確保を図るとともに、地域内で人・物・金を循環させる仕組みづくりや、新エネルギーの利活用に向けた取り組み等を促進してまいります。

次に、30ページをお開きください。

2の子育て環境等の整備と移住・定住の促進でございます。

(1)子育て支援等の充実につきましては、②において、先ほどアクションプランのほうでもございましたけれども、男女の出会いから結

婚に至るまでの支援策の実施などライフステージに応じた子育て支援の充実を図ってまいります。

(2)の教育の充実等では、子供たちに地域への理解と関心を高め、ふるさとへの誇りや愛着を育むための取り組み等を推進いたします。

31ページの(3)戦略的な移住等の促進につきましては、全県的な推進体制のもと、情報発信や相談対応、移住等された方々へのフォローアップの充実を図るなど、これまで以上に力を入れて取り組んでまいります。

次に、32ページをお開きください。

3の集落の維持・活性化と新たな絆の創造等でございます。

(1)の自主的な活力の向上では、①にございますとおり、集落の現状や課題についての話し合いや、その結果を生かすための計画づくりを促進いたします。

また、(2)都市等との交流・地域間連携の促進では、中山間盛り上げ隊の活動や、広域連携を促進してまいります。

33ページになりますけれども、(3)小規模・高齢化した集落対策としまして、集落の状況に応じた対策が必要との観点から、見守り、相談体制の充実・強化等に取り組みますとともに、②にありますとおり、集落の維持・活性化を図るため、集落間のネットワーク化を促進してまいります。

次に、34ページをごらんください。(4)の人財の育成・誘致では、集落の担い手育成に努めるほか、地域おこし協力隊等、外部人財の誘致について支援を行ってまいります。

最後に、4番目の柱、安全・安心な暮らしの確保でございます。

(1)にございますとおり、医療の確保及び

保健福祉の充実や(2)生活機能の維持・確保、また、38ページになりますが、(4)情報通信基盤の充実及び利活用の促進、(5)防災・減災対策の推進等に取り組んでまいります。

また、41ページから43ページにかけましては、県、市町村、住民等の役割あるいは県民運動の展開、県における推進体制等を記載しております。

また、44ページから参考資料でございます。

これにつきましては、44ページから用語解説を掲載しております。

また、57ページから75ページにかけましては、本編に記載していない参考データを掲載しております。

また、76ページからでございますけれども、県内各地域における取り組み事例を14ほど紹介しているところでございます。

以下、84ページからは、地域との意見交換の概要や、条例と規則を掲載しております。

今後とも新たな計画のもと、中山間地域対策に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

**○清山委員長** 執行部の説明は終了いたしました。ここで、昼休みを挟んで質疑を行うことといたしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後0時58分再開

**○清山委員長** 委員会を再開いたします。

先ほど説明がございました議案についての質疑はありませんか。

**○坂口委員** 創造プランの考え方ですけど、説明資料の24ページです。これまでの成果として、

口蹄疫や新燃岳噴火の災害からの再生に一定の道筋がついたと。そういった前提に立ってのプランだということなんですけど、道筋だから悪くなっていかなければ道筋というのかわからんけど、例えば、西都・児湯地域が大方全滅したわけなんですけど、西都・児湯地域と県全体を見てもみますと、これ一つに、商売人がどれぐらい影響を受けて、どう立ち直ったかなというので、年間商業販売額の推移ですか、これ口蹄疫が22年で、前と後の調査期間で4年間とかいう、各スパンの関係で、19年度調査分と23年度調査分、これ比較すると、例えば、販売額が県全体では85.75%まで回復してます。販売額の総額比較。西都・児湯に限って見ると、これが82.92%まで、これが75.65%までしかまだ回復してない。これ、さんさんたる数字です。商業区の一つの指標です。それから、飼われている家畜の牛、豚を合わせた、全ての頭数なんですけれども、県全体では92%回復したと言ってるけど、西都・児湯地域だけ見ると、まだ75%しか頭数が回復していない。

ましてや、今、話題になってる黒毛和牛の子牛が高く、子牛生産農家はいいよと言われてるけど、これなんかも、例えば21年度比較と、これは23年度比較になるかな、したときに、県の全体では確かに、今、87%ぐらいまで回復してるんです。ところが、西都・児湯で見たら、その後の調査はわかんないです。23年度と21年度の比較をやったときには、西都・児湯の競り場に出された子牛の出荷頭数は54.07%です。ほかのところを持って行ってそこの競りにかけてるのがいれば別ですけど、大方そこを通してしか動かんわけですから。さんさんたることで、僕は少なくともこれは一定の道筋とは言えないと思うんです。

なぜそうなったかという、殺さないでいい家畜まで他に迷惑かけないとか、あるいはあのときの何とかや変なの来てたけど、わしら宮崎のワクチン打ちに来たんだなんで、そんなばかなこと言って、それからもう強行にやっちゃった。そこですっぱり畜産に穴があいて全体にすっぱり波及してしまっただけです。そこに少なくとも、まだ道筋がついたなんて言われるのは、西都・児湯を地元としている議員の立場として、とてもじゃないけど。まして、我々の地域というのは農業を主たるというか、農業を得意とする地域です。地方創生が始まるわけです。あなたが得意とするもので伸ばしていきましょと。だから、何かプランを上げろと、戦略決めろと言われてたって、こんだけ穴があいて、今、言っただけの数字です。我々のところは農業が得意なんです。だから、プランを立てました、将来戦略を立てましたと言っただけで、おまえの計画は農業以外が得意のところにもまだ届かないぞと。とてもじゃないけど地方創生の波に乗れない状況なんです。だから、やっぱりこの穴埋めをするというプランがないと、これは地元の責任でも罪でも何でもなかったわけです。協力してと言われて頼まれてやった行為なんです。あと、基金で賄ってやるとか、やっぱりいろいろなことで賄ってやるという話もありました。だけど、それも功をなしてない。ここらはどうするかというのは、このプランのこれまでの成果、そして、基本的に分析のところは欠けているような気がするんですが、そこはどう見ておられて、今後どう補完されていくのか。

**○井手総合政策課長** 非常に厳しい課題だと認識しております。説明に少し加えますけど、やっぱり復興に関してはまだまだ途上だと考えております。したがって、例の口蹄疫復興の基

金の援助についても国に要望をしておりますし、その中で、分析した中で、やはり坂口委員がおっしゃるような数字が検証できております。全体としての部分を見ましても、宮崎全体で見ましても、九州全体の伸びからするとまだまだ低位、口蹄疫前の数字に戻したとしても、その伸びは、ほかの県は伸びているという状況を我々も認識をしておりますし、県内で見ると、やはり西都・児湯地域の落ち込みは非常に厳しいものがあると思っております。これにつきましては、フードビジネスのほうでもいろいろ検討してまいりましたけれども、特に農業に関しては、農業長計が今度、策定されていきますので、この辺と連動しながら、地域別に、どこに課題がある、どこを伸ばしていく。特に西都・児湯、復興についてはどう取り組んでいくのか、議論してまいりたいと考えております。

**○坂口委員** そうなんです。そして、ただ、農業みたいに言うけど、農業ばかりじゃなくて、だから、そのトータルとして、例えば、1人当たり平均県民所得とかでもいいと思いますけど、全国の中で最下位にある宮崎、その宮崎の中でも県平均というのは口蹄疫前後の調査では102%なんです。だから、2%はもう口蹄疫前より高くなるんです。これは西都・児湯で見ると99%です。98.97ぐらいです。だから、その差がある。低いところで、なおさら所得に差があるということは、これは農業だけじゃなくて全体を、やっぱり西都・児湯について徹底した分析をやって、何をどうやって補完していけば地方創生のスタート台につけるのか。そこからスタートさせないと、こんな差があるところでスタートさせたら、よそもスタートしていけば、その差はやっぱり平行線、2本のレールです。決して交わることがない。だから、そこがやっぱ



り僕は大きく欠けてる思うんです。といいますように、当時の法律では殺処分できなかったはずのものを、これは大方、半分ぐらい、牛に至っては6割ぐらい、豚に至っては42%ぐらいを、嫌々農家に自主的に殺させたんです。これはどの法律を見ても、健全な家畜を食料以外のために屠畜するということはできないわけですから、それをやっちゃった。食料として供することのできない、そういった小さい子牛、子豚までやっちゃった。協力してくださいと、後、しっかり責任を持つからという国・県の説得に応じたわけです。僕はだめだと思います。だから、創造プラン、これからの新たな宮崎の姿を示して、それやっていくんですよというときに、この部分はやっぱり別個で、セットでないと。私はどうもこれ納得できない。

**○井手総合政策課長** このプランは、全県、全体を描いてまして、地域別にはちょっと描けていないところがございます。今後、取りまとめていきます地方創生の中の総合戦略、これにつきましては少し考えてまいりたいと考えております。

**○坂口委員** みんなが良くなっていかないと、平均が良くなったって、どうせゼロと100で50いくわけですから。ゼロのところはゼロですから、それから何割増したってゼロはゼロですから、やっぱりそこはぜひ責任を持って絵を描いてほしい。それから、一緒にスタートしましょうと。やっぱり横に並んでくださいというところまでぜひやってほしい。

**○清山委員長** その他ございますか。

**○丸山委員** まず、4月にアクションプランのパブリックコメントをやっていますけれども、どのような意見が出たのか。なかなかパブコメをやっても最近は県民に関心がないようなこと

を言われて、少ないのではないのかと思ってるんですけど、どのような状況だったのか、まず、お伺いしたいと思います。

**○井手総合政策課長** ちょっと資料を確認しますので、少しお待ちください。

**○清山委員長** はい。

**○井手総合政策課長** パブリックコメントにしまして、アクションプランのところについては、非常に意見が少なく、1人の方から4件の御意見をいただいております。

意見の要旨としましては、まず、1点目としては、地域全体での子育て支援を考えていただきたいというようなお話と、2点目が、キャリア教育の推進に関する御意見、3点目として、障がいのある方々の自立に関する御意見、あと、最後は、オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたキャンプ誘致への取り組みの強化への御意見という、4件ほど意見をいただいております。以上でございます。

**○丸山委員** 基本的には、今の意見は書いてあるのかなと思ってるんですが、そのように対応されたということによろしいのでしょうか。

**○井手総合政策課長** 御意見の趣旨を踏まえながら書き込みをしてきております。

**○丸山委員** 本編の方には少しは言葉が出てくるんですけども、何かこう柱の中に、24ページ、25ページのアクションプランの中に、「地方創生」という言葉が余り出て、見えないというか、それぞれがもう地方創生、いろいろ幅があるものですから、その中で出てるのかなと思ってるんですけど。今、本当に知事がトップランナーになると言われているのに、この中で地方創生という言葉が出てきてない、ちょっと何なのかなと思ってるんで、その辺はもう全部に、多岐にわたってるから書かなかったということでは

いんでしょうか。

**○井手総合政策課長** 今回の総合計画、4年前からそうでございますけれども、地方創生の大本との課題であります人口減少問題、これを主軸に据えておりまして、広く人口減少問題として捉えて書き込んでいますところがございます。特に、長期ビジョンに至りましては、2030年までの計画ということですので、今後、4年間、5年間と取り組んでいきますと、地方創生総合戦略という特だした部分の書き込みはしていません。

アクションプランにつきましても、基本的に人口減少問題対策という形で書いております。なぜ、地方創生のプログラムがないかと申しますと、これにつきましては、このプログラム8つをうまく組み合わせながら、総合戦略を今後つくっていくと考えておりまして、今後、9月の定例議会を目指して今、取り組んでおりますけれども、編成していきます、地方創生の人口ビジョン、総合戦略で明らかにして、特に取り組んでいくものという形で打ち出しをしていきたいと考えております。

**○丸山委員** 何となくわかったような感じなんです。もっとここに入ってくるのかなというイメージが少しあって、出てこないというのちょっと不思議に思ったものですから、9月に実践といいますか、それ具現化するアクション、もっと具体的に中身はしっかり入れていただきたいと思います。もう恐らく地方創生に関しては、総合戦略を立てていく中にしっかりしたものが出てくることを期待しておきたいと思いません。

**○星原委員** ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですが、中山間地の計画を今、4年間でということ掲げてます。これ、説明を

受けていただけなんです、細かいことは、まだわかりかねるところがあるんですが、これまで同じような流れで多分来てると思うんです。課題とか、見えることとか、そういうものは全て来てるはずなんです、そういうのを見たときに、じゃ、県としてこの4年間、取り組むということになると、総合政策のほうでこういう基本計画を立てられる。じゃ、今度、各部各課との連携、要するに、各部各課のものをまとめたものにこうしてあるのか。総合政策部としてこういう4年間、宮崎県の方向性をこういうふうに持っていかうとして計画をしてるのに、各部各課となっていくのかという部分と、もう一つは、市町村が全部、全て絡んでくると思うんです。その市町村との絡みの中でどういうふうにかう計画を立ててこられてるのかという部分。もう一点は、やっぱり予算的なものがかなりかかってくると思うんです。こういう計画を立てて、どれぐらいの予算を準備しないと、計画がそのとおりの4年間で達成されるとかされないとかという課題もあるんで、やっぱりそういうものをひっくるめて、トータルでつくられたんだろうと思うんですが、その辺の過去の課題や積み残しになったものを今回、また乗せてきてとか、いろいろあるはずなんで、その辺の計画を立てるに当たってのそういう基礎的なベースというか、考え方はどういうふうに持ってこられたのかを教えてくださいなと思うんです。

**○石崎中山間・地域政策課長** まず、この計画でございますが、計画の根底で最初に現行計画の成果、あと、現状の把握と課題の整理等を行っているところでありまして、これにつきましては、総合政策部のほうでそういったものを踏まえて、今後4年間、何を柱にしていくべきかというのを考えまして、いわゆる4つの重点施策

の柱というのを考えたところでございます。

各部との関係につきましては、県のほうで宮崎県中山間地域対策推進本部というのを、知事を本部長に、各部局長がメンバーになって構成しておりますけれども、私どもの現状分析あるいは重点施策の柱というものを各部局と議論いたしまして、今回、計画の中には、今後、農政・林業の長期計画等の改定が行われますけれども、4本柱の考え方を踏まえたものが、今後それぞれの計画の中に具体的に反映されていくと考えております。

また、市町村との関係でございますけれども、この計画の策定に当たりまして、中山間地域ではない市町村も含めまして、全市町村を実際に訪問いたしまして、その市町村ごとの課題とか、今後どういう方向で取り組んでいくのかといった意見交換をさせていただきました。そのような市町村との意見交換の結果等も含めて、この4本柱は立てたものでございます。

また、予算との関係でございますけれども、これは、この4年間の予算総額というものを見通すというのはなかなか厳しいものがございます。ただ、現段階で、26年度の2月追加補正から今回の肉づけまで、この計画に関係する事業の予算というものの、約770億円となっております。これ、もちろん公共事業とか、その辺も含めた数字でございますけれども、やはりそれがもう全額中山間地域だけに投下されるというものではございませんけれども、この中山間地域の問題は道路から福祉、医療、広範にわたっておりますので、今後ともかなりの努力が必要だと考えております。

○星原委員 総合政策課長の話で、今回は人口減少を主体にした。私、この4月の選挙で地域を回ってみると、あと10年はもたんだらうなど

いうところはかなりあるわけです。もうお年寄りばかりで若い子供たちは全然見かけないという環境を見ると、本当に急がないと、なかなか思うようにはいかんだろう。だから、そういう置かれてる地域をどう捉えて、これから4年なら4年とか、10年後に向けてとかということはあると思うんです。

その意味で、じゃ、若い人たちを住ませるためにはどうするんだとか、また、言葉で企業誘致とか仕事云々とか言うけど、本当にそういうところに企業が来るのかどうかというのも、言葉では言えるんだけど現実問題としてそういうことが成り立つのかどうかとか、その辺のところをしっかりと考えて中山間地域へ行かないと、こうやって言葉でずっとつくられてる部分はこれで、ああ、すばらしいなと思うんですけど、現実には本当にそういうことで地域が本当に守られてるのか、成り立っていくのかということになるとちょっと怪しいなとは思ってます。もう現実に空き家はかなり出てきてまして、そういう問題に対して、じゃ、空き家に人を住ませるためにはどうしたら、そこを改造もしてどっから連れてきてとか、住ませる方法はないとか、具体的に何か考えていかないと、掲げてるだけではなかなか可能というか、そういう方向性にいかないだろうと。

じゃ、中山間地域で何がといえば、やっぱり第1次の農林水産業だろうと思うんだけど、そういう人たちがその地域で生活できるだけの所得が、安定した生活ができる所得がちゃんと確保されるかどうかとか、あるいは子供たちがおれば、学校に、数が少なくなってくる中では、やっぱり大人数の学校の中でないと、少人数ではいろんな部活動なり、あるいはスポーツ少年団でのいろんな活動なりできないとなると、そ

ういう地域では暮らせないんじゃないか。あるいは、医療の施設がちゃんとした、整ってるとか、あるいは買い物できる場所があるのかどうかとか、そういうものまでトータルで考えて大丈夫なのかどうかということがなされていかないと、中山間地は私は守れないと思う。

だから、やっぱそういうところまでの考え方のもとに計画を練っていかないと、10年後、ひょっとするとかなり人口減少というか、もうその集落自体の維持もできないんじゃないかなという、現実に地域に住んどってそういうことを思うんです。やっぱりその辺のところを考えて、今後取り組むのかというのは、私は総合政策課あるいは県と市町村とか、国との関係でもそういういろんな問題を掲げて、どうしていくかということを抑えていかないと、ここに書いてあることはごもっとも、私も理解できるんですけど、じゃ、このことで地域が守れるかというところって怪しいと思うんですが、その辺のところについてはどうなんですか。

**○井手総合政策課長** 後ほどお時間いただいたの、本県の人口の推計、2060年までの推計をお話させていただこうと思っておりますが、全体の人口として、我々は数値上でシミュレートしながら見ております。ただ、市町村ごとの推計をやりますと、委員がおっしゃるとおり、非常に厳しい数字が各市町村ごとに出てまいります。今、市町村のほうとも地方創生に係る総合戦略、人口ビジョン、市町村もつくりますので、あわせていろいろな話をさせていただいておりますけれども、市町村の中でもそれぞれの集落ごとに市町村としてはもう見えてきてますので、これもまたすごく厳しい推計というか、予想がされるとは感じております。そこをどう守っていくのか、どの集落がどうなっていくって、それをど

う守るのか。それとも、どこかにその人たちの生活機能を補完するような連携をとっていくのか。その辺のことを市町村と十分話しながら、非常に短い時間しかないんですけども、それぞれの市町村の総合戦略をつくる、そして、県も総合戦略をつくるという過程の中で、整合性をとりながら、本県の活力あるというか、地域の維持にどんなやり方があるのか議論をしてみたいと考えております。

**○星原委員** ぜひそういう考えのもとで、やっぱりいざ地域を守るとなると予算も出てきます。何かをやろうとすれば金が動くわけですから、じゃ、どういうことをしようとしたときにどういった予算を、県の予算でいくのか、国からいろいろお願いして引っ張ってくるのか、そういうことやらもトータルで考えながら、本当に中山間地域を守ろうとするんなら、具体的にこういうことをやっぱりやっていかないと人も住まないとか、あるいは、そこでの集落の維持組織ができないとか、いろいろあると思うんで、ぜひその辺を検討いただいて、これまでの4年間でどれだけのことができて、これからはどういう課題を、それに乗っかっていって、どういう課題で進めていくかというあたりをよく今後、また、皆さん方のところは計画を立てたり、政策を立てるところでしょうから、実際の担当部課あるいは市町村との連携をしっかりとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

**○茂総合政策部長** 中山間地域の振興は、やはり非常に大きな課題だと思ってまして、これは、先ほどお話がありましたように、県内の市町村を含めて、県庁全体で取り組む最大の課題かなと思ってます。その中で、中山間地域の特に大きな課題は、やはり買い物弱者対策と、それと

病気の高齢の方が多いですから、通院対策かなと思ってます。そういう状況の中で、先ほどアンケート調査の結果の御報告もありましたけど、85%の方から、やっぱり今のところに住み続けたいと言われてますので、そのお気持ちは大事にしながら取り組んでいく必要があると思ってます。ですから、どうやってその交通手段を確保していくかとか、そういうこと、具体的なことについては、これから重点的に検討する必要があると思ってます。

それから、空き家対策という話もありましたけど、これについては、本会議でもいろいろありましたけど、特定空き家ということで廃墟に近いようなものについては、これからいろいろ対策をとっていく必要がありますし、一方では、いわゆる手を入れれば使えるというような古民家というのもあると思いますので、それらについてはUIJターンを含めて、積極的に空き家バンクというような形で情報提供しながら、うまくミスマッチがないように取り持つというのはやはり行政の仕事かなと思いますので、そのあたり市町村と一緒に頑張って全力で取り組んでいきたいと思います。

○星原委員 よろしく。

○清山委員長 ほかにございますか。

○来住委員 今のと少し関連するんですけど、私に中山間地の振興策を考えろと言われてたって全然もうそんな能力もないし、もちろん全然できないんですが、今、これ読ませていただいて、例えば全体として感じるの、何ていうのか、具体的なものが、ほとんどないです。わかりやすく言えば、どこに持っていてもいいような計画に現実にはなってる。

例えば、子育てのところがあ。30ページのところにあるんですけど、中山間地のやつです。

ライフステージに応じた子育て支援の充実という項目がありまして、②安心して結婚、妊娠、出産できると、こう書いてありまして、現実には、じゃどうするかとなると、もちろん地域によって違いますから、そこ細かく出せる、ここに表現できるかといったら確かにできないと思うんです。

僕が思うのは、もっと具体的に、各市町村との関係も当然起こってくると思うんですけど、そういうものが今後の見通しとして、この地域ではこうなるんですよ、こうしますよとかというものがないと、これだけでは全然、何ていうのか、現実にもう今、星原委員も話されましたけど、僕の西岳地域とか庄内地域とかってよく回るんですけど、県道沿いは残るんでしょうけど、県道から中に入ったところの集落は、まず、もうなくなるでしょう。例えば、西岳の中心地から4キロ、5キロ入ったところに荒川内という集落がありますけど、子供はもうほぼいないです。ですから、もう高齢者ばかりですから、あと10年か20年ぐらいしたときには、もうほぼなくなるような状況なんですけど。

ところが、いる子供も学校まで、高校生まで全部親の送り迎えです。それ、非常に危険だと思うんです。一人で、女の子なんか、なお登校させるのは非常に危険ですから、結局親が送り迎えする。だから、時間的にも経済的にも中山間の人たちというのは物すごい苦勞されてるんです。僕は、市議会議員時代にそういうところへ何か援助してあげたらどうかと。せめて油代、ガソリン代ぐらいは出してあげたらどうかということを行ったことがあるんですけど、県道沿いにはバスが通ってますから、そのバスの利用に対して何キロ以上になると出すとかというのがあるんです。ただ、僕が言いたいのは、そう

いうことを含めてもう少し、それは、だから県全体でここで一本、ぼんと出すことできないと思ってるんですけど、少なくとも各市町村にそういう具体的な計画みたいなものを、ちょっとわかりませんが、そういうものを、例えば今年度中にとか、来年度中にはもう少しそこがわかるような計画を一緒になってつくとかいうものがないと、20ページに、第1節、計画の目標というところに前期のものに対する総括が出てるんです。それで、最後のほうに、これからこれらの点を総合的に踏まえた上でと出てるんですが、これも正直言って非常に抽象的なんですけど、その辺はどういうふうに理解していけばいいのかなと思うんです。これをもう少し具体化するときにどうなるのかというのがちょっと見えないというのか。

**○石崎中山間・地域政策課長** 委員がおっしゃるとおり、市町村、また、その中の集落によって、非常にそれぞれ違いがあります。したがって、この計画では、県として中山間地域対策について、どういう方針で臨んでいくのかという基本的な考え方と今後の施策の方向をまとめています。具体的には、先ほど総合政策課長からお答えいたしましたけれども、各市町村で今年度、策定される人口ビジョンと総合戦略、その中で市町村が市町村内の各集落の状況を踏まえた上で、どう取り組むのかということを具体的に検討して行って作成されると思いますが、その中に我々も、中山間・地域政策課としても積極的に入って行って、この計画の趣旨を踏まえながら、あと、我々は今後、講じる施策、どういったものがそれぞれ地域に当てはめていけるかということ、これは総合政策部だけではなく、各部が考えながら取り組んでいきたいと考えております。この計画自体につきましては、

そういう性格で個別具体的なものまでは記載していないということは御理解いただけたらと思います。

**○来住委員** わかりました。いいです。

**○清山委員長** よろしいですか。

**○坂口委員** ちょっと関連して。疑問があるんですけど、人口ビジョン、全国の自治体で書くわけです。特に、UIJターンとなると都会からの人の引っ張り合い、企業誘致と同じようなことと思うんです。そうなったときは、お金を出し合ってみたいなところに尽きてしまえば、椅子があるよ、これに座布団をつくったから来てくださいでは、これはもうやっぱり行き着くところは財政窮乏県は負けます。当然もう今飯を食うためにそれが必要かもわかんないけど、やっぱり国が言ってる地方創生のビジョン、外形、これをしっかり示させることと、それから、税制の一部改正をやりましたけど、こういったぐあいに地方がお金を出して、座布団をこさえて来てください、お客さん、いらっしゃいというんじゃないかって、政策的にそこに行くことがやっぱりいいんだよという、均衡ある国土の発展という概念に基づいた、抜本的な政策なり法令などをつくらせるということ、これを国に働きかけることが一つは大事じゃないかなと思うんです。

恐らく人口ビジョンの中で入り込み人口、これトータルを出したら日本の人間が倍ぐらい、2億ぐらいいないと足りないようなビジョンになると思うんですよ、全国あわせて。そんなことはできないわけで、だから、そんな中で自民党の本部なんか調べたいろんな調査、鹿児島県の伊仙町なんていうのは、東京から若い夫婦が来て、経済的にもそう恵まれた、やっぱり職業というか、就職環境はないです。そこに来て、東京じゃもう子供なんて要らないと言った人

がもう短期間のうちに3人ぐらい、あと2人ぐらい欲しいとあって、そこに何があるのかという。その地域だからできた、そして、財源を伴わない、そういったものを地道にでも研究してあって、宮崎は何ができるのかなというようなことをやっぱり一つ考えていくべきじゃないかなというのが抜本的に地域を疲弊させないために何か必要なもの。

バスがなくなった。じゃ、その地域の巡回バスを出します、お金を出しますと言ったって、これは限界があるし、病院がなくなった、病院をつくりますと言ったって、動けなくなった人たちはどの病院にどうやって行くかと。じゃ、いつもいつもその人が悪くなったときに送り迎えできるかって。それよりか、都市部のほうが、ぱっと救急車でも来てくれて運んでくれたり……。お金をかけて今、補完してあって、何とか来てくださいと言ったって、全国が競争すりゃ負けるところはやっぱり負けます。どんなにやっても。抜本的に、これはもうこれで当面の策として、生き延びる策として必要と、これは評価した上で、そういうものが必要だと思うんです。

そこらをやっぱり政策的に、せっかくの総合政策部で、そういったところを詰めていただいて、もうこれ、小さい事業というのは各事業部に任せたらいいと思うんです。極端に言ったら、もうそういったノウハウのための予算と頭脳だけを持たれて、戦略的なものを組まれて、そして、当面の事業というのは各部に流して、あと国とか、いろんなところともやっぱり、何ですか、将来に向けた本物の政策を策定させたりとか、そういうことをやっていかないと、国がしたことには飛びついてきたって、もう国も策は持たないと思ったほうがいいぐらい、地域が本当に何なのということで、本気でやっぱり国に対

して、もうこれしかないぞというようなものやっつけていかないと、恐らく、今度の人口ビジョン、言いづらくなりますけど、うちの町は10年後こうなります、20年後こうなりますって、それトータルしたら、日本の人口って物すごいふえることなると思うんです。同じ人を東京から連れてこようとしてるんですけど、どのまちに行くかわからない。行ったところが1人ふえるだけで、ビジョンはそんなになってくるのかなと思うんだけど、やっぱり本気で宮崎ならではのものを考えられませんか。

あんまり乖離し過ぎてるけど、例えば、今度の日本のひなたというキャッチフレーズ考えられた。これも考えられた知事とか、総合政策部が100点満点のすばらしい表現の仕方と思われるかもわからんけど、ひなたというのは確かにすばらしいかもわかんないけど、例えば、なぜ日本なの。大和の国から日本にどういうことで国名が変わったの、いつ変わったの、誰が変えたの。これ遣唐使時代です。たしか桓武天皇か何か、初めて我が国が大和から日本に変わったって。それは、お日様が一番最初に出とる日のもとの国だからなんだって。その日のもとの国だということを唐の国に言ったわけです。あなた方より先にうちは神様のお日さまが当たりますよという。そういうものを含めて、だから日本なんだという説明があればいいけど、ひなた、ひなた、ひなた、日の当たるところ、ひなた、それだけで何の優位性もないわけで、宮崎がなぜ日本のひなたというかと言ったら、日本まで研究しなきゃだめです。最初はまだお日様が自分のところに光を当てにくると考えてた時代ですから、お日様が初めて日を当てたというのが私たちの大和の国ですよ、あるいは、倭の国ですよ。それ日本と変えましたよということ、

その中の、また、ぼかぼかとした宮崎県、日迎の国で、ひなたの国ですよというぐあいに、やっぱりもうちょっと完全に練られて、小出しに出さずにやっていかれて、もうちょっと徹底した、そういう頭脳ブレーンになってほしいなという気がします、今のようなのを見て。答弁に窮されてます。委員会の答弁、自分らがつくった計画に対して明快にここだということが言えないというのは、僕はちょっと寂しい気がします。もうこれ、何か決意のほどを部長、聞かせていただいて。

**○茂総合政策部長** 厳しい御指摘でございますけど、私も決して自信がなくてというのではなくて、私がつくりましたんで、これを一生懸命やっていきたいと思えますし、特に、先ほど総合政策部の役割というお話もございました。この中山間の計画、それからアクションプランについても全庁的にでき上がったものなんですけど、私たちとしては、この方向に沿って各部にいろんな事業を構築していただきたいと思っております。それとあわせて、我々としてはそういうところに、いろんな形で失礼ですけどアドバイスするとか、意見については差し上げたいし、こういう方向での事業の取り組みもあるんじゃないですかということ、いろいろやっていきたいと。それが我々の仕事だと思っておりますので、抜かりのないようにやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

**○坂口委員** お願いします。

**○清山委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○清山委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○井手総合政策課長** 報告事項でございます。

お手元の6月定例県議会提出報告書の9ペー

ジ、別紙3の繰越明許費についてでございます。

総合政策部は、表の1行目のまち・ひと・しごと創生実現事業から、次のページの下から5行目、オープンデータ利活用推進事業までの19事業、5億6,427万7,000円が繰り越しとなっているところでございます。

このうち、9ページの上から6行目の陸上交通アクセス強化支援事業、これにつきましては、事業主体におきまして、事業実施の期間が不足するということによりまして、繰り越しとなったものでございます。

その他の、ほかの18事業につきましては、国の緊急経済対策の実施に伴いまして、平成27年2月の追加補正予算に計上したものでございます。事業実施の期間が不足するというところで繰り越しとなったものでございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

**○清山委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○清山委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○井手総合政策課長** 総合政策課のほうから2点、その他報告をさせていただきます。

まず、1点目が、県民意識調査の結果についてでございます。委員会資料の31ページでございます。

この1、調査目的のところでございますけれども、この調査につきましては、県の施策や県の日ごろの活動について調査をしております、新たな施策の検討などに活用するものでございます。

設問は全部で48問ございまして、平成27年2月に調査を行いました。無作為に抽出した県内



在住の20歳以上の方、3,500人を対象に調査を行いまして、回答者としては、ここに記載してますように1,631人、回答率46.6%でございました。

2のほうに結果の概要を示しておりますけれども、まず、(1)の豊かさのイメージでございますが、衣食住の充実、心身の健康、そして、収入や資産が多いこと等が上位となっております。

衣食住の充実と心身の健康につきましては、現状に満足している方の割合も高いんでございますが、3番目の収入や資産が多いことのほう、右側のほうを見ていただくとわかりますように、現状に満足している方の割合が低うございます。やはり長年の県政課題でありますけれども、産業振興等による所得の向上を図る必要があろうかと深く考えたところでございます。

(2)のほうに災害に対する備えをしている人の割合を示しております。41.9%となっております。前回調査から6.5%ほど上昇しております。

3点目としまして、本県の医療体制の全般について、満足している人の割合41.3%となっております。これにつきましては、前回の調査は45.8%でございまして、約4.5ポイント減少しております。

ただし、この資料のほうには記載しておりませんが、同時に、満足してない、もしくは余り満足してないと答えた人も0.2ポイント減っております。横ばい。そして、どちらとも言えないという答えの方が4.7ポイントほどふえております。やはり医療体制については、今後も努力が必要かなと考えているところでございます。

4番目が、地産地消の件でございまして、実際に利用している人の割合でございまして、

も、今年度は68.3%となっております。前回調査よりも3ポイント減少をしております。この設問は、平成24年度から入れておりますけれども、大体60%後半台から70%頭ぐらいで推移をしております。

最後に、5番目のところで、今年度から初めてでございますが、子供を持つことについての考えを聞いております。

予定している、もしくは予定していた子供の数としましては2人が最多、そして、理想としている、もしくは理想としていた子供の数は3人が一番多くなっておりまして、子育て環境を支援することによって子供を多く持っていたけりような社会づくりが必要かと考えております。

この他にもたくさん質問項目でございます。詳細につきましては、別冊で、県民意識調査の集計結果というのをつけております。お時間の関係もありますので、後ほどごらんいただければと思います。

今後とも県民ニーズの把握に努めながら、効果的な施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、先ほど申しました、本県の人口ビジョンについて説明をさせていただきます。委員会資料の32ページでございます。

みやざき創生人口ビジョン(仮称)についてと書いております。これ、先ほどから申してますように、地方創生におきまして、人口ビジョンと総合戦略を作ることとなっておりますので、その名称として一応仮称を置かせていただいております。

その1の経緯のほうに示しておりますけれども、昨年の11月に、まち・ひと・しごと創生法

が公布、施行されておきまして、国におきましては、12月に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び創生総合戦略を閣議決定されたところでございます。その後、地方が作っていくことになるんですけれども、その下の留意点に書いておりますように、全ての都道府県、市町村は、今年度中の策定を求められております。

策定に当たりましては、②にありますように、明確な目標、そして策定時に、P D C Aサイクルと、ここに書いてますけれども、より効果的な検証もしくは施策の改善を図るための重要業績評価指標、いわゆるK P Iというものを設定をなさいと書かれております。

3番目に書いてありますが、策定に当たっては、また、その後の検証に当たっては、産官学金、あと労働と言論、いわゆるメディアでございしますが、そういうところを含めた、幅広い住民等で構成される推進組織で審議、検討をしてくださいというふうに書いております。本県におきましては、米印に書いてありますとおり、この6月に宮崎県地方創生推進懇話会の会議を開催しまして御意見をまず聞いているところでございます。

2番目に、本県の人口ビジョンの主な内容ということで、今、いろいろ検討しているところをまとめております。

まず、本県の人口問題に対する基本的な認識でございます。

①として自然動態ということで、2000年代以降、少子化による出生数の減と高齢者世代の死亡数の増によって人口自然減が続いております。今後も当分、こういった動きは継続するだろうと見ております。

なお、黒ポツの2つ目ですけれども、合計特殊出生率については、いつも申しますように、

全国2位と非常に、比較的高うございますけれども、出産に適した年齢の女性そのものの数、そのものは減っております、出生数は逡減傾向にあるというふうに認識をしております。

あと、もう一方の社会動態でございますが、下のほうのグラフの右側を見ていただければ一目瞭然だと思いますけれども、15歳から24歳の世代が大幅に転出の超過をしております。その後は若干戻すような形になりますけれども、若者世代の転出超過が非常に人口の社会減には大きな影響を与える。

なお、ここに書いておりますように、転出先としましては九州、沖縄、中身としては福岡が一番多うございますが、九州、沖縄、そして、次が東京、そして関西の順になってます。

33ページのほうに将来の人口の推計を記載しております。

平成72年、2060年まで4つの推計をしております。ここに、グラフの中の左肩のほうに入れておりますパターン1、パターン2。パターン1が、国立社会保障・人口問題研究所の推計、パターン2が、増田レポートで有名になりました日本創成会議の推計と、ケース1とケース2は、先ほど説明しました総合計画の推計でございます。

このグラフを見ていただければ、一番低位推計は、パターン2、日本創成会議の推計、そして、一番上位が総合計画の状況改善、ケース2のケースです。その幅、65万5,000人から80万2,000人、約14万7,000人の差が出るというような状況でございます。

その下のほう、(3)、(4)というところで、人口の変化が将来に与える影響、当然、需要と生産の両面で悪影響がありましたり、税収の減少等、地域社会の維持の困難化が想定されます。

そこで、どのような対策を打つかということで、やはり、先ほど委員からの御意見にもありましたように、本県の強みというところをちゃんと見定めるといことで、(4)に書いてますけれども、本県の産業構造、やはり1次産業の特化の傾向が見られる。と、発展の方向性に書いておりますけれども、農林水産業、やはりここを伸ばすということと、食品加工業等を含めまして、その関連、また、製造業などの競争力を強化をしていくということ。そして、やはり世界の需要を見ていく。これは、日本は人口減少ですけど、世界全体としては人口増大でございますので、やはり世界に向けてどのような産業を伸ばすべきなのか、どういうふうの世界に打って出るべきなのかということを考えていく必要があろうと考えております。

最後に、今後の基本的視点と目指すべき将来の方向性でございますけれども、まず、基本的視点としましては、人口の推計としては、やはりケース2に近づけていくような努力をすべきだと、そのために施策を打っていきたいと考えております。

将来の方向性としましては、出生率は当然のことながら、出生数も上昇させて、できるだけ社会の若返りを図っていく。そして、なお、本県の活性化を目指すためには、やはり経済的豊かさだけではなくて、お金にかえられない価値があると。この辺の本県のよさを打っていくところを考えて、そういう新しい豊かさを実現して、宮崎への人・物・情報・金の呼び込みに使っていくと考えております。

以上のような考えをまとめながら、人口ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、委員

会資料の34ページをお開きください。

移住・U I ターンに関する実態調査結果についてであります。

本日は、この資料で調査の概況等を御説明させていただきますが、お手元には冊子をお配りしております。右肩に資料の3と書いていますけれども、これにつきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、1、調査の概要でございますけれども、この調査は、今後の人口減少対策や移住・U I ターン推進施策等の基礎資料とするため、本県へのU I ターン者や移住希望者への調査票の配布とともに、インターネットを利用して実施したものでございます。

(4)の主な調査項目でございますけれども、本県を移住先とした、または、移住先として希望している理由、移住等をする際の不安な点などでございます。

(5)の回答状況でございますが、回答総数は3,043人となっております。

それでは、右側のページ、35ページに調査結果の概況をまとめております。

こちらにつきましては、最も重要としたという回答を中心にとりまとめたものでございます。

まず、(1)の本県を移住先等とした、もしくは希望する理由でありますけれども、①にありますとおり、Uターン者では、「家族・親戚がいる」とした方が39.4%と最も多く、以下「宮崎県に愛着があった」が22.8%、「希望する仕事があった」が10.7%となっております。

一方、Iターン者でございますけれども、②にありますとおり、「希望する仕事があった」が32.5%と最も多く、次いで、「家族・親戚がいる」が29.4%となっております。

③にございますとおり、本県出身の移住希望

者では、「家族・親戚がいる」とした方が52.9%と最も多くなりまして、県外出身の移住希望者では、④にございますとおり、49.9%が、豊かな自然や温暖な気候というものを理由として上げております。

資料中ほどの四角で囲んだところでございますが、以上の結果から、本県の豊かな自然・風土等は県外出身者に大きな訴求力を持っておりますけれども、移住を実現するためには仕事の有無が大きな要因となると考えております。

また、県外出身であっても、本県にゆかりがあることから移住する場合があることがわかりました。

次に、(2)の移住等をする際の不安な点等でございます。

まず、①にありますけれども、就職・転職先の確保がUターン者で28.4%、Iターン者で25.8%と最も多くなってございます。

また、Uターン者では、娯楽の少なさが13.8%、Iターン者では、公共交通機関の不便さが17.2%と多くなってございます。

②にございますが、移住希望者においても、就職・転職先の確保が、本県出身者、県外出身者ともに最も多くなりまして、収入の確保についても約18%となっております。

また、③にございますとおり、県外出身の移住希望者では、人間関係、医療・福祉、住宅の確保を上げる方も多くございました。

35ページが一番下側でございますけれども、以上の結果から、就職先の情報を的確に提供する等の必要があるとともに、幅広い地域の情報についても提供する必要があると考えております。

次に、36ページをお開きください。

(3)情報の入手媒体と相談窓口等の認知度

でございます。

①にありますとおり、UIターン者では、インターネット上での情報収集、利用が多いようですが、親・親戚からの口コミも有力な情報源となっております。

Iターン者では、②にございますとおり、現地視察を上げた方が9.8%おられました。

また、移住希望者においては、インターネットのほか、本県出身の方では、親・親戚からの口コミが19.2%となっております。県外出身者では、ふるさと回帰支援センターが12.3%、移住・UIターン関係のイベント・フェアが9.9%となっております。

また、④にありますとおり、移住希望者では、本県の移住相談窓口を知らないと回答した方が、本県出身のいかんを問わず、7割から8割おられまして、本県の就職情報をインターネット上で提供しているふるさと宮崎人材バンクについても、知らないと回答した方がやはり7割から8割おられました。

その下に、まとめてありますとおり、以上の結果から、相談窓口等の認知度向上とともに、必要な情報が届きやすい環境づくりが必要であり、本県を訪問し、体感する機会を設けるといったきめ細やかな対応も必要と考えています。

次に、(4)就職先を検討する際に重要な点でございます。

①にありますとおり、UIターン者では、仕事の内容・やりがい最も多くなり、次いで、安定性、給与が多い結果となっております。

移住希望者のうち、本県出身者では、②にございますとおり、給与が37.6%と最も多く、次いで、仕事の内容・やりがいとなっております。

また、県外出身の移住希望者では、仕事の内容・やりがいが33.2%と最も多く、次いで、給

与となりました。

④にごございますとおり、また、就職先の休日・休暇、福利・厚生にも関心を示しております。

以上の結果から、給与等も重要であります、仕事の内容・やりがいを重視し、プライベートな時間も大切にしている傾向があると考えております。

次に、37ページの(5)最も必要なサポートであります。

Uターン者では、仕事・暮らしの情報が一覧できる総合情報サイトを上げる方が40.1%と最も多く、仕事・暮らしのことが何でも相談できる相談窓口と移住・Uターン後のサポート・フォロー体制がともに15.6%となっています。

Iターン者では、仕事・暮らしの情報が一覧できる総合情報サイトがやはり45.4%と多く、何でも相談できる総合相談窓口が16.0%、サポート・フォロー体制が14.7%となっております。

また、③にごございますとおり、本県出身者では、総合情報サイトが33.6%、総合相談窓口が17.0%、サポート・フォロー体制が13.9%となっております。

また、県外出身の方では、やはり総合相談窓口が22.1%と最も多くなっております、総合情報サイトが18.9%、次が、サポート・フォロー体制となっております。

以上の結果から、インターネットでの情報収集をしやすくするとともに、仕事・暮らしにワンストップで対応できる相談窓口の整備、移住後のフォローアップが重要だと考えております。

最後に、今後の施策への展開でございますけれども、まず、移住等における不安な点である就職・転職先の確保等に対応するため、インターネット等を積極的に活用するとともに、相談窓口等の認知度の向上を図り、必要な情報が届

きやすい体制づくりをしていきたいと考えております。

また、就職先・転職先の確保につきましては、仕事の内容・やりがいを重要視する傾向を踏まえ、県内企業の魅力を一層PRする取り組みや、移住希望者向けの求人の掘り起こしとともに、受け入れ態勢の整備を図る必要があると考えております。

最後に、豊かな自然・風土などが県外出身者への本県での大きな魅力となっていることから、今年度開設いたしました宮崎ひなた暮らしUIターンセンターを中心に、積極的に情報発信するとともに、各種ツアーを企画し、本県を体感する機会づくりなども行い、移住等の促進を図っていく必要があると考えております。

説明は以上であります。

**○黒木フードビジネス推進課長** 資料の38ページ、39ページをごらんください。見開きの資料となっております。

平成27年度におけるフードビジネスの推進についてであります。

左側のページ上段にありますように、フードビジネスについては、平成25年3月に構想を策定し、取り組みが3年目を迎えました。

上から2段目ですが、一番左の25年度は、助走をキーワードに、官民挙げての全県的な体制づくりなどによる推進基盤の整備に取り組み、その右に移りまして、26年度は、10のテーマに基づくプロジェクトの推進や、数値目標の設定などにより、取り組みの加速に努めてまいりました。

右のページに移りますと、27年度、今年度におきましては、平成32年度を構想最終年度とするフードビジネスの取り組みにおきまして、今年度は中間目標を設定している年となりますの

で、その達成に向けてプロジェクトをしっかりと進めるとともに、これまでの成果の検証と取り組み内容の見直し、さらには、さまざまな支援を講じてきました企業等の自立した成長を促す仕組みづくりなど、その他の人材の育成なども含めまして、フードビジネスの成長を目指して取り組むこととしております。

その下の段に、今年度の重点目標を掲げておりますが、昨年度に引き続き、7つの事項に鋭意取り組んでいきます。

一番左の生産者所得の向上という点からは、昨年度、民間調査会社を活用しまして把握した市場の動向に基づきまして、販売戦略を関係企業・団体とともに策定し、これを実際のビジネスに生かしていきたいと考えております。

次に、真ん中の生産力の向上、高付加価値化という点では、県内の農業生産力を維持していく上で、他産業からの農業参入は有効でありますことから、市町村や現地の生産者と連携・協力した参入促進を図っていくとともに、産地の優位性を生かした一次加工事業の立地促進にも努めていきたいと考えております。

その右の「食」による観光宮崎の新生という点では、本県の食の魅力を発信し、観光誘客につながる施設の整備について検討してまいります。

また、その下に、10のテーマに基づくプロジェクトを入れております。これを各部各課と連携しながら着実に進めてまいります。

主なものを申し上げますと、拡大プロジェクトの一番左、①宮崎の食肉がございしますが、宮崎の食肉のブランド力の強化と販路開拓に向けて、エリアごとの取り組みなどを進めていきたいと考えております。

その右の②宮崎の加工・業務用農林産物につ

きましては、加工ニーズに対応できる原料供給産地の育成に向けて、昨年立ち上げました加工・業務用青果物広域連携推進協議会を中心に、加工・業務用青果物の生産拡大や生産振興計画の策定などに取り組んでまいります。

その下の欄に挑戦プロジェクトがございしますが、②フードビジネスを支える加工・製造につきまして、昨年稼働しましたフードオープン・ラボ、この利活用を進めるとともに、アドバイザーの指導による取引拡大支援や新商品開発に取り組んでまいります。

また、その右の③効率的物流や多様な販売ルート、海外輸出拡大につきましては、外部専門家の活用などによる国内販路の拡大に努めるほか、東アジア地域を初め、ミラノ国際博覧会出展を契機としましたEU市場の販路開拓にも取り組んでまいります。

それから、イノベーションプロジェクトでは、①食の安全・安心・健康「日本一」づくりにつきまして、本県の残留農薬分析技術を生かした、みやざきフードリサーチコンソーシアムの体制強化と成分分析技術のさらなる高度化などに取り組んでまいります。

以上のプロジェクトを進めてまいります。一番下の段に、これらの取り組みを進めていく上で必要な推進基盤の整備を掲げております。昨年度スタートさせましたフードビジネスアカデミーは、既に昨年度の状況として、延べ700名余りが受講するというような状況で人材育成に活用されております。また、その下にあります相談ステーション、これも相変わらず毎月100件程度相談が寄せられておりまして、こうしたシステムの強化を図ってまいります。

それから、40、41、42ページというのは、昨年度のフードビジネスの取り組み状況に関する

資料であります。

各項目で着実に取り組みが進んだところでありますが、その成果をわかりやすく示すために昨年度設定しましたのが、43ページにあります数値目標です。

43ページの数値目標、主な目標をここには記載しておりまして、真ん中の欄に平成26年度の実績を上げております。

主な成果としましては、上から2段目の県産牛の海外輸出量、これは、かぎ括弧内の目標値がございまして129トン、これを上回る過去最高の148トンとなりました。

また、その2つ下の段に、焼酎原料用加工米供給量がございしますが、3,200トンの目標を上回る5,600トンとなりました。

数値目標は、全部で34項目設定いたしまして、このうち26年度の目標を達成したのは16項目でした。その16項目のうち5項目は、27年度の目標値を上方修正したところです。

今後とも数値目標の達成を含めたプロジェクトの積極的な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、最後に、44ページに、県の支援による企業の取り組み事例を4つほど上げております。

①と②は、県の雇用拡大推進事業を利用して、人材を確保することで新商品の開発や多店舗展開、販路拡大ができた例であります。

その下の③と④は、相談ステーションにおいて、新商品開発のお手伝いをし、パッケージなどの助言などを行ったものです。

いずれの事例も県の支援制度を活用することで、新商品の開発をし、販路開拓に結びつけたものです。

以上で、フードビジネス推進課の説明を終わ

ります。

○村上生活・協働・男女参画課長 委員会資料の46ページをお開きください。

宮崎県消費者教育推進計画について御説明をいたします。

別冊で計画をお配りしておりますけれども、こちらの委員会資料で御説明をさせていただきます。

まず、1の策定の趣旨ですけれども、消費者を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、インターネット関連の被害や高齢者を狙った悪質商法など、消費者問題は多様化・深刻化しております。

県民が安心して消費生活を営むことができる社会の実現のためには、みずから考え、みずから行動する消費者の育成が重要でありまして、そのためには、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じてさまざまな場で消費者教育を受けることができる機会が提供されることが必要であります。

このため、消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者教育推進のための計画を策定することとしたところです。

2の計画の概要ですが、右側のページをごらんください。

計画の概要を図式化したものですが、こちらで御説明をいたします。

まず、基本目標として、一番上の枠内にありますとおり、自立した消費者づくりを掲げております。

これは、消費者がさまざまな情報を読み解き、被害に遭わないような商品選択や被害に遭ったときにどのように対処すればいいか、みずから合理的意思決定ができる消費者の育成、また、環境に配慮した原料や製法を使った商品を選択

することが持続可能な社会づくりにつながるといふ社会的役割を自覚し、参画することができる消費者の育成を目指すものであります。

この基本目標を達成するために、中段左側にありますとおり、基本的な方針として、幼児期から高齢期までの各世代での体系的な消費者教育の実施から、消費者教育を行う人材の育成までの4つを掲げております。そのもとに、右側になりますが、11の施策の方向を掲げております。

施策の方向としましては、まず、幼稚園や小学校などの早い時期から年代に応じた一体的な教育が重要でありますことから、発達段階に応じた早い時期からの消費者教育の推進など、また、高齢者や障がいのある方などに対しては、地域での見守り活動が重要となりますことから、地域の社会的弱者等に対する消費者教育の推進、さらに、県民に対する実態調査を行った結果、家庭における消費者教育が重要と考えている方や、身近な市町村での消費生活相談を希望する方が多いことなどから、家庭における消費者教育の推進、市町村における消費者教育の推進、など、このほか、消費者教育を一体的に推進していくためには、消費者教育を行う関係機関との連携や消費者教育を行う人材を確保することから、関係機関との連携の推進、人材(担い手)育成の推進などを掲げております。

さらに、重点的に取り組むべき事項としまして、高齢者の消費者被害が増加し続けている状況に喫緊に対処する必要があることから、高齢者への消費者教育の推進を、また、計画を一体的に推進するためには中心的な役割を担う拠点が必要であることから、消費生活センターの消費者教育における拠点化の推進を掲げております。

こういった取り組みによりまして、一番下の枠内にあります情報、メディア、商品、サービスなどから得られるさまざまな情報を読み解く力を育み、基本目標の自立した消費者づくりを目指すものであります。

左側のページに戻っていただきまして、3の策定までの流れにつきまして、昨年6月の常任委員会で策定方針等について御説明をさせていただいた後、県民及び学校を対象とした実態調査を実施し、学識経験者及び消費者、事業者等からなる消費者教育推進地域協議会における意見聴取を経まして、本年3月の常任委員会で計画素案について御説明をさせていただき、パブリックコメントを実施いたしました。

そして、先日、消費者教育地域推進協議会から答申を受け、当計画を策定いたしましたので、本日、御報告をさせていただくものであります。

なお、3月の常任委員会におきまして、委員から、「高齢者の状況は、隣近所や民生委員などの方がよくわかっているので、パブリックコメントを実施する際は、こうした方々の意見が聴取できるよう実施方法を工夫していただきたい」との御意見をいただきましたことから、従来のインターネットを通じた意見募集に加え、市町村を通じて意見募集するなど、できるだけ幅広く意見を聞くように努めたところであります。

説明は以上です。

**○神菊文化文教課長** 同じく、委員会資料の48ページをごらんください。

県立芸術劇場における指定管理者の第三期指定について御説明いたします。

県立芸術劇場は、平成5年11月に開館をしまして、平成18年度から指定管理者制度を導入しているところであります。

したがいまして、平成23年度までの5年間が



第一期、今年度、平成27年度までが第二期となりますので、今回、第三期の指定管理者指定のための手続を現在行っているところであります。

次に、2の第二期指定期間の管理運営実績についてであります。

(1) から (3) までについては、記載のとおりでございます。

(4) の施設の利用状況でございますが、利用者数、ホール稼働率、練習室稼働率につきましては、高い水準で安定しており、また、貸館収入も順調に増加するなど、広く活用されている状況と考えております。

また、(5) の収支状況でございますが、平成23年度は、県の派遣職員が8名おりましたのが、26年度は2名で、23年度にプロパー職員17名おりましたのが、22名にふえておると、そういった動きがある中で人件費増が抑制されて運営されておりますが、そういった中にありまして、事業費が着実に増加しまして、事業の充実が図られている状況でございます。そういったことで、順調な経営がなされてるといふふうに考えているところでございます。

49ページをごらんください。

(6) の評価でございます。

平成23年度から平成26年度まで、4年間の管理運営実績につきまして、3つの視点から評価を行ったものでございます。

まず、①の住民の平等利用の確保、施設効用の最大限の発揮でございますが、利用案内や利用許可手続は適正に行われており、また、②の健全な経営環境につきましても、先ほど御説明しましたとおり、順調であると考えております。

さらに、③の事業計画の着実な実施のための管理運営能力につきましては、宮崎国際音楽祭を初めとする各種公演は、事業計画に沿って適

切に開催されているほか、安全対策についても考慮されているところであります。

次に、3の第三期の募集方針についてでございます。

まず、(1) 指定管理業務の内容につきましては、現在と同様、劇場の利用、維持管理、宮崎国際音楽祭、県民文化振興事業に関する業務でございます。

(2) の指定期間につきましては、平成28年度から平成32年度まで5年間でございます。

(3) の指定管理料の基準価格につきましては、年額4億7,791万6,000円、5年間の総額で、24億2,499万2,000円としております。

次に、(4) の選定についてでございます。

選定方法につきましては、まず、一次審査におきまして、申請書類に基づく資格審査を行い、二次審査では、指定管理候補者選定委員会におきまして、一次審査合格者によるプレゼンテーション、ヒアリングを行いました上で、審査を行うこととなります。

なお、候補者選定委員会につきましては、学識経験者、利用者代表、会計実務者の分野からそれぞれお願いしており、委員の方々については、資料に記載のとおりでございます。

それでは、50ページをごらんください。

(5) の審査項目等でございます。

審査項目につきましては、指定管理者制度導入指針に従いまして、指定管理者の事業運営能力や企画力、経費縮減への対応、劇場の効用を最大限に発揮する事業計画、宮崎国際音楽祭並びに県民文化振興事業の企画及び実施能力、事業計画を確実に実施するための管理運営能力について審査を行うこととしております。

また、審査を公平・公正なものとするため、それぞれの選定基準につきまして、具体的な審

査項目や配点を記載のとおり設定したところ  
ございます。

それでは、51ページをごらんください。

(6) のリスク管理、責任分担についてで  
ございます。

指定期間中は、設備・備品の損傷や事故の  
発生、物価変動など、さまざまなリスクが  
想定されますことから、これらの責任分  
担について、記載のとおり、事前に整  
理したものでございます。

次に、6 のスケジュールであります。

先月、5月25日に、1 回目の選定委員  
会を開催し、第二期の評価や第三期の  
募集方針などの検討を行ったところで  
あります。

今後の予定でございますが、7月1日  
から8月31日まで募集を行い、10月  
月上旬に2 回目の選定委員会を開催  
し、指定管理候補者を選定した上で、  
11月議会におきまして、指定管理者  
の指定、指定管理料に関する債務負  
担行為の議案を提出させていただき、  
御審議・御承認いただいた上で、来  
年4月1日から第三期指定期間の業  
務を開始する予定としております。

説明は以上でございます。

○**清山委員長** 執行部の説明が終了  
しました。

その他の報告事項について質疑はあり  
ませんか。ございませんか。

○**坂口委員** 34ページのU I J ターン  
です。本県へのU I ターン者452人、  
この内訳はどうなっていますか。

○**石崎中山間・地域政策課長** 452人  
の内訳でございますが、U ターンにつ  
きましては、452名のうちに本県出  
身の方289名でございます。I ター  
ンの方が、県外出身者ということで  
163名でございます。

○**清山委員長** よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。私、そ  
の間に質問させてもらってもいいで  
すか。

今のU I J ターン、私も幾つか質  
問したんですけれども、35ページ  
の上のほうに、移住に際して自然、  
職、人が大きな訴求力を持っている  
と書いてますけれども、この結果を  
見ると、これ特に県外出身者に対  
しての訴求力という意味ですよね。  
なので、こういうところはきめ細  
かく今後の施策に生かしてもらいた  
いと思います。全体としての訴求力  
ではないと思いました。

そして、37ページに、皆さんが  
仕事、暮らしの情報を一覧できる  
総合情報サイトを求めているん  
ですけれども、高知県の情報サイ  
トなんか見たら、もう物すごいわ  
かりやすく、たくさん情報もあ  
って、宮崎の移住情報サイトと天  
と地ほどの違いがあったんですけ  
れども、今後、インターネットで  
の情報収集をしやすくしたりと書  
いてますけれども、今のから少し  
情報が得やすくなるレベルではな  
かなか厳しいかなと思うんです  
が、その点についてはいかがで  
しょうか。

○**石崎中山間・地域政策課長** 現在  
のサイトにつきましては、平成25  
年にリニューアルをしたものでござ  
いますけれども、これにつきましては、  
実際に移住した方の実体験などが  
見られるようにということでコン  
テンツを構成したところでござ  
います。この調査結果を受けまし  
て、現在のサイトにつきましては、  
リニューアルに向けて今、他県の  
サイトの内容等を調査しておりまし  
て、そのサイトのコンテンツや構  
成について検討を行っております。  
できるだけ早い時期にリニュー  
アルをしたいと考えております。

○**清山委員長** このみやざき創  
生人口ビジョンについて、一番裏  
のほうで、2030年の目標が、29  
歳以下が25%以上で、長期的  
には30%以上と書

いてるんですけれども、これ現時点で何%なんですか。

**○井手総合政策課長** お手元に、先ほどのアクションプランがあろうかと思いますが、アクションプランのほうをお開きいただけますでしょうか。これの13ページ、下の重点指標のところの2段目ですが、29歳以下の若者の人口、平成22年度データで28%でございます。

なお、最新の数字といたしましては、平成26年度の最新の数値で26.8%でございます。

今後、人口が減少するに従いまして若干減り、ただ、ケース2で申し上げましたように、合計特殊出生率を上げて、若者の流出を抑制していくことによって、若年人口の比率は徐々に増していくと。総数は減りますけど、比率は増していくと考えておまして、最終的には2060年に30%程度に持っていけるのではないかと考えてます。以上です。

**○清山委員長** もう、これ最後にするんですけれども、特殊出生率は2.07とか、自然増の項は数字が掲げられてるんですが、社会増対策としては、5ページに書いてある29歳以下の若年層の流出超過を2030年までに30%抑制するというのが社会増の一応数字なのかなと思うんですけれども。これ30%抑制するというのは、今の時点での流出超過の絶対数を30%減らしていくというふうに理解してるんですが、これだと若年層の人口全体が減っていくに従って流出超過分も、自然に何もしなくても減っていくと考えられるんですけれども。例えば、今は3ページの上の数字によると、大体ざっくり流出超過が3,000強あるように見えるんですけれども、これが、例えば29歳以下の人口、この辺の人口が単純に考えて3万人いるとしたら、3万分の3,000で1%の流出超過です。それが、例えば、

これが単純にもう向こう20年で2万人ぐらいに全体が減ってきたら自然に、流出超過率というのが同じ1%でも2,000人まで流出超過の数というのは減っていくわけで、結局、流出超過率というのは変わらなくても、全体の母数の人口が変わっていけば流出超過していく数も変わってくるんだと思うんです。ですから、余りこれ、数自体を30%抑制というよりも、超過率とかそういうものを添えていかないと施策に対する効果というのは図ることができないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

**○井手総合政策課長** そうですね。これは、移動率をベースにして率を30%減らす、総数そのものではなくて、今、流出の率を出して、それを3割方減らしていくという、そういう計算をした結果のシミュレーションでございます。ちょっと表記が妥当ではないとすれば、少し手を入れたいと思います。

**○清山委員長** わかりました。

じゃ、ほか質問。

**○星原委員** 40ページ、フードビジネス、26年度の取り組みの状況ということで説明をいただいているんですが、これ、25年に策定されて1年間やってきて、ここでは報告になってるだけで、こういうふうにしていこうとか、多分目標数値があったと思うんです。仮に重点項目でいけば、生産者所得の向上と、こう書いてあるんですけど、それぞれの関係の生産者の人たちの所得がこれまでとどれだけ向上したかとか、その辺ちょっと、それぞれどういったことがなされた取り組みのおかげで、それまでと違ってどういうふうな変化というか、所得がふえてきたり、あるいは高付加価値がとられてる、どういう効果が出てきたりとか、それがあって多分この27年度に向けて、いろんな取り組みになってるん

じゃないかなと思うんで、その辺のところをもう少し詳しく説明いただくとありがたいんですが。

**○黒木フードビジネス推進課長** 40ページ、重点項目について、るる取り組みの結果が挙げてありますけれども、重点項目そのものについては、目標というのは設定しておりません。フードビジネス推進構想を作った際、32年度の目標、一応5,000億円という中間目標はあるんですけれども、目標そのものができないものですから、毎年毎年の状況を明らかにすべきだと、わかりやすく説明すべきじゃないかということで、先ほど申し上げました、43ページの各プロジェクトごとの主な数値目標ということで、昨年度、立てまして、26年度ではこういった目標あるいは27年度ではこういった目標ということで立てまして、毎年毎年検証をしていくという取り組みをしております。

ちなみに、所得につきましては、目標設定はしておりません。以上です。

**○星原委員** できれば、やはりフードビジネスに取り組んだのは生産から加工、販売までという一連の流れの中で、じゃ、宮崎の豊富な農水産物をどう付加価値化して、県民、携わる人たちも所得を上げることで、県民所得のアップを狙いだと思うんです。そうすると、やっぱりある程度、そういう所得に向けて多分こういうことに取り組んでるんだらうと思うんです。生産するとか販売するとかじゃなくて、県民所得アップを狙ってるんじゃないかなと私はそういうふうに思ってたんで、また、そういうことによって、やはり農家の人でもそうなんですけど、もうかる農業につなげていく、そういうものが見つかってくるんじゃないかなという形の流れじゃないかなと思ってるものですから、やっぱ

そうなってくると、そういうものを追っかけていかないと本当に効果が出てくるのか、出てないのか。売り上げとか数字の問題は当然、あくまでもそういうのあるかもしれませんが、実際豊かさを感じるとか、いろんなことの中に所得がふえてきたか、生活が、暮らしがよくなったかということを追っかけるはずですから、新たな取り組みの場合はそういったものまで含んだ中でやっぱり考えていかないと、県民のあ的一部分だけがこうだとかっていう話で、果たしてどうなのかな、取り組み方法も見つかってくるのかな、あるいはいろんな課題が見つかってくるのかなという、そういうことも感じるものですから、こういう事業についてはやっぱりそうやって少し考え方を、もう少し考えていただくとありがたいなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

**○黒木フードビジネス推進課長** 今、御指摘のあったとおりで、本来ならこうやって取り組みをする。それを県民の方が実感して、本当にいいというふうになってわかっていただけるためには、所得に具体的な数字をあげられればとも思うんですけれども、それについては、さまざまな要因もあって出される数字もありますし、そこ辺になると難しい点もあるものですから、私どもとしては、今のところさまざまな取り組み指標を基に実際のフードビジネスに関する取り組みということで、その取り組み状況を具体化することができたというところで設定しております。ただ、所得を示すことが、本来なら一番いいとは思いますが、その後にもまた研究させていただきたいと思えます。

**○星原委員** フードビジネス推進課としては、そういう形なのかなと思うんです。結局、実際農政のほうでやったり、それぞれのいろんな分

野でやってるわけですから。ただ、皆さん方のところでフードビジネス推進課としてまとめているんなら、そういう各関係課にどういうふうに指導していくとか、どういうふうに考えてやったら課題が見つかってきて、どうしたらいいのかとか、そこまで追っかけていかないと、それぞれその範囲の、自分たちの範囲の中での判断したり、答えを出したりすることが、果たしてどうなのかなと思います。もう一点は、やっぱり若い人たちを、さきの人口減少の中で中山間地域に持ってくるとすれば、この部分が成功しないと、農業、林業、漁業、そういう分野のところには人が住む、雇用の部分とか、あるいはそこで生活する部分というところにつながっていかないんじゃないかなと思うわけです。ですから、やっぱりそこにつなげていくためにも、そういうことで、こういうことをすればこれだけの利益が出て、あるいは税金も納められてとか、そういう方向に持っていく仕掛けをするのが、ここ、皆さん、あとはもうそれぞれ農政なり関係者なり、いろんな関係の部課にも、やっぱりこういうことで雇用、若い人たちを地域に残すためのこういう政策を考えているんで、ここまで考えていかないとおかしいんじゃないかということで、今度、一方では皆さん方がそうやって推していかないといけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどうなんですか。

**○黒木フードビジネス推進課長** 確かにそう言う点はあるかと思いますが。分野的についても農政の方で生産分野に取り組んできた。あるいは商工等で加工については取り組んできた。そういう中で、私どもは農政あるいは商工と一緒にあって取組を進めております。そういった中で、これまでも実際、そういう視点でも見てた

んでしょうけど、マーケットインの視点ですか、私どもとしても可能な限り農政水産部や商工と一緒に仕事をする際に、違った視点でこれまでの取り組みを見直して、できる限りそういった実感ができるような、そういった取り組みにしようと思っておりますので、今後とも努力していきたいと考えております。

**○星原委員** よろしくお祈りします。

**○丸山委員** 指定管理のことについてお伺いしたいんですけども、第三期に入るということなんですが、これまでいろいろ指定管理していただいている、青木館長はもうかわられたと思うんですが、青木館長といろいろ話するとき、ここについては、指定管理はそぐわないんじゃないかというような意見もよく聞いてまして、指定管理の時期が来ているから、これまでの流れでやっていくんだよというのでいいのか。これももう少し、指定管理すべき、外すべき議論もして、最終的にやりますよというふうに決めたのか、その辺の議論をしたのか、どういう議論をされて、やっぱり指定管理になったのかというの、もう少し改めてお伺いしたいと思ってるんですけども。

**○神菊文化文教課長** 委員の御指摘よくわかるところでございます。やはり県立芸術劇場の指定管理といいますのは、効率的な運営というのが目指すところではなく、評価のあるようなイベントを実施し、さらに、効果的なものもあるということが望ましいところでありまして、そういう意味では、指定管理になじむかどうかということにつきまして、昨年度、総務部と十分協議をさせていただいたと聞いております。その結果、これまで幾つかの団体といいますか、企業さんが説明会においでになったということもありますし、それから、九州に限らず、関西、

関東などのいろんな運用されてる中で、新たな視点に基づきすばらしい業務提案があるかもしれない。そういうったことも踏まえて、今回も指定管理をしようということになったということでございます。

**○丸山委員** 結果、そういう協議をしたということでもあります。本当に宮崎の文化の推進をしっかり図っていけるのか。指定管理だけが効率よくというのは、非常に効率だけを見るわけではないというふうに思ってるものですから、その辺はもう少し、やはり今回こういう形で指定管理を出すというのは決まったようでもありますけれども、本当に指定管理でいいのかなというのは、しっかり議論を、もう少しじっくりやっていただかないと、安易に指定管理でいいというわけでもないというのは、やっぱり議会のほうでも、我々も少し感じてるものがあるものですから、その辺はもう少ししっかりと議論を進めていただけたくとありがたいかなと、こう思ってるんですけれども。

**○神菊文化文教課長** 今後、十分議論を深めてまいりたいというふうに思います。

**○坂口委員** 関連して、この場合、なかなか難しいと思うんですけど、問題は、今、委員が指摘した大きい問題が一つあると思うんです。それともう一つ、各選考委員の人たち、この人たちが県の意思決定をするのに、いかなる資格と、いかなる責任を持ってやられるのかということなんです。こういった県の意思決定をするということに対しては、地方公務員として、県職として採用された方がその公務員の縛りの中にあつた責任と、覚悟を持って決めていくというのが本来の姿だと思うんです。そういったときに、ここにそういう人が一人も入っていません。これが各部通してたくさんあるんです、こういっ

たものが。これは、一つにはここで問題が生じたとき、誰が責任とるのかとなったとき、公務員としての法律に縛られた責任ある人が一人もいない。ある意味、これは、わずらわしさから県職が逃げてると捉えられても仕方のない、このメンバーだと思うんですけど、この選考についてはどういった基本的な考え方のもとに、どうやって決めておられるのか。

**○神菊文化文教課長** 選考委員についてでございます。選考委員に求められる点として、委員の御指摘は当然でございますけれども、もう一つ、多様な見地から意見を聞くといった点も重要な視点であろうかと思っております。そのために、23年度の際には、私の前任が入っておったんですけれども、あえてそれも外したところでございます。

誰が責任をとるのかというお話でございますが、選定委員会で選定候補者を決めていただきまして、それを私どもが答申を受けて、県として決定を議会に提案するということとなりますので、責任としては私どもがとるということになろうかと思っております。

**○坂口委員** エコクリーンの問題でもなかなか責任の所在が明らかでない。うがった見方かも知れないけれども、そういう考え方がないでもないのかもしれないけれども、意思決定はやっぱり県職がやるべきです。ここはオブザーバーとして、相談役として、同席させて、そこで意見を伺うというんならわかるんです。そういう手法を一つは検討されるべきと思う。

また、ほかに公共工事の、今回の防災拠点ビル、これなんかもそうなんです。ましてや大学の工学部の先生なんかが入ってきたりすると、そういった契約の相手方というのはその大学の学閥の中でいろんなシェアを握ってる民間の技

術者集団です。だから、そこらを一回、これ具体的なものがあって言ってるんじゃないんです。一般論としてちょっと安易な方向に流れてきてないかなというのがあるんです。

それと、関連するのが、さっきのパブリックコメント。1人が4つの提案というか、要望をしてきた。もともとパブリックコメントに求める目的とか、それが持つ意義というのはどこにある。なぜパブリックコメントを求める。これ、どうなんですか。

**○井手総合政策課長** パブリックコメントの意義でございますが、できるだけ幅広く県民の皆さん方の意見を聞くということにあらうかと思えます。基本的には、こういう計画のものにつきましては、審議会、懇話会等を開いて民間の方の御意見も踏まえながら、また、こういう場で御説明し、県議会の皆さん方の御意見も踏まえながらつくっていくものでございますけれども、あわせてパブリックコメントということで、誰でも意見が言える機会を提供するというところに意義があるかと考えております。

**○坂口委員** そこで1人というのは、我々投票率の低下というのはあらゆる手だてをしてからそれを上げようとする努力とか工夫がなされません。それがなぜそういった大切な、これ県民の総意を集約するのに非常にやっぱり有意な方法、有効な方法で合理的な方法なんです。それが1人かというのは……。ふるさと納税だってそうでしょう。お土産を送ってでもふやそうとする努力をされる。ここにどういう努力をなされたのか。これは全体、パブコメ少ないんです。こちら、何かやっぱりこれ分析されて、問題意識持っておられるかどうか、少ないという。そんな大切な作業だったとしたら。

**○井手総合政策課長** 今回のアクションプラン

の1人だけのパブリックコメント、これ非常に重く受けとめております。作業としましては、いろいろな場でのPR、これは新聞広告でありましたり、もちろんホームページでもやっております。県政番組をつくって、こういう計画をつくってまして、パブリックコメントも募集しますよというような掲示もしてございました。ただ、現実には上がってきてなかったということに関して分析をしましたけれども、一つは、実は、去年の7月からずっとつくってきまして、県民の皆さんと一緒にやった意見交換会をやる中でPRをしてきたところなんですけれども、長期ビジョンのときにも既に一回、パブリックコメントをやってまして、その辺で、何ともうしますか、ちょっとマンネリ感があったのかなと考えております。その辺も含めて、次の、また、今度総合戦略でもつくってまいりますので、できるだけ声が届くような意義ある…。その意義をちゃんと理解していただけるようなPRに努めてまいりたいと考えてます。

**○坂口委員** それも一つあると思うんです。ただ、やっぱりパブコメには自分が参画してよかったと思えるようなものが、その人に果たして感じられたかどうかというのが一つ大きいと思うんです。もう二度とやる必要ないわと思ったら、これもう残念な話で。やっぱりをそれやるときに県民のそういった、県民の意見がある程度集約したり、直接やっぱり現場の意見を集約したりというのであれば、この調査をやるための一つのパブリックコメント、これ応募者が何百人ぐらいいないと、正しくはそれは反映できないよ。1人だけじゃ偏ってるかもわかんないよという、分析に使われるんなら、そういうことの一つのやっぱり基礎となるべきサンプル数というのが必要だと思うんです。意思決定に係る県

民の考え方の分析としてするならば、やっぱり最低200人はやっぱり必要だぞと。でないと、考え方がむしろ偏るぞって。あるいはそのこと、もしすごく興味を持ってる人たちのみの考え方になってると、底辺を広げることに、底辺に行き着くことにもつながらないよと。むしろこれはもろ刃の剣だと思うんです。場合によっては。このプランのこの部分はどうかわかんないけど、ものによってはもろ刃の剣で、片一方だけ、ざっくり切ってから、もう、例えば、先ほどの芸術劇場での催しをとったら、世界的に高度なレベルのものを安くさせてくれて、これはマニアです。我々行って、かっかかっか笑うようなのがいいなと言ったって、そういう人が応募してこうなって、こっちが県民の意思だと決めるときは、これはもう全然県民の世論は反映してないことになります。

そういったことがなぜ少なくなってきたのかというのを、やっぱり時代をさかのぼって検証する必要があると思うんですけど、僕は、例えばこれにもう一つ似たのに公募というのがあります。公募をかけて意志を決定しようって。直近ではブーゲンビリア空港というのがありました。これなんか、県民の考え方を何のため求めたんかわからんけど、たった数名の方の提案を、多くのばっさり切って、少ないものに。最初にブーゲンビリアありきというような選定の仕方だったでしょう。この空港の名前だって。これ、応募してきた回答と数を見られたらわかります。

ずっと前に県の鳥を決めた。コシジロヤマドリです。メジロとコシジロヤマドリと、それからもう一つは、何だったですか、ヒヨドリか何か3つサンプルを出して、皆さん、県の鳥としてどれがいいですか。写真を見せたりして、見

たことのないようなすごい立派な鳥、これ誘導的ですけど。宮崎県にはいっぱい鳥います。

だから、一貫性がない。だから、県民は、ああ、また、こんなことやり始めた。僕らでもうがった見方します。これはもうオーソライズするためにこういう手法をとって、皆さんの考え方を尊重したんです、中身は見せませんと言われたら、これはやっぱり県民、何かおかしいなと肌で感じます。そして、あほらしいなって。ただ、そこは猛省をしていただいて、やり直してでも、200必要なら200に達するまでパブコメをとってでもやらないと、一つで、これ県民の意見を、それに沿ったやり方でしたら、これは僕らには逃げとしか見えない。ここのところはぜひしっかり各部をまたいで、しっかり検証していただきたいと思います。

**○茂総合政策部長** パブリックコメントのことですけれども、私も実は1件、4名のパブリックコメントだったという話を聞いて非常にショックを受けました。残念に思っています。実は、これは4年前のアクションプランのときは120件という件数をいただいたんですけど、それ以後、全てそれを下回ってます。1桁とか2桁でも前半とか。それで、非常に私、ゆゆしき事態だと思ってます。

それについては、2つの見方があるのかなと。一つは、よくできてるよという意味での少ないのであれば、まだいいんでしょうけど、そうじゃなくて、もう関心がない、どうでもいいと、自分にとって、そういう風潮もあるんじゃないかなと思ってまして、そのあたりは、我々ももっと、こういうのやってますよという話はもちろんですけど、この中身をもっとわかりやすくお知らせするやり方、そういうのをもっと工夫していかないと、本当に形骸化してくると思って



ます。我々のほうもたくさん意見をいただいて、もうあっぷあっぷするぐらい、待ってくれというぐらい、もうたくさん意見をいただくのが本来の姿だと思ってますので、これからもこれまで以上に工夫していきたいと思えます。

**○坂口委員** 選ばれた県職の人たちだって、やっぱり誇りと責任を持って、しっかり、それ自分らの責任の範囲内でしていただくということを基本に、それをより一層高めるための、一つは、外部からの選考委員の、あるいは、選考委員というのは僕はもう絶対否定的な考えなんですけど、選考委員、それ入れちゃいかんと思うんですけど、意見を伺うための参考人あるいはオブザーバーとして同席していただくとか、パブコメをしてきた人にはしっかり何かこちらからも、どういうことでしたということ、またお返事していくとかです、何らかをしていかないと。そして、自分らの述べた意見を、述べたことについて何らかの形でやっぱり影響、反映したなというのは、何かそこらの通うものを持っていかないと、必ず時間とともに衰退していくと思うし、やっぱり飽きてくると思うんです。そこ、ぜひ今回、検討をしていただきたいと。これ、お願いですけど。

**○丸山委員** 消費者教育推進計画についてお伺いしたいんですが、46ページと本冊の計画の6ページなんかを見ても、感じていますが、特に、こっちの本計画の資料4を見てみたときに、今の相談窓口の状況というのを地図をつけているんですが、これ見たときに、宮崎市ももちろんあるんですけども、私の住んでる西諸とか児湯郡、入郷、西臼杵、全然そういう窓口が空白地帯ということが結構出てます。こちらの46ページのほうには、高齢者の重点的に取り組む事項というので、高齢者の消費者相談

をもうちょっと充実すべきですよと書いてあるんですが、空白地帯のところもあるんだというのがやっぱり宮崎の特徴ではないのかなと思ってますし、この計画の中でも市町村の取り組み事項ということで相談窓口の充実を、23ページにも書いてありますので、こういうものもしっかり、何か宮崎県の特徴というのはこういうところなんだよというのを改めて打ち出して、実のある計画につくっていただきたいというふうに思ってるんですが、その辺のことは何か、ただ単に高齢者だけじゃなくて、相談窓口がない地域をどうやっていくのかというのも計画の中にうたえないのかなと思って、それはどうなんでしょうか。

**○村上生活・協働・男女参画課長** 今、委員が御指摘のとおりで、それをちょっと事業化しまして、話し合いの場をまずは持ちましょうというのがこの補正のほうの相談窓口充実強化事業なんですけれども。おっしゃるとおり、まず、西諸県地域と児湯地域、そして、日向入郷地域を先行してお話し合いの場を設けさせていただいて、共同化をされるのか、あるいはどこかに拠点を置かれて、巡回式の、まず相談窓口を設置されるのか、他県の状況等も御紹介しながら、主体的には市町村のほうにどういう形が実現可能なのか、あるいはどういう形を望まれるのか、そういったのを話し合いをしていきたいと考えております。

計画のほうには、これは、あくまでも県計画ですので、県は市町村の窓口強化に努めます、あるいは御支援をしますというところを書かせていただいて、その支援の内容は何かといいますと、そういうふうに市町村が主体的に、どういう形で相談窓口を充実、強化していくかという話し合いなんかを音頭をとってやらせてい

ただくと。そういうことで進めさせていただこうと考えております。

○丸山委員 私が住んでる西諸と、今言う、児湯、入郷地域は、特に宮崎県内でも高齢化率がさらに高い地域でもありますので、その辺しっかりと体制づくりができるように、早目に早目に市町村が主体的に動ける体制をしっかりともう計画の中でうたっていただける。もうちょっと具体的に、絵に描いた餅じゃなくて、具体的に動けるような体制になるようお願いしておきます。

○清山委員長 ほか、ございませんか。以上ですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、委員よりその他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもちまして、総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

---

午後2時59分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

ここで、皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえ、何か御意見があればお願いいたします。よろしいですか。

○星原委員 坂口委員が言ったように、当初と肉づけという、その辺はしっかり守ってもらわないといかんのかなと思ってます。(「休憩ですか」と呼ぶ者あり)

○清山委員長 いや、これは一応。(「いいですか」と呼ぶ者あり)どうぞ、積極的に。(「休憩したほうが」と呼ぶ者あり)

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

---

午後3時5分再開

○清山委員長 ここで、委員会、再開いたします。

星原委員から骨格予算と肉づけ予算の編成のあり方について御意見ありましたけれども、ほかに何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、あすは総務部の審査で、午前10時の開会といたします。

その他、ここで何か、議案以外の点でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時5分散会

平成27年 6 月 25 日 (木曜日)

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (8 人)

委員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	成 合 修
危機管理統括監	金 丸 政 保
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	柳 田 俊 治
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	田 中 保 通
危機管理局長 兼危機管理課長	郡 司 宗 則
部参事兼総務課長	菓子野 信 男
防災拠点庁舎整備室長	丸 田 勉
部参事兼人事課長	片 寄 元 道
行政経営課長	吉 村 久 人
財 政 課 長	阪 本 典 弘
税 務 課 長	高 林 宏 一
部参事兼市町村課長	平 原 利 明
総務事務センター課長	中 原 順 一
消 防 保 安 課 長	都 原 誠 一

議会事務局

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
総 務 課 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	外 山 景 一

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、議案の説明に当たっては、補正予算とそれ以外で分けて説明を受けることとし、委員の質疑は、執行部の説明がそれぞれ全て終了した後をお願いをいたします。

○成合総務部長 おはようございます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

それでは、1 ページをお開きください。

まず、1 の予算編成の基本的考え方についてであります。

今回提出しております6月補正予算案は、政策的な事業や新規改善事業あるいは特別枠などを中心とした、いわゆる肉づけ予算として編成したところであります。

1 ページの下の枠囲いをごらんいただきたいと存じます。上から2段目の公共事業につきましては、当初予算に計上しておりませんでした年間所要見込み額の20%ほどの公共事業を追加計上しております。

それから、大変厳しい財政状況の中ではありますが、地域活性化・防災対策特別枠として補

助公共事業、それから県単独事業にそれぞれ20億円、計40億円の追加措置を行ったところであります。

その下のその他の経費といたしまして、本県の総合的な災害対策能力のさらなる強化を図ることを目的としまして、大規模災害対策基金に27億円の追加造成を行い、総額30億円とし、今後5年間にわたりまして、防災・減災対策に取り組むこととしております。

また、その他の経費の中で、網かけをしております二重枠内でございますが、新規要求事業に対する別枠の措置として4億円を措置し、これらを合わせまして総額71億円規模の追加措置を行うこととしております。

最終的に当初予算と合わせた27年度の予算は、上の段の四角囲みの3つ目にありますように、27年度当初の骨格予算とあわせまして、人口減少対策等々の本県が直面する課題に対応しつつ、将来を見据えたあすの宮崎の礎づくりを進める「くらしの豊かさ日本一を目指して～『みやざき新時代』創生予算」として編成したところであります。

基本的な考え方は以上でございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと存じます。

予算の規模でございます。予算規模につきましては、一般会計の補正予算額が太枠囲いにありますように、補正予算額561億円余でございます。補正後の予算総額は、6,978億5,200万円です。しかしながら、今年度はそこに記載してありますように、口蹄疫対策転貸債等約1,200億円の県債の償還という特殊要因がございますので、この1,200億円を差し引きますと5,778億5,200万円となります。対前年度比で0.8%の増となっております。

8ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出予算としては、全体で前年度比0.8%の増となったところでございますが、ちょっとその内訳を御説明いたしますと、8ページの下の方をごらんください。歳出の内訳を掲載しております。一番上の行の義務的経費でございますが、人件費が前年度より13億円の減、公債費が56億円の減、また、普通建設事業費を101億円の減とする一方で、一番下から2段目になりますが、一般行政経費を前年度より204億円、10.1%増額することとしておりまして、一般行政経費が大幅な増額となっております。

3ページにお戻りいただきたいと思っております。3ページは、歳入予算の特徴を記載しております。

なお、3ページ以降につきましては、口蹄疫対策転貸債等の償還金、先ほど申し上げました1,200億円という特殊事情がございますので、その1,200億円を除いた数値で記載しておりますので、御了解いただきたいと存じます。

次の4ページをお開きください。4ページの下から2つ目の表でございますが、自主財源の状況についてであります。

まず、上のほうの自主財源の県税及び地方消費税清算金につきましては、当初予算から変動はございません。それぞれ前年度より大幅な増となっているところでございます。

表の下から3段目の繰入金の行でございますが、今回の補正予算で地域医療介護総合確保基金からの繰り入れのほか、財政調整のための基金繰入金等々によりまして、約193億5,700万円の増額補正を行っております。

しかしながら、一方で、補正後の総額でございますが、昨年度までで廃止しました地域経済活性化・雇用創出臨時基金からの繰り入れの減

等によりまして、右から2列目にありますように、134億円余の大幅な減となっております。

なお、財政調整のための財政関係2基金からの繰り入れにつきましては、当初予算と合わせて、27年度の補正後総額にありますように、約236億9,200万円となっております。

この結果、5ページの上から2つ目の表をごらんいただきますと、基金残高の推移の表の一番右側でございますが、27年度の基金残高は、年度末で227億円程度となる見込みを立てております。

続きまして、6ページをお開きください。

次に、②の依存財源の状況についてであります。下の表をごらんいただきますと、下から2行目でございますが、国庫支出金とその下の県債については、公共事業費等の増額によりまして、いずれも増額補正としているところであります。

次に、その右の7ページでございます。7ページの一番上の表をごらんいただきたいと思っております。

地方交付税それから地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債の状況であります。いずれも、先ほど申し上げましたように、税収増等によりまして全国総額が減少しておりますことから、本県も地方交付税が40億3,700万円の減、臨時財政対策債が43億2,600万円の減となっております。なお、2つを合計した実質的な地方交付税額は、やはりトータルで83億6,300万円、前年度比3.8%の減となったところであります。

次に、その下の表でございますが、いわゆる借金の県債の状況であります。補正後の総額は、その27年度のところに記載しておりますように約640億円でございます。臨時財政対策債の減少等によりまして、前年度よりも34億円の減と

なっております。

また、括弧書きで記載しております、臨時財政対策債を除いた発行額は341億円でございます。前年度より10億円の減となったところであります。

また、その下の県債残高であります。口蹄疫対策転貸債等1,200億円を償還することもありまして、27年度末で約8,933億円と、1兆円以下になる見込みであります。さらに、括弧書きの臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高であります。211億円減少しまして、約5,148億円程度となる見込みであります。

次に、8ページをお開きください。8ページ以降は、歳出予算の特徴を記載しております。まず、性質別の状況を記載しておりますが、内容につきましては9ページのほうに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、9ページの一番上の①の義務的経費であります。これは御案内のとおり、社会保障関係費である扶助費が増加するという一方、人件費それから公債費の減によりまして、前年度より58億円余の減となっております。

人件費については、職員の減等によりまして、13億円余の減となっております。このうち退職手当については、退職者数の減少によりまして、やはりこちらも9億円余の減となっております。

次に、3つ目の扶助費でございますが、社会保障関係費の増加等によりまして、対前年比、やはり11億5,900万円の増額となっております。

また、公債費につきましては、先ほど申し上げましたように、県債残高の減少等によりまして、56億円余の減となっております。

次に、②の投資的経費でございますが、補正後の総額は1,028億4,300万円となっております。

これは国の交付金を活用した昨年度まで施設整備等をやっておりましたが、それが減少になりました。100億円余の減となったところでございます。

次に10ページから11ページ、12ページのほうには、歳出予算の款別の主な事業と、それから、主な増減要因を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、13ページをごらんください。13ページには特別会計と公営企業会計について、それぞれ記載しております。説明は省略させていただきます。

次に、14ページをごらんください。14ページからは財政改革の着実な取り組みとして記載させていただいております。

財政改革につきましては、平成16年からこれまで3期11年にわたり財政改革に取り組んできたところであり、県債残高にしても、人件費につきましても、一定の成果を上げてきたと考えておりますが、しかしながら、今後とも歳入の大きな伸びが期待できない中、先ほど申し上げました社会保障関係費あるいは施設の老朽化あるいは防災・減災対策等に、今後多大な財政負担が見込まれるところであり、

このため財政改革を継続しない場合、14ページ一番下の表にありますように、収支見込み額を記載しておりますが、毎年度200億円を超える収支不足が発生する見込みであります。このため後ほど詳細は説明いたしますが、新たに第4期の財政改革推進計画を策定することとし、今回の予算編成におきましても、この計画を踏まえた取り組みを行ったところであり、

14ページの上の枠内の①総括的事項の2つ目の四角でございますが、先ほど申し上げましたように、県債発行額につきましては総額640億円、

前年度比34億円、5.0%の減と抑制したところであります。

次の四角の県債残高見込み額も、先ほど説明したとおり減少したところでございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。16ページには参考といたしまして、今後さらに増大が見込まれます社会保障関係費の推移をグラフで掲載しております。引き続き、社会保障関係費は、超高齢化に従いまして伸びるということ予測しているところでございます。

以上、27年度の予算案の概要については以上であります。

次に、その右側の17ページをごらんいただきたいと思っております。17ページ以降は、総務部の27年度6月補正予算案についてでございます。

今回お願いしておりますのは、総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額、太線で囲んでおります6月補正額の欄の一番下にありますように、50億5,911万5,000円の補正をお願いしているところであります。

この結果、補正後の予算総額は、右から4列目にありますが、4,687億8,646万9,000円であり、前年度当初予算と比較しまして、87.1%の大幅な増となっておりますが、これは先ほど説明しておりますように、口蹄疫対策転貸債償還金の予算措置をしたことに伴うものであります。

次に、18ページをお開きください。

27年度予算の総務部の主な新規重点事業を掲載しております。事業名の下にアンダーライン、下線を引いたものが6月補正でお願いしている事業になります。

なお、資料の21ページ以降に掲載しております事業につきましては、後ほど関係課から説明をさせていただきます。

予算議案については以上であります。

次に、資料の27ページをお開きください。

まず、議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴いまして、外形標準課税に係る法人事業税の税率改正等を行うものであります。

次に、28ページですが、議案第6号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、そこに記載しておりますが、過疎地域自立促進特別措置法等の法律におきまして、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合について定めた省令が改正されたことによりまして、適用期限の延長等を行うものであります。

次に、その右の29ページをごらんください。

議案第8号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、住民基本台帳法の一部改正による指定情報処理機関制度の廃止のほか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の名称変更に伴いまして、関係条項の改正を行うものであります。

次に、30ページをお開きください。

議案第18号になります。「みやざき行財政改革プランの変更について」であります。これは、みやざき行財政改革プランによる改革の推進期間が、26年度をもって終期を迎えましたことから、引き続き、行財政改革に取り組む指針となるプラン(第二期)について素案を策定しておりまして、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により県議会の議決に付するものであります。

36ページをお開きいただきたいと思っております。36

ページの報告事項の第1号であります。専決処分の承認をお願いするものであります。

まず、報告第1号は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。これは、地方税法等の一部改正によりまして、外形標準課税に係る法人事業税の税率の改正が行われたこと等に伴いまして、ことし27年3月31日付で所要の改正を行ったものであります。

議案といたしましては、以上であります。

次に、報告事項でございますが、資料の37ページをごらんいただきたいと思っております。横書きになっておりますが、平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。これは、平成26年度の議会において御承認をいただきました繰越事業について、繰越額が確定したこと等に伴いまして御報告をするものであります。

最後に、その他の報告について資料の38ページになります。38ページ以降でございますが、本日御報告いたしますのは、ここに記載の宮崎県公共施設等総合管理計画についてなど3件についてであります。

それぞれの詳細については、危機管理局长及び担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○菓子野総務課長 それでは、議案第1号「平成27年度一般会計補正予算」につきまして、各課ごとに説明をさせていただきます。

まず、総務課の補正予算についてでございます。歳出予算説明資料をごらんいただきたいと存じます。この43ページでございます。

総務課の補正予算額は1,860万円の増額でございます。この結果、補正後の予算額は14億8,753万3,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

45ページをお願いいたします。

今回補正いたしますのは、(事項) 県有施設災害復旧費であります。台風や地震等による被害に備えまして、庁舎等の災害復旧費として1,860万円の増額を行うものでございます。補正後の総額は9,270万円となります。

総務課の説明は以上でございます。

**○阪本財政課長** 続きまして、財政課の補正予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の47ページをごらんください。

財政課一般会計補正予算額が13億4,892万円でございます。補正後の結果が、右から3段目で、1,957億9,544万2,000円となるものでございます。

内容について御説明いたします。

49ページをごらんください。

49ページの(事項) 県有施設維持整備基金積立金、ここで13億4,892万円を積み立てるものでございます。これは、今後、防災の拠点庁舎ですとか県立学校の老朽化対策、また、その他の県有施設の老朽化対策に今後も多額の経費を必要といたしますので、今回6月補正ではございますが、この県有施設維持整備基金に積み立てるものでございます。

説明については以上でございます。

**○平原市町村課長** 市町村課の6月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の51ページをお願いいたします。

市町村課の補正予算は9億386万5,000円の増額でありまして、この結果、補正後の予算額は23億4,159万1,000円となります。

内容について御説明をいたします。

53ページをお願いいたします。

まず、(事項) 自治調整費の368万円の増額でございます。これは、説明欄の改善事業「みやざき円陣 (E n g i n e) 27プロジェクト」の追加によるものでございますが、詳細については後ほど御説明いたします。

次に、その下の(事項) 市町村公共施設整備促進費9億18万5,000円でありまして、これは、市町村が取り組む防災・減災対策や行財政経営健全化などを目的とする施設整備等を対象に無利子で貸し付けを行うものでございます。

次に資料が変わります。総務政策常任委員会資料の21ページをお願いいたします。

改善事業の「みやざき円陣 (E n g i n e) 27プロジェクト」でございます。これは、1の事業の目的・背景に記載のとおり、県、市町村、住民自治団体組織が円陣を組みまして、さまざまな取り組みへの推進源(エンジン)となりまして、地方創生などの重要課題に対応するため、地方創生の市町村版総合戦略の策定や事業展開をサポートするとともに、県と市町村及び市町村間の連携を推進するものでございます。

2の事業の概要であります。まず(1)の予算額は368万円、(2)の財源は、全額一般財源となっております。また、(3)の事業期間は、29年度までの3年間を予定をいたしております。

次に、(4)の事業内容であります。①の「地方創生市町村サポート事業」として、地方創生に関する講演会や県職員と市町村職員による意見交換会を実施するとともに、②の県・市町村連携推進会議、③の円卓トーク、④の役場でくるま t h e 談義を開催し、県と市町村とのさらなる連携の強化を図るものでございます。

また、⑤の「住民自治団体組織強化事業」といたしまして、宮崎県自治会連合会の研修事業



への助成などを行います。

3の事業効果といたしましては、地方創生などの重要課題に県と市町村が連携して取り組むことによりまして、市町村の基盤強化を図りますとともに、住民自治組織の強化によりまして、地方自治の一層の推進が図られるものと考えております。

市町村課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○中原総務事務センター課長** 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の55ページをお開きください。

6月補正予算は658万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は9億5,243万9,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

57ページをお開きください。

中ほどの(事項)健康管理費でございます。495万1,000円の増額をお願いしております。これは、職員の健康管理事業等に要する経費でありまして、3の「職員のこころの健康づくり総合支援事業」につきましては、労働安全衛生法の改正によりまして、ストレスチェックの実施が義務化されたことに伴いまして、ストレスチェックシステムを導入いたしまして、あわせて相談体制の充実を図るなどメンタルヘルス対策を行うものでございます。

次に、その下の(事項)物品管理及び調達事業費でございますが、117万7,000円の増額をお願いしております。これは、物品の適正な管理と調達を行うための指導、検査等に要する経費であります。

総務事務センターは以上でございます。よろ

しくお願いいたします。

**○郡司危機管理局長** 危機管理課に関する6月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の59ページをお開きいただきたいと思います。

危機管理課の補正額は27億5,296万8,000円でありまして、補正後の額は32億4,505万2,000円となります。

それでは、補正予算の主な事業につきまして御説明をいたします。

61ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(事項)防災対策費27億5,193万9,000円でございます。説明欄の1の新規事業「大規模災害対策強化推進事業(宮崎県大規模災害対策基金拡充)」でございますが、この事業と及び5の改善事業「減災力強化推進事業」につきましては、後ほど、委員会資料で御説明をさせていただきます。

次に、説明欄の2、「宮崎県BCP推進事業」でございます。これは、災害への対応や県民生活の安定確保等に向け、BCP一宮崎県業務継続計画一でございますが、この中で規定する事前の備えを推進するとともに、非常時における職員の対応力の強化や意識の向上等を図るものでございます。

次に、総務政策常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

資料の22ページをお開きいただきたいと思います。

新規事業「大規模災害対策強化推進事業(宮崎県大規模災害対策基金拡充)」でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、将来発生が予想されます南海トラフ巨大地震を初めとする大規模な自然災害に備え、被害を最

小限に抑えるため、宮崎県総合計画アクションプランの危機管理強化プログラムに基づきまして、これまで実施してきました防災・減災対策をさらに強化するとともに、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画が定められたことを踏まえまして、県における応急対策を迅速かつ円滑に実施することを目的といたしまして、全庁的な取り組みを推進するために基金を拡充するものでございます。

なお、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画につきましては、後ほど、その他報告で御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、2の事業の概要でございますが、(1) 予算額として27億円をお願いしております。(2) 財源は、全額一般財源でございます。

追加造成後の基金総額は、平成26年度の基金残高3億円余と合わせまして、約30億円を予定しております。

続きまして、(4) 事業の内容でございますが、4つの柱により県内対策に係るソフト事業の拡充を行うものでございます。

まず、災害時に被害を最小化するためには、自助、共助の取り組みが何より重要でございますことから、①危機に対して的確に行動できる人づくりといたしまして、防災知識の普及啓発や防災士養成等の事業に取り組んでまいります。

次に、南海トラフ巨大地震を初めとする自然災害から県民の命を守るために、②避難の確保といたしまして、避難タワー等の設置支援や建築物耐震化促進に取り組んでまいります。

また、③災害対応能力の強化といたしまして、さまざまな災害に対して迅速かつ的確に対応できるように、総合防災訓練等を通じまして、国、市町村、防災関係機関等との連携強化等を図っ

てまいります。

さらに南海トラフ巨大地震に備え、応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるために、④広域連携体制の充実強化を図ってまいります。

最後に、3、事業の効果でございますが、危機に対して的確に行動できる人づくりや避難の確保をより一層推進するとともに、本県の災害対応能力の強化及び受援体制の確立に資するものと考えているところでございます。

なお、23ページのほうに、大規模災害対策強化推進事業に係る背景といたしまして、主な事象、国の取り組みと宮崎県の取り組みを記載しておりますので、後ほどごらんいただけたらと思っております。

続きまして、資料の24ページでございます。

改善事業「減災力強化推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、南海トラフ巨大地震から県民の命を守るためには、津波避難タワー等の整備を加速する必要があることから、沿岸の市や町に対しまして支援を行うものでございます。

また、市町村の高台等の避難場所や避難路の整備、避難訓練に対する支援につきましても引き続き実施いたしまして、大規模災害からの安全確保を推進することとしております。

次に、2の事業の概要でございます。

(1) 予算額といたしましては、本年度予算額は2,536万4,000円、財源は全額特定財源、(3) 事業期間につきましては、平成29年までの3年間としております。

(4) 事業の内容でございます。①「津波避難施設整備促進事業」が今回新たに追加いたしました事業でございます。津波避難タワー等を新設する沿岸の市や町に対して支援を行うもの

でございます。

交付額につきましては、公共事業等債充当後の一般財源相当額全額としているところでございます。

次の②「避難場所・避難経路整備促進事業」につきましては、これまでの事業を継続するもので、市町村が大規模災害に備え実施する避難場所や避難路、高台等への階段の設置、表示板などの設置、こうしたものに対して支援を行うものでございます。

次の③「地域避難訓練活性化事業」につきましても、同様にこれまでの事業を継続するものでございまして、市町村が実施します学校、民間企業等との共同訓練あるいは要支援者対象の訓練、夜間訓練などに対して補助を行うものでございます。

最後に、3の事業の効果でございますが、避難タワー等の整備によりまして、避難場所が確保できるなど、避難対策の向上が図られるものでございます。

なお、避難タワー等の整備計画につきましては、別冊2ということで参考資料を配付させていただいております。右肩上に別冊2と書いておりますのが避難タワー等の整備計画でございます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

沿岸の市や町が計画しております津波避難施設でございますが、延岡市から日南市まで4市1町で合計20基が計画されております。

なお、表中の赤字で示しております施設につきましては、平成26年度中に整備済み、または平成27年度整備予定の施設でございまして、3市1町で7施設となっております。

2ページ以降に、市、町ごとの避難タワー等の位置図を添付しておりますので、後ほどごら

んいただけたらと思っております。

危機管理課は以上でございます。

○都原消防保安課長 それでは、消防保安課に関する6月補正予算につきまして御説明いたします。

まず、歳出予算説明資料の63ページをお開きください。

消防保安課の補正額は2,818万2,000円でありまして、補正後の額は18億7,771万5,000円となります。

それでは、補正予算の主な事業につきまして御説明いたします。

65ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費、これが2,340万円であります。説明欄の1、「消防常備・広域化推進支援事業」であります。これは、大規模災害の発生に対応できる体制の構築につながる消防防災力強化のため、消防の広域化及び広域化を伴う消防常備化に取り組む市町村等に対し支援を行うものであります。

次に、説明欄2の「地域消防防災活動支援事業」であります。これは、消防本部等の消防防災活動の充実強化に必要な資機材及び女性団員による啓発活動等に必要な資機材の整備に対する支援、また、緊急消防援助隊の本県隊及び他県の部隊の訓練参加等による実働訓練への支援を行うものであります。

次の(事項)消防指導費478万2,000円であります。

改善事業「消防団員養成・加入促進事業」につきましては、総務政策常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の25ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景ですが、消防団は火災発生時の消火活動を初め、災害発生時の避難誘導等への対応のほか、地域住民に対する防災啓発など幅広い活動に従事しておりまして、地域防災力のかなめとして重要な役割を果たしておりますが、近年は団員が減少傾向にあります。このため消防団活動の活性化により、団員の加入促進を図るものであります。

次に、2の事業の概要ですが、(1) 予算額は478万2,000円、(2) 財源は、全額一般財源でございます。(3) 事業期間は、平成27年度から29年度までの3年間、そして、(4) 事業内容であります。①から④の4つの事項になっております。

まず、①の消防団若手リーダー養成では、今後活躍が期待される若手団員を対象として、研修や先進的な消防団の団員との意見交換を行うことで将来のリーダーを養成するものであります。

②の次世代消防団員養成では、将来の消防団員を養成するため、少年消防クラブの活動支援を行うとともに、消防団員が中学校や高校等に出向き、消防団活動について紹介するものであります。

③の元気な女性消防団育成では、女性消防団員活性化大会を開催することで、女性団員の士気高揚を図るとともに、女性団員の加入促進を図るものであります。

④の消防団の町ぐるみPR活動では、広報紙やテレビCMにより消防団活動の紹介や団員の募集を図るとともに、地元の事業所等の協力を得て、広報紙やリーフレットを配布することで、地域ぐるみで加入促進を図るものであります。

最後に、3の事業の効果でございますが、消防団を盛り上げる存在であります若手団員と女

性消防団員を養成することで、消防団活動の活性化を図ることができ、また、消防団活動を紹介することにより、団員の加入促進を図ることができると考えております。

消防保安課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○**清山委員長** 執行部の説明が終了しました。

まず、説明ございました補正予算について質疑はありますか。

○**来住委員** 危機管理課にお尋ねをいたします。

この国民保護推進事業費102万9,000円の補正が組まれておりまして、それで補正後は291万2,000円、昨年の26年度は910万円で当初予算が組まれておりましたけれども、最終予算は336万7,000円となっているんですが。

ちょっとお尋ねしたいのは、武力攻撃自体における県民の保護ということになるんだと思うんですけども、これは、いつどのような攻撃が来るといふことなどを想定して、どの地域に来るとか、そういうものを想定して何をされるのかなと思って、まずそこを教えていただきたいと思うんですが。

○**郡司危機管理局长** 国民保護訓練・啓発事業についてのお尋ねでございますが、まず国民保護、これは弾道ミサイルなどの武力攻撃あるいはテロですね、こういったものを想定して、国民の生命、財産を守るということで訓練等も実施しておりますが、その想定につきましては、その都度都度、国のほうから、こういった想定で訓練を実施したらというような御助言等ございまして、国と一体となって訓練等を実施するというのが現状でございます。

それと、予算額が昨年度と比べて、ことし大分減っておりますが、これは、昨年度は都城市のほうで炭疽菌によるテロあるいはJR駅に対

する爆発物のテロ、こういったものを想定した避難訓練を実施しております、その経費が昨年ございましたけれども、今年度はそういった訓練を実施する予定はございませんので、その分が落ちてるという状況でございます。

**○来住委員** 具体的に、どんなテロを想定して、どんな訓練をここのこの予算ではするんですか。

**○郡司危機管理局長** 本年度は訓練の予定はございません。昨年度実施したということで、大体、各県とも2年から3年に1回という形で国と合同で訓練をさせていただいておりますが、本年度の予算につきましては、国民保護に関する啓発ということで、新聞等を使って、国民保護とはこういうものですよというような啓発活動をさせていただき経費でございます。

**○来住委員** 啓発が中心なんですか。それとも、今国と言われましたから、例えば自衛隊だとか警察だとか、そういうところで机上の何か訓練するとか、これはいわゆる啓発だけなんですか。

**○郡司危機管理局長** 本年度の予算は啓発事業だけでございます。

**○来住委員** もう一つ聞きます。テロといった場合は、去年は都城駅にテロ、爆薬が仕掛けられるんじゃないかという、その爆薬を仕掛けるのは、誰を想定するんですか。例えば、1970年代のあのころの非常に過激的な運動がありました。三菱の何か本社の道路が爆破されるとかいうのがありましたよね。そういう国内のそういうテロ分子、そういうものが仕掛けるとか、そういうことを想定するんですか、それとも外国人ですか。

**○郡司危機管理局長** テロの想定につきましては、昨年度の事例でいいますと、外国、いわゆる国名は特定しておりませんが、例えば外国の

テログループが日本国で政府要人を狙ったテロを起こしたという想定での訓練を実施しております。この想定につきましては、その都度その都度の状況によって、国のほうからこういう想定が適当ではないかという助言等をいただいているというのが実態でございます。

**○来住委員** 最後にもう一回。この事業は、いつごろからされてるんですか。何年ぐらい前からやってますかね。

**○郡司危機管理局長** 申しわけございません。ちょっとお時間いただけますでしょうか。国民保護法制が制定されてからですので、平成20年ごろからの実施だと思っておりますが、ちょっと詳細は、後ほど御回答させていただきます。

**○清山委員長** その間、いいですか、何か。後で答えがございましたら、答弁してください。ほかに質問ございますか。

**○郡司危機管理局長** 先ほどの御質問でございますが、国民保護の経緯でございますけれども、平成18年3月に宮崎県国民保護計画を作成いたしまして、その後、平成19年5月に第1回の訓練を実施しております。平成19年5月から実施をしているということでございます。

**○清山委員長** 来住委員、よろしいですか。(「いいです」と呼ぶ者あり)

ほか質疑ございますか。

**○坂口委員** 補正予算の考え方ですけれども、きのう、総合政策部に具体的に幾つか質疑したんですけれども、今回、皆おおむね80%を骨格で組んで、政策的経費、投資的経費と説明があったんですけれども。やっぱり組めるだけのもの最大限のを当初で計上して、そして知事がかわることによって、これわからないわなという、全くその知事のmanifestoに係るような、選挙公約に係るようなところに対しての政策的な

ものについてのみを補正すべきである。そこらまでを、かわっても、そこで減額すりゃいいわという考え方も一つあるんですけども、それはちょっと議会軽視になるから、そこ辺のところはやっぱりしっかり補正として説明をしていただいて、この議会で補正していただくという、まず基本的にやっぱそうじゃないといかんと思うんですね。

具体的にいえば、例えば昨日の説明では、知事会の経費、知事会に要する経費というのまで増額されてたんです。この中でたった一つの知事会に出るか出ないかという程度の数字としては小さい補正だったんですけども、知事がかわることによって、出てもいい、出なくてもいいというようなものの知事会なんていうのだったら、頭からそういうのはやらないようにすべきだと思うんです。補正もやらない。そして、その知事会のスケジュール自体を消すべきだと思うんですね。

あえて、今回、河野さんを特別特定して考えれば、子育ての何か知事グループがありますよね、イクメン知事だとか何とか。それは次の知事が子供を育て上げた人になれば、だから、それに係るもの全てを消すのがいいんですよ。次の知事がかわれば、そのイクメンパパには入れんわけだから。だけど、きのうはそういうもんじゃなかった。だから、何か格好つけないと、また知事が当選されて、こんだけの補正をやってくれたよな、景気刺激を考えてくれてるよなっていうような意図でやるんだったら、これは県民に対しても甚だしい、これは失礼な行為であって、ここにも公共事業のうちの20億程度、補助公共についてと県単の20億程度について、40億ぐらい公共事業は増額補正をやるんだ。補助公共については、もう今年の夏過ぎから国との調

整が続きますよね。その中で積み上げたものを、仮に知事がかわったら、それやらないこともあり得るのか。そのとき内示されたものに対して、早速お返しするのか。そのことが来年度の公共事業の予算の確保にどう影響するのかという深刻な悩みを内部に抱える。県単補助なんかになったら、市町村が受け皿を考えとかないかん。市町村は首長選挙のないところが多かった。統一選が多い。そこ市町村なんかは、やっぱり塩漬けにしたまま持っとかないかんし、この財政難の折に、当初の予算にそれが必要なものにも組み込めないという市町村に対しての迷惑、こういうものを考えたときに、今のこの補正のあり方というのは、僕は一考を要すると思うんですね。これはぜひ庁議なんかの場で、知事も含めて、そここのところをしっかりと知事にもわかってほしいということですね、この予算の大切さというもの。そういった凜とした姿勢が必要だということですね、議会に対しても、県民に対しても。そここのところを一つまずお願いしたいと思います。

**○成合総務部長** 予算の根幹に係るところですので、私のほうから答弁させていただきます。

確かに坂口委員の御指摘のとおり、骨格・肉づけ予算にするかというのは、これは実は平成19年からこういう形になってまして、他県も統一地方選からずれた知事選をやっているところは、大体12月、1月選挙の場合、こういう形で骨格予算にするか、あるいは暫定予算にするかというような取り扱いでございます。

今回の措置としては、知事選が今年の12月21日ということで、そのころ、もう予算の編成作業に入っておりまして、知事の任期が翌1月20日までということで、2月議会も若干前倒しということで、振り返ると3回、こういう予算編

成をしてきたところでございます。

理由としては、知事との十分な協議が物理的にとれないというようなことでお願いしてきたわけですが、委員のおっしゃるとおり、予算というのは、できる限り、年間通年予算として組むことのほうがより原則であり、ベターであると私も認識してるところでございます。

一部、知事の判断が必要な、例えば、きょう御説明しましたような特別枠をどうするかとか、あるいは災害基金をどうするかとか、そういったものについては、やはり知事が新しい知事になってから、十分協議した上でということでございますが、今御指摘がありました積み残しの予算については、改善すべきところは十分改善しまして、3年後にどういう状況というか知事選になるかわかりませんが、その辺は十分趣旨を踏まえて、可能な限り本格予算として組めるような検討、研究をやりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

**○坂口委員** ぜひそこをお願いしたいと思うんですね。やっぱり図面を書くときは、鳥瞰図をまず書いて、全体にやっぱり目配りをした上で書いていって詳細に入っていくという、これ基本だと思うんです。予算もですね。まして、公共投資というか税の歳出というものは、直接的な事業を完成させる、事業をまず終了させるという直接効果と同時に、経済への波及効果というのが物すごい大きいわけですよ、税が歳出されれば、それが循環していく。だから、そこを考えたときは、やっぱり組める限り通年予算を組んでおいて、一刻も早く事業で歳出を実行していくということが、やっぱり税の歳出のあり方の基本だと思うんですね。ぜひ申し上げます。

そして、また今部長の説明では、知事の特別枠、それから防災関連枠、4億と27億の話だと思うんですけども、見た感じは本当素人受けすると思うんです。知事が若い方の意見を直接聞いて、いいものはもう直接即断で決めていく。そして、若い人にやる気を持たせるんだ。しかしながら、これはおかしい話で、やる気のない人を去らせるべきですよ。そして、県行政というのは、しっかりした責任と権限が伴う組織行政、組織での機能です。やっぱり主幹、係長決裁があつて、補佐決裁があつて、課長決裁があつて、次長決裁があつて、部長決裁があつて、副知事、知事が決裁して行って、それぞれが責任を持って全体を見渡せると、これはやはり一番大切に不動のものだと思うんですね。それを若い人が言ったからってしたら、部長、次長の立場と、物が間違ったときの責任のとり方、誰がとるんですか。こんなでたらめな組織の仕事というのはないですよ。これは素人受けをすることを狙った予算の組み方だったら、この4億はすごくメディアも含めて評価されてるけれども、議会でもそれを評価する声もなくもない。だけど、これは基本に戻ったときは、僕は間違いだと思う。やっぱりしっかり組織としてやって、いいものなら、やっぱり次長も部長もやっぱりそれを採択してから知事に上げていくような事業でなければ、本当にいいものとも思わないし、組織が一体として機能してるということも言えない。そんないい玉を上げてきたものをカットするんだったら、上司が悪いし、そんないいかげんな玉が通るんだったら、それは知事が悪い。だから、組織として考えたときに、この4億円というのは僕は評価できない。今回はどうのこうのって、採決のときにこれに左右されて、今の考えに行くことはないけれども。ここのとこ

ろを一つ考え方を検討していただくということを、今お持ちかどうかというのを部長に。

**○成合総務部長** 1 ページで説明しました今回の新規事業要求枠を超えた別枠の知事特別枠でございますが、これは実際、知事のほうから指示を受けまして、理由としては、いろいろ背景がございます。平成16年度から財政やってまいりまして、新規の予算改善事業枠が、部局に何々部は何億円までとか、非常に限りがありまして、従前は、私たちが若いころは、夏にアイデア事業とかサマーレビューといってやってたんですけれども、アイデアでもいいからどんどん上げろという時代がありまして、そのころは非常に若い職員も自由に事業を組み立てたりしてた時代もあります。なかなかこういう財政状況になりまして厳しいと。知事のほうから私のほうに、そういう何か今までのルールと変わったような予算編成、額的にはそんな大きなものではなくてもいいんだけど、そういうものを検討してくださいということで話がありまして、今回の今年度予算で昨年度やってみたわけですが、議員のおっしゃってる趣旨も十分わかるというふうに私も認識しております。当然、何でもかんでもということではなくて、一応ヒアリングは直接担当主幹なり、担当者のほうがやったわけですけれども、その前段として、各部局長、課長あるいは財政課のほうにも、こういう事業を説明しますというような説明はヒアリングの前にやっております。これを今後どうするかというのは、また知事のほうと協議しまして、来年度以降どうするか、議員の御趣旨も、組織的な責任問題も含めて、また十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○坂口委員** やっぱり公的な仕事を公的なお金

でやっていくわけですから、組織としてしっかり全てをやっぱり理解してということは大前提だと思っただけですね。そして、今言われたような、そここのところから出てくる、ちょっと窮屈な点ですね、いいアイデアはカットされる。しかしながら、組織としてやっていってることだから、やっぱりカットされるのはいたし方ないことだと思うんです。

そういった、どうしてもそここのところの限界があるとすれば、例えば国から地方に回す交付税だって、そういう知恵は入れてあるじゃないですか。まず特別交付税というもので、国が判断したときに、これだけ必要だというものをさじかげんで配られる交付税のあり方。それから、もともと本来の目的である不足分を交付してあげるといふ普通交付税のあり方。しかし、その普通交付税にしたって、調整額というのが一番最終的に上乘せられて、そここのところをやっぱり全体の交付税、本当の1円たりとも狂っちゃいかんはずの交付税だけれども、統合何とか調整ですか、それを上積みしたもので、やっぱり最終的には、そのこともちゃんと交付してありますよという国としての地方に対しての説明の部分が、説明のための知恵みたいなものとも言えなくもないと思うんですけれども。それがやっぱり仕組みとして上がってきたものに対して、最終的に、全てを組織として上がってきたものに対して、最終的に総務省が判断して交付していくという。ルールを外れてないですよ、仕組み。

しかし、今回ののは、もう全然違うところ。頭越しに若い職員のアイデアを、財政方で切られるようなアイデアを知事が復活させる。復活予算の仕組みというものに対しても、やっぱり組織として決定して行って、組織が責任を持つと



いう、その知恵はあるはずですよ。そこをぜひお願いをしておきたいと思う。

それから、30億の危機管理局のあれですけども、これ僕が知ったのは宮日新聞だったんですよね。かなり詳しいことが相当早い時期に。これは誰がどうやって宮日に漏らしたんですか、議会に説明も報告もないのに。

○成合総務部長 大変おわび申し上げます。議会への説明の前に防災対策基金ですか、新聞が記事にしまして、私どもとしても情報管理の徹底については、従前から各部局指導してきたところがございますけれど。私もその新聞社のほうに申し入れもしたところがございます、それ以後も総務部として各部局に、予算議案、特に議会説明前の情報管理の徹底については、周知徹底を図ったところがございます。まことに申しわけございません。

○坂口委員 情報が流れるルート、いろいろあると思うんですけれども、今回のやっぱり27プラス3ですね、これ数字こそ例示してなかったけれども、やっぱり結果的に30という数字が出ていったという、事業目的も出ていった。これはやっぱり内部から漏れたとしか考えられないんですよ。だって、外部知らないです。そこで可能性としてあるのは、市町村の可能性がないでもないけれども、そこにどれまで市町村に説明されたかわからんけれど。でも、市町村を見てみると、必要どころがまだ全然これ入っていないところもあるし、だから、市町村に対して、どういう情報をいつごろから説明を始められたのか、そこも考えんと、やっぱり情報漏えいというのがどこだったかわからんですけれど。市町村に対しての説明というのは、いつごろから始められてるんですか、この全容が見えるような説明。

○郡司危機管理局長 基金に関する説明ということでは、予算の御承認をいただいた後ということで考えておりますので、市町村に対しては説明をいたしておりません。

○坂口委員 そういうことになると思うんですよ。そうすると、やっぱり県の内部から漏れたとしか……。

この情報については、僕は高速道の情報について、県から県民に説明が何も無いとき、県民が総力挙げて、決起大会だ何だやって汗を流して、みんな夢を持って取り組んできたこと、県は一言も情報を県民にも議会にも示さず、国からその情報がぽんと出たということで、僕は知事に情報管理のあり方はどうなってるんだという質問をした。必要な情報は必要なときにしっかり流し、管理をしっかりやっていくということの本会議で知事は約束してるんですよ、議会です。だから、そういったものが一体何だったのかな。そして、今回のなんて、本当、直前まで我々は市町村がやる事業、特に津波タワー、避難タワーなんかについては、少しでも県費を持ち出してお手伝いできないのかというのは、何人もの議員がいろんな場で県に要望もしたと思うんですね。そのときはやっぱりかなりしっかり、しっかりというか、かなりそれに、何というんですか、あくまでも市町村事業というのは、それは基本の説明であったということで、僕らの選挙直前まで、これは大変な事業だけでも、ぜひ市町村頑張っていたきたいということ、そして県に対しても要望もあるんだけど、それは県に対して議会からもそういったお願いを上げてるけれども、厳しいだろうということ、僕は街頭演説でやってきてるんですよ。そして、それを新聞でぼんでしょ。そんな議事を軽視した、県民を軽視したことはないと思

う。だから、やっぱり本会議で知事が約束したことを、まして、今回の県職しか、しかも限られた人しか知らない情報ですから、それが特定のマスコミに流れるなんて、これはいろんな問題を含んでいますよ。マスコミとの信頼関係も欠く、議会との信頼関係も欠くということで、ここは今後二度とこういうことがないように、管理をしっかりしていただき、絶対漏らすことのないように。

だって、さっきの若い人のやる気の問題と一緒に、採用されたときに約束するわけでしょう。公務員としての責任をしっかり果たすという。漏らしちゃいかんことも公務員の責任ですよ。僕は、これでとめておきますけれども、ぜひそれでお願いをしておきます。

そして、事業の内訳ですけれども、例えば防災タワーの県費のかさ上げ補助、かさ上げというか市町村補助ですね、県単補助。これはまず国が3分の20、3分の2をまず国が補助して、そして残り3分の1に対しての中の3分の1を県が補助してる。3分の9が市町村の負担になるということで、着手金が要らずに市町村できますよという、大変、市町村にとっては事業に取り組みやすい、緊急性のある事業にお金がなくてもまずは手がつけられる。あと27年間、何ぼかの起債でできると聞いてたんですけど。全てのこの避難タワーに対しては、その数字とか補助率とか負担率というのは、これは変わらないことになるんですか、それともさじかげんがつくことになるんですか。

**○郡司危機管理局长** 補助の考え方につきましては、坂口委員がおっしゃったとおりでございます。事業費に対して30分の1の補助。これは委員がおっしゃったとおり、市町村の当初の負担がなくなる制度でございます。これは市

町村がどのような起債をお使いになろうと、同じ仕組みでやろうと思っております。市町村によっては合併特例債を使ったり、より有利な起債を使ったりという形もあるかもしれませんが、基本的には全市町村同じやり方で通したいと思っております。

**○坂口委員** 県としては、やっぱり30分の1の定率総事業費。国としては定率とは言っていないですよ。3分の2以下のところもあり得るわけですよ。そうすると3分の2以下になると、市町村負担というのは、例えば国が3分の1になってしまった。市町村負担がまず大きくは3分の2という負担が出てくると思うんです。そこで県が幾ら負担するかですけれども、総事業費の30分の1になった場合、市町村負担分の10分の1となった場合ですよ、30分の9と30分の1ですから、10分の1になった場合は、これは違って来るんですよ。

今、局長が言われる、市町村負担をなくして事業が着手できるとなったら、30分の1ルールでは、それは国の補助率が下がったときは、その分は現金が市町村は要ることになりますよね。だから、そこはしっかり整理しといて、やっぱりここで議会とも約束していただかないといかん。曖昧なことじゃ困ると思うんですけども、そこはどんなふう考えてるんですか。

**○郡司危機管理局长** 補助の考え方につきましては、やはり建設事業費に対してという形で考えております。それで、国のほうは南海トラフ特措法で3分の2に交付金をかさ上げしますとおっしゃっておりますが、場合によっては、3分の2を下回るケースもあるかもしれません。ただ、これは県土整備部さんが窓口になっている交付金でございますけれども、交付金はメニュー主義でいろんなメニューがあつて交付金とし

て支給されるものですから、その中で市町村が優先順位をつけて実施をできるという制度でございまして、そういった運用面でのやり方も一つの方法かなと思っております。ただ、基本的には、やはり県といたしましては国に対して3分の2の交付、こういった財源を十分確保してくださいという要望を今後とも強くやっていきたいと考えてるところでございます。

**○坂口委員** だから、そののところ、まだ微妙なところがあると思うんですね。今の県の説明のように、市町村が手出しなしで着工できますよ、着手できますという説明をやっとくと、30分の1ルールではそれが通用しないケースが、何でうちは金が要ると、県は要らないと言ったよねということで。そこはしっかりしといて、まず、やっぱりここで県がしっかり各市町村とか県民に約束すべきことは、着手金がなくても避難タワーできるんだということをやする。30分の1というものを撤回すべきだと思うんですね、この率を。率を示したら、それは金が要るところは出てきますよ。今度の国の考え方次第、あるいは国の全体枠の中での全国からの要望については、3分の2のところもあり得る、3分の1のところもあり得るかもしれないし、全てが100分の50幾つだったり60だったりすることも可能性としてはあり得るわけですよ。だから、そのところは手出しが要らずにできるということを、この場でしっかり約束していただきたい。

**○郡司危機管理局長** 制度設計といたしましては、南海特措法ができて、交付金につきましてもかさ上げ措置をされました。それと、起債をやる場合につきましても公共事業等債、これにつきましても90%まで充当できますし、50%の交付税措置があるということで、県といた

しましては、こういった有利な制度をフルに活用していただいて、それでもなおかつという市町村の一般財源持ち出し部分について支援をするという制度設計をしたわけでございます。

この国の交付金につきましては、坂口委員がおっしゃるとおり、状況によっては変動する可能性もあるかもしれません。ことしの整備をする市町村につきましては、今のところは3分の2程度で大体大丈夫ですということで、県土整備部でいろいろ照会をされたみたいなんです、やれるということでございますが、今後やはりそういった不安もありますので、これにつきましては、基本的に国のほうに交付金の財源確保、これをやっぱり要望していくというスタンスで対応させていただきたいと考えてるところでございます。

**○坂口委員** これは水かけになってしまうけれども、国に対してはお願いをしていくということです。国が聞く、聞かないは、また国の判断。そこで聞かなかったときに、不足分が出てくる。手持ちのお金、手出しのお金がなくてもできるんですよという、この県の説明を市町村が真に受けていたときに、やりましょうと町民なり市民と約束をして、金が要るんだって、これはうちはできないんですわということになったときの、それもまた市町村とそこの住民たちとの信頼関係の崩壊ですね。行政の責任の履行に影響するから、この際、市町村の手出しは要らなくて、この緊急性のある事業だから、特別この27億も今回やるんだという我々への説明です。そういった緊急性もあるし必要などころには、もう何ら心配なく市町村がやるべき、起債だって27年ってのはるか長いスパンで組めって、それも2分の1は交付されるって、至れり尽くせりだからやれますよ、命を守りなさいよって、最優先

ですよという説明をやっていくわけでしょう。それをやっぱりしっかり約束をして、手出しは……。それは30億の基金の中から全て県が見てあげるよ、だから安心してやってくれ。これがその全体でどれぐらいの事業費になるかわかんないけれども、30分の1が30分の1.0何ぼぐらいになったって、それはやっぱり市町村がなくす住民との信頼、県と市町村との信頼の喪失、これを比べたら、当然どちらを選ぶかというのは、どちらがお利口さんかといったら、僕らはおのずと答えは決まると思うんです。市町村の負担をなくす。そして、安心してやらせるということ、しっかりと県は約束して、担保していただきたいと思うんです。これもこの場で返事できないでしょうけれども。これはぜひ検討していただかないと、僕は後で混乱が生じると。これも要望にしといて、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、いいですか。ほかないですかね。あれば、また後で。

**○清山委員長** 関連などございますか。

**○丸山委員** 関連でお伺いしたいんですが、この別紙2のほうに書いてある数、この数が20基あって、ほかに、今後市町村のほうでつくりたいという計画があった場合には、どう対応しようと考えていますか。

例えば、できない市町村もあつたりして、また、延岡でこの2つでいいのかなと、よくわからないもんですから、もっと本来は出てくる可能性があるんじゃないかなと。日向はかなり密にもう既に出てきているのに、延岡で地図を見ても、これだけでいいのかなというのがあつたり、あと全体で収容人数1万3,000ということですので、本当3万幾らの方々が亡くなる可能性もありますよねと、シミュレーションを出してもらっ

たもんですから。これがもう既定になってしまうのか、その辺のことをちょっとお伺いしたいなと思うんですけど。

**○郡司危機管理局長** 避難タワーにつきまして、現段階での計画が20基ということでございまして、これにつきましては、まだ予定をされてないといひましようか、この表に上がってない市、町につきましては、いろいろ聞き取りさせていただいておりますが、串間市さんのほうでも、4地区において整備を検討されてる。それから、高鍋町につきましても、2地区で整備を検討されてるという状況でございます。それから、川南、都農、門川につきましては、周辺の高台等を活用した、いわゆる避難路の整備で対応できるという判断を現在のところはされておりますのが現状でございますので、今後、串間市、高鍋町のほうから避難タワーの整備は上がってくるということは想定しておりますし、その場合の支援につきましても、この30億の基金を活用させていただきたいと考えてるところでございます。

それと、2つ目の御質問でございます。延岡市が2基で足りるかということでございますが、延岡市のほうは、27年3月末で404カ所の避難場所を指定しております。これは高台であるとかあるいは避難ビル等でございます。こういった高台、避難ビル等からおおむね延岡のケースだと、半径500メートルの円を引きまして、そこでその円に入らない地域、半径500メートルであれば、その避難ビル、避難施設に高台等に逃げ切れるということになりますので、そういったものを抽出した結果として、2基の避難タワーが必要ということで計画がされてるものでございます。

ただ、今後、実際はさまざまな避難訓練等を

通じまして、避難困難地域が新たに浮かび上がってくる可能性もあると思いますので、その際はまた延岡市さんのほうで緊急事業計画等の見直しをされて、避難タワー等の整備が予定されてくるということになるかと考えております。

○丸山委員 年次的にやっていこうということだと思っておりますが、基本的には県としてはいつ起こるかわからないというので早目につくったほうがいいという気持ちがあると思っておりますけれども、その辺の市町村との調整といたしますか、基金が27億、30億あるわけですから、早くつくったほうがいいという話をしているのか、それとも、あくまで、これは国の補助金、交付金3分の2あるから、順番待ちなんですよというスタンスなのか、どういうスタンスの事業として見ればよろしいでしょうか。

○郡司危機管理局長 県の立場といたしましては、災害がいつ起こるかわかりませんので、整備を促進をしてくださいと、早くつくっていただきたいということで、これも詳細は市町村さんにまだ御説明はしておりません。これも予算の承認後に詳細を御説明させていただくつもりでおりますが、そういった整備促進につきましては御説明させていただきたいと考えているところでございます。

○丸山委員 確認なんですけど、避難タワーの高さはL1、L2、もちろんL2の高さでやるのか、どの高さで避難タワーというのを位置づけたらよろしいのかを教えてください。

○郡司危機管理局長 県のほうで南海トラフ巨大地震につきましては、津波の高さあるいは浸水地域等を想定いたしまして、基本的にはこれをベースに、いわゆるL2をベースに避難タワーの高さというのは、地域地域で設定をされております。

○清山委員長 ほか、ございますか。よろしいですか。

○坂口委員 そしたら、口蹄疫の復興ファンドの27年度が最終年で、これを返済していくということなんですよ。きのうの総合政策部の説明の中で、未来みやざき創造プランの策定が議案としての説明があったんですけども、その考え方の基本、スタート台というのが、宮崎県は口蹄疫のあの災害からようやくその復興の道筋がついたという判断をもとにつくった。だから、特に産業に関するプランとか景気経済に関するプランとか、そういったものを前提でつくったんだという説明だったんですかね。復興への道筋がついたという判断というのは、数字が少しでも動けば、上向けば、その表現のあり方というのは間違いじゃない。

しかしながら、今回の口蹄疫の被害を受けた場所というのは、西都児湯地区から家畜が一切消えた。思いもよらず、全ての産業、全ての県民が大きな影響を受けた。特に産業面、経済面では、本当立ち直れるかというぐらい全体で受けたということですね。その回復を図ってきて、直接的な被害がなかったところからじんわり回復の兆しが見えて、復興への軌道に乗り始めるというのは、それは当然。まだ、今そこまでと思うんです。

このすっぽり穴があいた西都児湯というのは、例えば、一つの指標として、年間商品販売額というのがありますよね。これなんかも調査期間の関係ですけれども、平成19年と平成23年を比べてみたときに、県全体としては約87%ぐらいまで口蹄疫前のところに近づいてきている。しかしながら、西都児湯に限ってみれば、これが76%ぐらいまでしかきてない。10ポイントぐらいの差があるということですね。

家畜の飼養頭数にしても、やっぱ同じようなことで89%と七十数%ぐらいですか。特に今、黒毛和牛の子牛が値段が高くてどうのっていうことが話題になってるんですけども、子牛がどれぐらいまできてるか、県全体として見ると、口蹄疫の発生する前、この数字ちょっとわからないんですけども、県の発表では85%ぐらいまで復興してるというような説明がたしかあったような気がするんですけども。西都児湯に至っては、19年度とこれも23年度の比較なんですけれども、19年度に西都市にある児湯地区連、あそこに出荷された黒毛和牛の数というのは、1万3,037頭出荷された。それが口蹄疫が22年に発生して、その子牛が出始めたのが23年かな。このときはもう7,049しか出てない。口蹄疫前に比べたときには、54.07%なんです。半分ぐらいしか子牛が出てきてない。これで本当に復興の兆しが見えたなんていって、そこをスタート台にして、これからの特に地方創生計画なんて組んでいったときは、とんでもない誤算が起こるんです。あなた方の住んでる、あなた方の地域の特性、優位性を生かして戦略を立てろということでしょう。西都児湯というのは、全国に誇れるぐらい有数の農業地帯ですよ。しかも、畜産地帯ですよ。ここの畜産が子牛レベルは半分、全体的に見てどうかわからん。そこをやっぱり優位性を持ってると、とつてもその辺は市町村は書けないですよ。書いたって、そんなものかなわないですよ、よそに。九州全体あるいは全国で見たら、こんなとこに、宮崎平均もここにきてる。西都児湯はまだここですよ。そこでどんな絵を描こうかって追いつかん。挽回なんて、とてもできないですよ。これをこのみやぎ未来創造プランなんて、こんなことをベースに計画を組んだものでやっていかれたんじゃ、

これはたまったもんじゃないですよ。それも、その農家の責任あるいは地域の責任だったら、頑張らなきゃしようがないって、自己完結でやらなきゃしようがないということもあり得るんでしょうけれども、御存じのように30万頭を殺処分してる。法律では、殺処分できない健康な牛、それを食用に供するとき以外、試験研究以外は、これは殺処分できないわけですね。そんなものも含めて、事もあろうに、山田っていう国会議員だったですか、俺は宮崎県にワクチンを打つために来たんだなんて豪語してから、ワクチンを打った。だけど強制的には打てないから、農家の自主的なワクチン接種を受け入れさせてやったわけですね。

牛7万頭の中の健康な牛の、あのときは66%ワクチンを打ってるんです。健康な牛。だから、全体7万頭の中の66%は健康だった。それにワクチンを打ってる。日本はワクチン接種国じゃないから、殺処分が待ってる。豚に至っても23万頭の中の35%の豚にはワクチンを打ってる。健康な豚だったんです。これもやってしまった。30万頭の中の42%というのは健康だったけれども、ワクチンをやって、全てをやってしまった。

これ何でかといったら、よ所に迷惑をかけたから、たまったもんじゃないと。だから、あんたら自分だけで何とか自主的に殺して、よそに uscita してくれて、犠牲になってくれ、あとは任せろと言ったのが、現金をくれずに1,000億のファンドを組んでくれんかといって、運用益で頑張れということで、5年間で当初見通しは20億だったです。それを県の努力で30億にされたんでしょうけれども、それをやった。穴があいたままに、この口蹄疫ファンドを返してしまつて、今度はポストファンド、今後何をやるんで

すか。何をやってここの責任を持ってくれるんですか。どうやってこの穴埋めて、よそと同じスタートラインに乗らせてくれるんですか。これから、今後やっぱ地方の熾烈な地域の生き残りが始まるんですね。あんたたちはもう犠牲になってくれっていうなら、これはしょうがないけれども、そんな説明、一回も受けてない。だからといって、西都児湯があなた方の特異性、優位性を生かせといたって、ここは何もないですね。農業を基盤にして、それから知恵と汗を出してやっていくしかないわけですよ。これをどう考えられる、返した後。

**○阪本財政課長** ただいま坂口委員から御質問ありました口蹄疫ファンド、一応、これが平成23年の3月に1,000億の規模で発行いたしまして、一応5年間の満期一括償還ということですので、今年度、28年3月に償還することになります。

仕組みについて簡単に御説明しますと、この1,000億を財団が運用することによりまして、年利0.6%の運用益。従いまして、毎年度6億の運用益が生じます。これをこれまでの5年間、合計30億利子が生じたので、この30億で今年度を含む5年間で口蹄疫からの復興事業ということに取り組んできております。

今回、このファンドが今年度で終了いたします。その後についてということで、昨年11月の議会でもやはり坂口委員から御質問をいただきまして、対処について検討するというところまでお答えさせていただいております。年間6億の事業というのが、非常に大きな財源でございます。しかも、これは利子ですので、一旦、県が一般財源で払っておりますが、これにつきましては、地方交付税の省令でその8割、ですから、6億のうち4億8,000万については、これは特別交付税で措置するということが明記されてお

ます。したがって、県の手出しとしましては2割で済むと。毎年1億2,000万の手出しで6億の事業が行えてきておりました。

今後、6年目を迎えます、来年度、これをどうするかということで、何とかせんといかんと我々も考えております。昨年の11月以降、私も合計4回ほど総務省に出向きまして、何とかこれについての延長を考えてもらえないかと要望しておりますし、総務部長も直接行きました。最終的には、先月6月に知事が総務省に行きまして、この口蹄疫ファンドの延長と特別交付税措置の延長両方、ファンドだけ延長しても意味がありません。特別交付税措置がないと何の意味もありませんので、要望しております。今現在、総務省において、このファンドの延長について今御検討いただいております。

このファンド、過去、最初が阪神淡路大震災の際にこのファンドの方式というのが創設されて、その後、中越沖地震ですとか能登半島沖地震、主に震災による復興のためにこのファンドという方法が用いられておりました。こういった震災以外の被害というのは、宮崎県、この口蹄疫が初めてでございます。

過去、このファンドの延長が行われた例は1件だけ。能登半島沖のファンドのみが、一度延長をされております。ただし、残念ながら、ファンドの延長は認められましたが、特別交付税措置の延長は認められておりません。ですから、非常にハードルの高い要望になっております。今のところ総務省からも、これはまだ担当レベルのお話ではありますが、いわゆる特別交付税という地方共有の財産であります。これを一つの県、宮崎県だけにずっと長い間、特別扱いすることはなかなか難しいと。やはり委員がおっしゃったように、22年にこのワクチン接種とい

う、いってみれば、国の施策の中で宮崎県の児湯地区が犠牲になったわけですので、これについてはやはり何とかせんといかんということで、5年前には措置していただいたんですが、やはりそれは5年が限度ではないかということで、この延長について、今御検討はいただいておりますけれども、なかなか我々としても非常に今苦勞してる段階でございます。

とはいえ、坂口委員がおっしゃったとおり、特に西都児湯につきましては、飼養頭数がまだ口蹄疫前の73%にしかまだ戻っていないと。飼養農家数についてはいろんな事情がありますから、50%という数字、なかなか回復は難しいのかなと思いますが、やはり飼養頭数については、農政水産部のほうとしても、何とか口蹄疫前の状況に戻したいということもございまして、何とか財政、我々としましては、まずファンドの延長かつ特別交付税措置の延長というのを強く要望していきますとともに、仮にそれが難しい場合であっても、やはり何らかの形で、西都児湯地域におけるその畜産の復興については、いろんな施策を打っていかないといけないなと考えるところでございます。

このファンドの延長、特交措置につきまして、やはり県議会の皆様のお力添えもいただきながら、今後も総務省に対して要望を進めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 幾つか具体的に聞きたいんですけども、なぜあのときにファンド1,000億を受け入れて、超低金利時代に、しかも5年というものを県は納得したのか。誰が判断したのか。それでいいですよという受け入れをやって、そして、ワクチンの接種とかそういうことを受け入れたと思うんですね。補償されずに受け入れた。今、ほかのファンドは全て震災だって言われま

した。言い方、ちょっと適当じゃないかもわからんけれども、地震というのは、この地域は運が悪かったな、かわいそうだなって、残念だなって。今回のは、なぜ国はそんな危ないものを宮崎に入れたんかという、水際作戦の失敗、どうやって入ってきたかもわからないもので。ただ怖いだけですね。そして、悪いけれども、おまえら犠牲になってくれ、運が悪かったんでも何でもない。だけど、犠牲になれ、ほかを助けて。あんただけが痛い目に遭ってくれという、そういう荒療治だったわけです。そこのところが、まず今までと全然違う。超低金利時代だったということ。阪神淡路大震災、このとき原資は8,800億円で、期間は10年ですよ。金利は3.0から4.5の間、揺れ動いた10年なんです。このとき何ぼ出したか。3,540億円の運営益を出してるんですよ。

それから、もう一つは何沖って言われたですか。中越、これ2つあったですね、大震災。3,000億の原資、10年間、金利2%、出てきた運用益600億ですよ。それから、中越地震というものがあつたですね。平成16年の後3年後、平成19年か。このとき1,600億円、金利1.5%、運用益119億5,000万出してるんです。これ言ったように、運が悪かったねということで、誰のせいでも罪でもないけれども、あなた方運が悪かったね。しかも、ハード事業をもとに戻しましょう。国の直轄で何兆円という、トータルすれば数十兆円の事業を入れながら、ハードをもとに戻すという。これは目的がここまで来たら、当然終わります。だけど、宮崎のは全ての産業が、特に経済的な影響を受けた。お店まで受けたけれども、補償の方法は何もない。

例えば、宮崎県全体の県民1人当たりの所得を見ると、県民全体では、21年、25年比較で102



%口蹄疫前から回復してますね。西都児湯を見ると100%、99.何%かですよ、回復は。前ですから、そのときから低かったんだといったって、それは同じ条件です。県全体が高くて、西都児湯が低かったんなら、そことそこを比べてるわけだから、102%まで所得は上がってきた、県全体。西都児湯はまだ100%行ってないわけですよ。こういった現実があると。

それから、1,000億の超金利を受け入れたのは、農家でも宮崎県民でもなかった。県の行政判断、知事判断だった。運用益は20億しか当時は想定できなかったんです。それは努力で30億にふやしたけれども、全然違う。そして、能登沖、これで初めて延長が認められたけれども、残念ながら、特交措置はなかったという。能登沖、最初500億の基金だったです。当時、1.5%かな、この運用金利、34億出してます。そして、思っただけ進捗しなかったからということで、次に認可が出たのが250億円。しかし、特交措置やらないよ。0.4%の運用を想定して、まだ今運用中です。これ5年間で約4億円ぐらい出るでしょうという見込みの中での運用です。しかし、言いましたように、これは能登沖は、これも冷たい言い方になるけれども、最初の試算の間違いですよ、こんだけあったら復興できるという。整備できるという。

宮崎県の場合は、申し上げたように、全然罪のない人たち、何の問題もなかった人たちがこんな痛い目に5年遭ってきてるんです。めども立たないんですよ。ほかの農水の事業で畜産をもとに戻す。畜産をもとに戻すことが今回の復興じゃないです。産業全てをもとに戻すことが、そして、宮崎のもとの元気さに少なくとも持ってくるのが復興。これを総務省ががたがたいうんだったら、知事は総務省の出身じゃないで

すか。自分のメンツを考えて、宮崎を向いて仕事したらどうですか。今の答弁は、総務省が厳しいこと言ってますと、宮崎を向いて総務省の立場で物言ってるじゃないですか。広島県の出身だから、そんなこと言えるのかな。そこは肝に銘じて、やっぱり腹据えてからかかってほしいです。政治生命かけて。

そんだけ、知事から見れば我が子ですよ。赤子ですよ。西都児湯のあるいは宮崎県全体の。もとに戻ってないんですよ。地方創生、鹿児島に勝ちますか。熊本とやって勝ちますか。両方とも第1次産業を基幹産業として、こういう得意分野とする県で、そこと地方創生を競っていくんですよ、熾烈な争いになるんですよ、地域間競争。今度は本当の意味での地方の競争の時代。そんなのんきなことを言ったら、勝てないと思うんですよ。

だから、口蹄疫ファンド、ほかの事業でといって、補助事業をいかなるものをどの省庁から持ってこようと、それは通常事業でスタート台を上げてはくれないです。そんなもの、ポスト口蹄疫ファンド、全体に使えるような、そんな補助事業、何がありますか。それじゃ、口蹄疫やったら、金額の多寡とかどこまで目的達成したというのは別として、口蹄疫ファンド運用益のこの使い勝手の利点、欠点、そこらはどこにあったですか、これをまず5年間を総括して。

**○阪本財政課長** そもそもなぜファンドかということなんですけれども、特にもともとの創設が、この震災の際のスタートでした。つまり個人の資産が被害を受けたと。主に住宅なんですけれども、そういった個人の資産をもとに戻すのに、直接公費を使うのはいかがかという検討がございまして、その結果、このファンドという形を使いまして財団を創設し、財団に対して

県が補助をし、無償貸し付けですけれども、そして、財団が直接住民の個人資産を再生するための補助をすると、これが発想でございました。

私どもも坂口委員がおっしゃったように、当時、5年前につきましては、やはりこれは国費でやるべきだと、しっかり国費で県に対し補助をし、そして県が行うべきだということを再三お願いをしておりましたが、最終的な決着点としては、やはり過去の例に習ってファンドという形になりました。

このファンドについては、使い勝手の差といましようか、長所、短所につきましては、やはり冒頭申し上げたとおり、行政では直接行うことにもちょっとためらいがあるといましようか、要するに個人に対して直接支援をしたりとか、あともう一つは、非常に先進的などいまいましようか、畜産に関してまだ一般的でない技術、そういったものに対して先行的に補助をするやり方ですとか、あと従来やっていなかった商店街に対する補助ですとか、そういったことに関してファンド、財団を通してやるということで、ある程度、前広に事業は行えるという利点がございました。以上でございます。

**○坂口委員** そういうことが利点でしょうけれども、大きくは、だから、まず県民サイドからすれば、制度事業でどこも該当しないものをやっばり今回は充てていただいた。金額の多寡は別として、精神的にすごく救われたというのが大きい。

それから、今言われたように、公費の支出はいかがなものか。公費の支出は家伝法の中にしっかりあるんです。ところが、この法律が中途半端だった。「国等は」って。だから、300億ぐらい必要な金も、国等となれば、県も出さないかんじゃないかということになって、県はためらっ

たわけです。だから、公費で見ていけないという法律はどこもないんですよ。公費で見ないというのは、これはどっこも腹が痛まない。県も1億2,000万痛む、結果的になるけれども、特別交付税措置ができるという総務省というか、財政方の大きな利点がある。特別交付税で措置するということはどうかというと、地財計画の中でかけた地方へ渡す交付税総額の中の6%というものは、特交として使いますよ。6%をさじかげんで国が配るんですよ。この6%を宮崎の口蹄疫の利子補給分に総務省は配るんですよということで、総務省の金でも財務省の金でもない。みんなで日本全国の特別な理由があるところが、みんなで少しずつ分かち合おうというのを、宮崎県は大変だったから、その中の年間何ぼですか、30億ということは5億ですか、6億ですか、6億の中の1億2,000万を引いた分、4億8,000万を特交でさじかげんしてあげますねということで。何ら公費を持ち出すことの心配もない。しかしながら、それは仕組みの上での誰も痛まない、しかも、ありがたがられるというんで、知恵として出てきたもの。その知恵を出さざるを得なかったところというのは、前の家伝法の中の殺処分したときのそういった経済的な影響を受けたところに対しての財政負担は国等がやると、「等」という一つの漢字が入ってたばっかりに、こんなことになっちゃった。その等が怖くて県が逃げちゃった。県民はこんなこと知らないですよ。マスコミも知らないんです。ところが、法律にそういった、やっばり僕はミスと思うんですけれども、国の責任でこの家伝法なんていうのはやらないと、特定疾患に対しての責任というのは、国は財政をしっかりと見るという。これはやっばり、それを当時決めた国会も問題があったと思うんですけれども、それ

を言ったって始まらない。それを避けたって。しかしながら、避けた時期が悪かった。金利が4%も5%もいってるときなら、まだしも1,000億で何らかのやっぱり形はできたかもわからんけれども、超低金利、無利息時代ですよ。本当、これをそれだけの今の30億出したということは、もう奇跡的な運用ですけれども、そういう選択をそのときに、合意をした県の責任というのは、これは責任というよりも罪と言っていいぐらい大きいものがありますよ。この責任をとらずしてから何か地方創生ですか、何が復興への道筋ですか。この問題をどうされますか。ポストファン

○清山委員長 どなたか、答弁ございますか。

○成合総務部長 委員の御指摘のとおり、特に西都児湯地区については、農家戸数の再開率とか飼養頭数が七十数%ということで、まだ復興途上にあると認識してるところでございます。

先ほど財政課長が申しましたように、そういう実態を私もことしの4月早々に、担当してます総務省の財政局の財政課のほうに行きまして、御説明はしたところでございます。知事も先月、事務次官まで会っていただいて、そういう実態もお話ししたところでございますので、県としては、ぜひ延長について、さらに強く国のほうに要望はしていきたいと考えております。

○坂口委員 それは一つの復興のための横並びにする、ある意味、犠牲になった西都児湯をもとに戻すという手段の一つとして、それが一番どこも痛まないと思う。これがだめだった場合のことをやっぱり考えて、責任を持っていただきたいということです。

どれだけあのときひどいことをやってるかという、例えば薦田さんという種牛を持っている人との裁判になってる。もう終わったのかど

うか知らんけれども、裁判がある。あの人の牛が5頭だか6頭だか残ったわけです。これにもワクチンを、こんな残したかった牛にワクチンを打って殺処分してる。

考えてみてください。家伝法というのは何ですか。ここにたった6頭だけの牛がいる。はるか遠くまで、口蹄疫牛は一匹もいなかったんです。蔓延を防止するために、やむなく殺処分する、生き物を殺すという法律です。どこに殺せる根拠がありますか。根拠というのは、これを殺処分しなければ、収束宣言はやらないぞ。それでも、あんた、受け入れないのかとって打ったワクチンですよ。こんなことまでやってから、西都児湯の家畜を全てだめにしたんです。この責任を国と県がとらずして誰にとらせるんですか。

だから、お願いしていく、努力していくではだめですよ。もとに戻すということ。そこまで国・県が責任を持つ。家伝法と言ったけれども、多分特措法だったですよ。財源について、一番、その最後あたりにあったですよ。国等って、こんなつまらん法律があったばっかりに。

対応の仕方も問題点いっぱいあったんですよ。全協のときに指摘したこと、あるいは直接言ったことも県はやってない、国はやってないけれども、それはこの委員会と関係がないからいいけれど。とにかくそういう状況で、罪のない人を今痛い目に遭わせてるんだ。これは政治の責任、行政の責任として、この痛みをまず、よそと同じにしてあげようじゃない。宮崎県全体ももとの元気を取り戻そうじゃないかという、しっかりと行政が責任を持つよということを約束してもらわないと。本当にきれいごとばかりいって、地方創生だ、地方の時代だ、やれ何だ、得意なものを生かそうだ、西都児湯は畜産地帯だ

から、加工業だ、6次産業だ、こんなことを言っただって、中身が全然ないじゃないですか。もう二度と、今度は受け入れなくなるですよ。また口蹄疫なんか、あるいはそれに類するような現象が行っても、もう二度と騙されないぞということになるんです。そういうことも考えて、しっかり、あらゆるチャンネルを使って。これは何も宮崎を助けてくれじゃない。国全体がしっかりとした、将来に対しての備えの一つとして、問題があったときはしっかり受け入れてくれてやれば、またあとはしっかり責任持つよという、そういうことを示していこうじゃないかということやないと、なかなか困ってるんですわ、補助金くださいとお願いする、そんなばかな交渉では、これはだめですよ。責任をとろうじゃないかということ、その交渉をやらないと。

知事も総務省がこう言ってるんですわではだめです、やっぱり。宮崎の知事になって、宮崎に墓まで買ったというんだから、総務省に対して、何を言ってるんだって、宮崎県はこうだぞと言わないと、厳しいことを言ってますよねって、前例はこうですよ。くどくなるけれども、前例と全然違うじゃないですか。運が悪かったわけでも何でもなし。水際で防げなかった、たった一つが、どっかにどういうルートかが入ってきた。これを見抜けなくて防げなかった。韓国のMERSと一緒にですよ。それで、これだけの人がいまだ泣いてて、これから先も泣き続けさせるのか。何とかしてから、もう5年間、本当にありがとうって、ごめんねということで、ここでけじめつけて、これから頑張ろうとさせるのか、そこですよ。だから、考え方を全然変えなきゃ、してあげるという視点じゃだめですよ。さしてもらってるじゃない。その決意をもう一回総務部長に聞かせて、これはもうそれで

終わります、この問題は。

○成合総務部長 先ほどから申し上げたとおりでございます、まずは、西都児湯地区の畜産の状況を踏まえて、十分に説明はしてきたところでございますけれども、非常に国のほうの話も私も聞いてきたわけですがけれども、今後とも引き続き、総務省に今の御意見等も踏まえて、強く要望をしていきたいと考えております。

○坂口委員 今のはこれで終わるといって約束したと思いますので、これ以上言いませんけれども、ほかなければもう一つ。

○清山委員長 今の関連でもいいですか。引き続き、そのまま。

○坂口委員 補正に関係ないから、これは後で。

○清山委員長 また後でその他でもございます。よろしいですか。

ほかにこの補正予算に関して、質疑ございませんか。

○星原委員 25ページ、消防団員の養成と加入促進事業ということなんですが、県内で今消防団員が不足しているというのは、どういう市町村でどれぐらいの数の人たちが不足して、あるいは不足しがちなんで、今から養成していこうとしているのか。不足している分がどれぐらいで、それに対する対応なのか、どれぐらいの団員数が今不足にしているんですか。

○都原消防保安課長 まず、全体的なことを申し上げますと、\*平成27年4月1日現在で1万4,862人の消防団員がおります。去年は同じ時期で1万5,007人ということで、この1年間で179名減少したと。

今、委員がお尋ねの県内の状況でございますけれども、消防団員の数につきましては、各自治体で条例によって定数が決まっております。

※84ページに発言訂正あり

この条例定数というのは、消防の装備の基準というのが国が定めたものがございまして、それに基づいて算出されたものと、あとは各自治体の判断で決めていくんですが、全体で必要な条例定数の合計が約1万6,000人ぐらいになっております。それに対する現有人員が1万4,860人ということで、パーセンテージとしては、国よりも高いパーセンテージにはなっておりますが、今後の人口の減少と少子高齢化を考えてみますと、これは宮崎県だけではございまして、消防団員の確保、このためにはどうしても必要な対策ということで上げさせていただいております。

**○星原委員** なぜそういうことを聞いたかという、こういう形でやって、ここに事業内容があるんですけども、その若い人たちが入ってこない理由というか、今入ってる人たちがどういうことをしてもらえれば、若い人たちも入ってくるんですよとか、あるいは、企業に対して、その応援要請とか、現実に足りないのであれば、今まだ何とか満足の範囲だったら、若い人たちに消防団の養成の勉強とかいろいろなこともいいんでしょうけれども、本当に現実に足りなくて困ってる状況であれば、ことしどれぐらいそれぞれの各市町村自治体であるとしたら、その市町村でできない部分を県としてこういう事業をつくるのであれば、困っている部分がどの形でどういうふうな対応を県としてやれば、団員数を確保できるのか。そういうことに入っていないと、足りなければ足りない、あるいは、ある一定の数は来てるんで、これから人口減少の中で数が少なくなっていくのであれば、そういう研修とかいろいろな中学校とか高校とかという話も出たんですけども、そういうところに行っているいろんな話をするとか、

やり方がいろいろあると思うんですよ。だけど、現実に足りなくて困ってるという状況であれば、今現実問題として、ここ1、2年、3年ぐらいの間に、これぐらいの不足だ、ここを補充しないと、いろんな問題が起きたときに、災害等もありますし、火事だけじゃなくて、いろんな、そういうときにその不足分を早急に手当てしなくちゃいけないというなら、やっぱり企業に要請とか、あるいは若い人たちが本当に入らない理由というのが多分あると思うんですよ。生活苦なのか、あるいは消防団としての団員としての組織の中に入ること自体に嫌な感じなのか、いろんなことがあるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、やっぱそういう実態をちゃんと把握した事業に持っていかないと、こういう事業をやってますだけで解決できるのかなというふうに思うもんですから、その辺のところを捉えてやるべきじゃないかなと思うんですが、市町村とかの打ち合わせなんかも密にされてるのかどうか、その辺はどうなんですかね。

**○都原消防保安課長** 今御指摘のように、県内26自治体ございまして、そのうち7自治体の団は少しではあります、ふえております。そのほか19自治体については、数の差はありますけれども、相対的に減ってるということです。

今、御指摘がございましたように、私どもも各市町村の消防団長とも直接お会いしますし、そこの首長の皆さんからもいろいろ意見交換をする場を持っておりますので、その地域地域に応じた対策については、こちらからまた助言とか支援をしていきたいと考えております。

先ほど申し上げました、ふえたところで一つ事例を挙げますと、綾の消防団はふえているんですけども、やはり地域の先輩方が声をかけていく。つまり、消防団は地域の団結力

の象徴みたいなものだというのを示しているような事例でございました。

したがいまして、今後とも、今御指摘のあった点も踏まえて、各自治体と協議していきたいと考えております。

○星原委員 ぜひいい対応策を考えて、団員を補充をしてもらうようにお願いしておきます。

○清山委員長 残りの質疑は午後からでもよろしいですか。

では、ここで暫時休憩といたしまして、午後1時より委員会を再開いたします。

午前11時56分休憩

---

午後0時59分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、補正予算についての質疑はございませんか。

○都原消防保安課長 午前中の星原委員の御質問に対して、一部間違いがございましたので、訂正いたします。

消防団員の数についてでございますが、平成27年度は1万4,829名で、同じ26年度が1万5,008名でございました。訂正させていただきたいと思えます。

○清山委員長 質疑はございませんか。

○丸山委員 引き続き、消防団確保を含めてなんですけれども。お伺いしたいのが、各市町村に恐らく交付税で、消防費幾らって概算で来るはずなのに、それをちゃんと消防だけに使わずに、交付税ですので回してもいいということになっていると思うんですが、満額使っている市町村の数とか、逆に足りないから、もっと上乘せしている市町村があったりすると、消防団の確保にもつながっていく事業を市町村でもやってほしいなと思ってるんですが、その辺の

県も頑張ってるけれども、市町村も頑張ってるよねというのがあれば、お伺いしたいなと思ってる所なんですけれど。

○都原消防保安課長 今御質問のありましたように、交付税措置されてる分がございしますが、平成25年12月に消防団を中核とする法律が制定されまして、その中で退職金を一律5万円上げるということと、その他出勤に伴う手当、こういったものを上げるというようなことが決まりました。その交付税の使い方については、各自治体でそれぞれ努力をしていただいております。

具体的にいいますと、直近では、西都市消防団が4月に出勤費を上げてくれましたし、この動きは各自治体で徐々に来ております。具体的にその金額がどのように使われているかというものについては、ちょっと手元に資料がございませんのでお答えできませんが、各消防団とも委員が御指摘の趣旨については努力をしていただいていると思っております。

○丸山委員 県もこれだけ今回も新たに基金を活用して、県費を使って4,700万やっていただけるわけありますので、市町村もどんなふうに頑張っているのかというのがわかると、本当、ほかの市町村で差があるのかないのか。先ほどの西都市のほうは出勤手当を上げるとかという具体的な新聞報道でも少し載ったんですが、ほかの市町村がどれだけされているのかなというのがわからないのと、あと広域消防で組んだときにも、本来は広域消防には何名職員がいなくちゃいけないのに、枠が少ないとかという話も聞いたこともあるもんですから、実態を本当にここまで措置してしておりますよねと国から言われているはずなのに、実際それを違うものに使ってるのではないかというのは、あべこべじゃないのかなと思ってるもんですから、その辺の

情報も少し収集していただくとありがたいのかなと思ってますので、よろしく願いしときます。

○清山委員長 ほかに質疑はございますか。

○丸山委員 歳出予算説明資料の49ページ、県有施設財産の維持に関する基金の積み立てであります。13億なんですけれども、実際これを積み立てることによって、この基金自体は総額幾らになる予定なのか。また、恐らく防災拠点庁舎を含めての計画があって、今後どこら辺までこの基金というのを積み立てていく予定なのか。全体計画がどうなってるか、わかってる範囲で教えていただきたい。

○阪本財政課長 この県有施設維持整備基金につきまして、今回、この積み立て後で\*約290億になる見込みでございます。実際、御指摘のとおり、今後の防災拠点庁舎ですとかさまざまな経費に必要でございます。ただ、幾らを目標にするのかというのは、今のところ、ちょっとまだ目標を立てておりません。

といいますのも、今後の国体関連の施設の整備もございまして、それを一体どの規模で整備をするのかということが、まだ今後の検討課題となっておりますので、その姿が見えたあたりで、やはりその目標額といったものを考える必要があるかと考えております。

○丸山委員 防災拠点庁舎が100億を越すからだと思うんですが、基本的にはほかの県としても、どここの県もこういう県有施設はいっぱいあって、維持補修が必要だと、大規模改修としてあると思ってるんですが。大体、宮崎県は290億程度になるということだったんですが、間違い……。290億あると答えられたと思うんですが、ほかの県と並べたときに、この規模でいいのかなというのが、何か国のほうから、こんぐらいあったら

多いですよとかいう指針とか何かあるんでしょうか。

○阪本財政課長 済みません、失礼しました。私、290と申し上げました。申しわけございません、190億の間違いでございます。

それから、こういう施設整備のための基金については、特に目標額といったものは、私が知る限りではないかと思えます。団体によって、施設整備の必要性というものがやっぱり違ってまいります。本県のように庁舎の整備、かなり遅れて今回着手いたします、そういった事情によって、目標額といいたまいますか、違ってくるのではないかと思います。

○丸山委員 いずれにしましても、防災拠点庁舎ははっきりわかっている、国体も手を挙げられたと、かなりいろんな費用が必要だろうと思っておりますし、また、防災拠点ができて、この1号館含め、回りの議会等もなかなか厳しいにしても、ほかのところも含めて、今後協議をしないといけないと思っただけです。その辺のことも防災拠点庁舎終わりじゃなく、終わった後も、長期的なスパンも考えていただきたいと思っておりますので、そういう箱物をつくった後、総合政策部でも芸術劇場改修を20年ぐらいかけてずっとやっていくのを20億円基金に積んでやっている。ほかに農政関係とか消防、警察とかいろんな県有施設があるものですから、あとは道路とか、それも含めて全県有施設のマネジメントを今後どうやっていくのかというのを考えていかないといけない時代に入っていくんだろうなと思っておりますので、この県有施設維持基金というのが、どこ辺までというのを考えればいいというふうに思っているんでしょうか。

※このページ右段に発言訂正あり

○**阪本財政課長** まさに今丸山委員がおっしゃったとおり、公共施設、今後インフラを含めた公共施設の老朽化対策というのが非常に大きな問題となっております。もちろん財政的にも非常に大きな課題となっております。

このため、昨年、総務省からこういった公有のインフラを含めた公共施設についての維持管理計画をつくりなさいという助言がございまして、今、総務課を中心に、この公共施設等総合管理計画の策定を今作業を進めているところでございます。これは全て建物だけではなくて、道路、橋梁等の公共施設を全て含めた上で、現状はどうあるのか、そして、どれぐらい手を加えないといけないのかということについて、今後計画を来年度をめぐりにつくる予定にしております。

○**丸山委員** かなりのものをこれまで県有施設としてつくっております。全てを洗いざらいにさせていただきまして、わかれば、早目に議会のほうへ報告していただいて、こういうのをやるべきだと。ここは逆をいうと、統廃合すべきだというのが、多分出てくるんだろうなと思っております。その辺はできるだけ早く説明をしていただいて、財政的裏づけもしっかりできるんだということを明らかにしていただくことを要望しておきたいと思います。

○**清山委員長** ほかに質問はございませんか。

○**丸山委員** 予算説明資料の21ページで、地方創生の市町村サポート事業というのが書かれておりまして、私も非常に気になって、地方創生というのをどうやって進めていくのか。市町村がしっかり本気になって行ってほしいなという思いがあって、サポートしていただく、非常にうれしいことだと思ってるんですが、総合政策課のほうにも地方創生推進担当というのもでき

ていて、そちらとのリンクとか、どちらがどういうふうに市町村に指導していくのかというのは、もうちょっと聞いていきたいかなと思って。

○**平原市町村課長** おっしゃいましたように、今年度から総合政策課のほうに地方創生推進担当というのができまして、一つは県の総合戦略をつくるということがございます。当然、各市町村も同じように戦略をつくっていかなくてはいけないし、県の戦略と市町村戦略の整合を図っていくということもございますので、総合政策課で基本的には窓口になりまして、市町村の支援もしていくということでございますけれども、市町村課のほうで地方創生の交付金の窓口になっておりましたり、それ以外の起債とかの財政関係の助言等もしておりますので、そういう観点も踏まえまして、市町村課のほうでは、そういう広い意味でのサポートをしていこうと。

特に、ここに書いてございますけれども、県職員と市町村職員による意見交換ということで、直接要望のあるところには、当然総合政策課とかも必要であれば一緒に行きますし、ほかの創生の事業が必要であれば、他の課も一緒に行きまして、直接お話を聞いて支援をしていきたいと考えております。

○**丸山委員** まだ実際、今やってるかどうか分からないんです。これからだと思いますけれども、県も国の今の地方創生を進めることに関して財政的な裏づけとか、非常にこの交付金の裏づけが曖昧だというふうに思ってるもんですから、その辺の市町村から不安な意見とかというのは聞いていらっしゃるのか。また、県として、国に対してこの交付金のあり方というのは、何らかのアクションとか起こしているのかを含めて、ちょっとお伺いできればなと思ってる所です。



○**平原市町村課長** 昨年度末の補正予算で交付金がつきまして、消費喚起型と先行型ということで、戦略の策定経費も含めて予算措置がされておりまして、市町村としては非常にありがたい交付金だろうと思いますが。

ただ、今国のほうで新型交付金と言われてますが、来年度以降どうするかというのがありまして、市町村に聞きますと、使い勝手のいい交付金にしていきたいというのが基本的な意見だろうと思っております。

○**阪本財政課長** 今、市町村課長が申しあげましたとおり、やはりこの交付金、せんだっての経済財政諮問会議において、一応骨太の方針の原案が示されました。ただ、その中でも、この新型交付金についての詳細がまだ全く示されておりません。ですので、やはり県としまして、市町村も同じだと思えますけれども、市町村課長が申しあげたように、まず早く、その制度の詳細を示してほしいということ、それから、申しあげました先行型、これが全国で4,200億ほどの規模でしたけれども、これをはるかに上回る規模での措置をしていただきたいということ、それから、やはり同じく使い勝手のいい、自由に使える地方創生のためのということ、それから、本県のような財政力の乏しい団体については特に配慮をいただきたいと、こういったことを県独自の要望も行っておりますし、また知事会等を通じて要望を行っているところでございます。

○**丸山委員** いずれにしましても、この地方創生、どこの県もやりたい、やりたいと。特に地方、人口が減少する県は思っていますので、そういう県と一緒にタッグを組みながら、要望なりしっかりやっていただいて。我々も、みんな地方創生やりたいということで、しっかりやら

ないかんというので、今回4月の統一地方選挙なんかも訴えてきたのに、絵に描いた餅になるんじゃないかというような懸念も非常にあったり、実際現場に行ってみると、何かやろうと思っても、ない。やろうとしていても、何か看板のつけかえぐらいしか動いてなくて、実際、何なのかなという、ちょっと疑心暗鬼な面もあるもんですから、執行部としても、地方創生のほうの担当部にはしっかりと心強い気持ちを伝えていただきたいなということを要望しておきたいと思えます。

○**坂口委員** 昨年、その先行型が1,400ぐらいで300ぐらい上積みするか、しないかという話。それから、消費喚起型が2,500ぐらいだったと思うんですけども、戦略をことしじゅうに立てなさいということだったですよ。そうなりますと、あと交付税措置というのは、28年度予算から地方創生に係る交付金ということで、ことしじゅうにその姿が見えないと、戦略の立てようがないと思うんですよ。枠ぐらいは示さないと。

そういったときにタイミング的なことをちょっとお尋ねしたいんですけども、やっぱり国がそういった概要というか、ある程度の姿を示す最終的なタイミングと、今後は特に市町村、戦略を完全に仕上げ、そして国になり、それを上げていく、そのタイミング等を見たときに、いつぐらいまでに、この姿というのは、そういった予算あるいは詳細にわたる今度は法律、関連法とか制度、そういったものをいつぐらいまでに見れば、地方がみずから自主性を持って、本当に自分の計画を組んでいくという作業に影響が出ないタイミングというのはどんななんですかね。

○**阪本財政課長** 現在、総合政策部のほうでこ

の計画の策定をやっているところでございます。確かに議員がおっしゃるとおり、まずは28年度の当初予算に、これはまずは我々としては反映させなければならない。ということになりますと、やはりこの当初予算の編成に着手する前には、ぜひこの新型の交付金の詳細をお示しいただきたい。となると、どんな遅くとも、やっぱり8月とかぐらいにはお示しいただかないと、なかなか当初予算の編成に間に合わないということになるかと思えます。

○**清山委員長** ほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、次に、補正予算以外の議案に関する説明を求めます。

○**吉村行政経営課長** それでは、議案第18号「みやざき行財政改革プランの変更について」、この議案と関連いたします、その他報告事項、みやざき行財政改革プランに基づく行財政改革の取り組みについてをあわせて御説明させていただきます。

常任委員会資料の30ページをお願いいたします。

まず、議案第18号「みやざき行財政改革プランの変更について」であります。

プランの冊子につきましては、議案としてお配りしておるところですけれども、本日はこの委員会資料により、主な内容について御説明いたします。

まず、1の基本的な考え方でございますが、26年度まで実施してきました行財政改革の結果を踏まえまして、引き続き27年度以降についても取り組みを継続することとしまして、限られた資産を最大限に活用するための環境を整えながら、県民本位の行財政改革を推進することとし

ております。

県総合計画の基本目標の実現を下支えするという基本理念、4年間という推進期間、全庁的に取り組むという推進体制につきましては、前回のプランと同じでございます。

次に、2のプランの体系につきましては、四角で囲ってあります改革の視点1から視点の4まで4つから構成しておりますけれども、このうちの視点の2、県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用、これにつきまして今回新たに柱立てを行いまして、重点的に取り組むこととしております。

次に、31ページをお願いいたします。

3として、改革の視点ごとの主な改革プログラムについてまとめております。丸数字で項目を示しておりますが、それぞれ括弧書きでプランの冊子の該当ページを記載しておりますので、後ほど御参照ください。

まず、視点の1、効率的で質の高い行政基盤の構築についてです。①にあります組織体制の見直しにつきましては、県総合計画の推進や社会経済情勢の変化の対応などのため、簡素で効率的な組織体制となるよう見直しを行ってまいります。

次に、②の適正な定員管理につきましては、無駄のない人員体制とするとともに、新たな行政需要への対応を進めることとしまして、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、当面は現在の水準を上回らない程度で適正な定員管理に努めてまいります。

続いて、③の公社等改革の推進につきましては、これまでの取り組みを継続して、引き続き公社等改革に取り組むため、新宮崎県公社等改革指針を本年4月に改訂いたしまして、県の出資や派遣職員の基準から改めて選定しました45

法人を対象としまして、新たな数値目標を定めて、県の関与のあり方の見直しなどのほか、新たなものとして、県との随意契約の締結状況等を公開することとしております。

さらに④の危機事象への対応や⑤来年度から導入されます新たな行政不服審査制度の適正な運用の準備に努めますとともに、⑥にありますように、職員の相互派遣、合同研修等を通じまして、市町村との連携に取り組むこととしております。

32ページをお願いいたします。

今回新たに設けました視点の2、県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用についてです。県が有する人材、財産、情報等といった経営資源を改めて見詰め直して、さらに磨き上げながら、最大限に活用できる取り組みを推進してまいります。

まず、人材づくりといたしまして、①では、研修の充実や人を育てる人事管理等によりまして、職員の育成と能力の活用について、②では、職員が仕事とともに子育てなど家庭生活とを両立できる職場環境の整備、いわゆるワークライフバランスの推進について、③では、意欲を持って仕事に取り組んでいる女性職員の働きやすい職場環境づくりや資質向上のための取り組みについて、④では、女性職員が安心して育児休業が取得できる環境整備について、それぞれ取り組むこととしております。

また、⑤の県有財産等の資産の有効活用として、老朽化が進む公共施設等について、総合的、計画的な対策や未利用財産の売却、貸し付け等のほか、県の保有する各種データを民間企業等が再利用しやすいように公開するオープン化などに取り組むこととしております。

次に、視点の3、県民ニーズに即した行政サ

ービスの提供につきましては、県政情報の効果的な発信のため、①にありますソーシャルメディアを通じた広報の促進とともに、2にありますように、企業やNPO等のアイデア、ノウハウを活用するため、新たに県民提案型アウトソーシングに取り組むこととしております。

その他、③にあります県税のコンビニ納付の税目拡大や電子納税の導入、④のICT情報通信技術を活用した業務改革、右側、次の33ページにあります、⑤のマイナンバー制度への対応に努めていくこととしております。

次に、視点の4、持続可能な財政基盤の確立につきましては、後ほど財政課長から説明いたします。

34ページの中ほどより下に、策定の経過として、これまでのプラン策定に係る経過をまとめております。

最後に、35ページをごらんください。

プランの中で各改革プログラムに掲げました数値目標を一覧にしてしております。現行プランよりも1つ多い27項目としておりまして、10番、11番の女性職員の登用関係などが新たな項目となっております。

議案第18号「みやざき行財政改革プランの変更について」は以上でございます。

39ページをお願いいたします。

議案第18号の関連となりますが、その他報告事項として、26年度まで実施しましたみやざき行財政改革プランに基づく行財政改革の取り組みについて、その内容を要約しておりますので、説明させていただきます。

平成27年度策定の宮崎行財政改革プランに基づき、4年間改革を推進してまいりまして、26年度が最終年度でありました。このプランでは3つの視点から取り組みまして、それぞれの視

点ごとに取り組み内容をまとめております。

初めに、1の効果的・効率的な行政基盤の確立の(1)効率的で質の高い行政基盤の整備では、ページ中ほどにあります③の定員管理につきまして、スクラップ・アンド・ビルドを基本としながら見直しに努めました結果、27年4月1日での知事部局等の職員数は、17年の4,231人から423人少ない3,808人となり、1割程度の削減という目標を達成することができました。

次に、40ページから41ページの上ほどにかけて、(2)公正で透明性の高い県政運営にありますコンプライアンスの推進ですとか、(3)適正で成果重視の県政運営にあります事務の適正化、(4)市町村との連携にあります職員派遣などに取り組んだところです。

特に、41ページ、上から5行目にあります(3)の⑨公社等の改革には、改革の指針に基づきまして、数値目標を掲げて取り組んだところですが、対象公社等の数、県職員の派遣数については、目標達成には至りませんでした。

続きまして、2、県民目線による行政サービスの提供ですけれども、(1)県民への情報発信、県民ニーズの的確な把握と県政への反映の各種取り組みのほか、42ページ、(2)県民等との連携・協働につきまして、ここは上から2行目の①にあります多様な主体との協働を進めましたところ、県事業における協働事業数に係る目標というものを達成することができました。

また、(3)県民サービス・利便性の向上につきましては、③にありますような市町村への権限移譲などに取り組んだところであります。

次に、43ページをお願いいたします。

3の持続可能な財政基盤の確立、第三期財政改革推進計画に基づく取り組みですが、まず、上から4行目、①の中期財政見直しにおける4

カ年度の収支不足額1,113億円につきましては、事務事業の徹底した見直しなどの結果、841億円まで圧縮が図られました。

これらの取り組みにより、②の26年度末の県債残高1兆268億円、うち臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高は5,359億円と、大幅に減少する見込みとなりました。

一方、③の26年度末の財政調整のための基金残高は463億円となりましたが、27年度の予算編成における取り崩しによりまして、27年度末残高は227億円程度となる見込みであり、依然として厳しい状況が続きますことから、引き続き財政改革の取り組みを積極的に進めていく必要があります。

最後に、44ページをごらんください。

行財政改革プランの数値目標と、それに対します4年間の実績を記載しております。これらの結果も踏まえまして、先ほど御説明いたしました新たなプランによりまして、今後も引き続き、目標達成に向けて全庁的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、これまでの取り組み結果の詳しい内容につきましては、資料の別冊1として、取り組み状況の冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

**○阪本財政課長** それでは、私のほうから財政改革推進計画について御説明いたします。

資料の33ページにお戻りください。

4の持続可能な財政基盤の確立についてでございます。ただいまの行政経営課長の説明もございましたとおり、新たに27年度から第四期の財政改革推進計画に取り組むと考えております。冒頭、部長からの説明にもございました

が、平成16年度以降、11年間3期にわたり、財政改革に取り組んできたところでございます。

しかし、やはり今後も増高する社会保障関係経費、それから先ほども話題になりました各種施設に関するさまざまな経費がございます。したがって、また今年度を初めとする4年間、この計画に取り組むたいと考えておりまして、34ページをごらんください。

上の表でございます。この中期財政見通しということで、この財政改革に取り組まなければどうなるかという見通しでございます。網かけにしてあります一番下、収支不足額の欄、今年度27年度の欄の△237億円、この額が財政関係2基金をことし補正後に充当している額でございます。この27年度の6月補正後の肉づけ後の予算を基本的にそのまま引き延ばしますと、28、29、30と3カ年、毎年200億から300億の収支不足が生じる見込みでございます。この4カ年合計しますと、ちょっと数字書いてございませんが、4カ年で1,028億円の合計収支不足が生じる見込みということでございます。

したがって、お戻りいただきまして、33ページの(3)具体的な取り組みでございますが、効果的・効率的な歳出を実現ということで、歳出の削減、イのところでございます。一方、歳入確保といったことで、基本的にこのアとイ、これまでの第三期の財政改革推進計画と内容については大きくは変わっておりません。

変わった点を申し上げますと、イの例えばふるさと納税の確保、これは新たな取り組みでございます。それから、ウのところ、その他としまして、新たな公会計制度の検討ということで、これは、平成29年度を目途に新たな公会計制度に取り組みなさいということになっておりまして、現在、作業に着手しているところでございます。

ます。

戻りまして、アのところで効果的・効率的な歳出の実現ということで、義務的経費・投資的経費について引き続き見直しを行います。また、さらに一般行政経費についても徹底した毎年の見直しを行って、ここに右に書いてある数字、これは県費ベースでございますけれども、合計で4年間で694億円の歳出削減に取り組むたい。その結果、何とか財政関係調整の2基金について一定額を保持するのではないかとということを見込んでいただいております。

説明は以上でございます。

○高林税務課長 議案第5号及び議案第6号並びに報告第1号につきまして、いずれもお手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正理由ですが、地方税法等の一部改正に伴い、県民税配当割の特別徴収義務者の指定及び外形標準課税の対象となる資本金1億円超の普通法人の法人事業税の税率の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、まず、(1)の県民税配当割の特別徴収義務者の指定の改正についてでございます。これは、上場株式などの配当につきまして、特別徴収義務者として既に指定されている証券会社などの支払い取扱者を經由せず、直接支払いがなされる場合に、その支払い者を特別徴収義務者とするよう地方税法が改正されたことから、本条例につきましても同様の改正を行うものでございます。

次に、(2)の法人事業税の税率改正について

でございます。これは、外形標準課税対象法人に係る法人事業税につきましては、外形標準に基づく付加価値割と資本割、それと所得に基づく所得割の3種で構成されております。

今回の地方税法の改正では、この外形標準課税に基づく部分の付加価値割と資本割の割合を8分の3から2分の1に引き上げ、その分、所得に基づく部分の割合を引き下げするために、所得割に係る標準税率の引き下げが行われましたことから、本条例についても同様の改正を行うものでございます。

具体的な税率及び推移については、表のとおりでございます。

28年度分の改正につきましては、表の中の二重で囲んでいる部分になっておりますが、これがこの議案第5号によるものでございます。

なお、27年度分の改正につきましては、この後、報告第1号のほうで御説明させていただきます。

3の施行期日でございますが、県民税配当割の特別徴収義務者の指定の改正については、平成28年1月1日から施行し、外形標準課税対象法人の法人事業税の税率改正等につきましては、平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、委員会資料28ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第6号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

まず、1の改正の理由でございますが、総務省令の一部改正により過疎法に基づき、県税の課税免除または不均一課税を行いました場合の地方交付税の減収補填措置が延長されたことなどに伴いまして、改正を行うものでございます。

2の改正の内容についてでございますが、まず、(1)の適用期限の延長ですが、過疎法、離島振興法及び半島振興法に基づく県税の課税免除または不均一課税の適用期限を2年間延長するものでございます。

次に、(2)の半島振興法の一部改正に伴う規定の整備でございますが、不均一課税の対象業種の拡大や市町村がそれぞれ地域の特性を踏まえた半島振興法に係る産業振興促進計画を作成するなどの半島振興法の改正を受けまして、総務省令についても改正が行われましたことから、関係規定の整備を行うものでございます。

その他、所要の改正といたしましては、中心市街地活性化法の不均一課税につきましては、県内で適用されておりました日向市の区域につきまして、今後適用の可能性がなくなりましたことから、今回、関係条項を削除するものでございます。

また、あわせてその他文言の整理を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は、削除する規定を除きまして、公布の日から施行し、平成27年4月1日から遡及して適用することとしております。

続きまして、委員会資料36ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第1号「専決処分承認を求めることについて」でございます。内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告でございます。

今回の専決による改正は、1の改正理由にありますように、地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、2の改正の内容にございます事項については、いずれも課税の根拠となる規定でございますので、時間的制約から専決を余儀なくされたものでござい

す。

2の改正内容についてでございます。(1)と(2)は法人県民税と法人事業税関係になります。

まず、(1)でございますが、資本金等の額に無償増減資の調整を行った後の金額が、資本金の額と資本準備金の合算額を下回る場合、資本金の額と資本準備金の合算額とするものでございます。

次に、(2)ですが、これは、さきに議案第5号におきまして一部御説明申し上げました外形標準課税対象法人の事業税につきまして、外形標準課税部分の割合を拡大することに伴い、所得割の部分の税率引き下げを行う改正のため、平成27年度分の税率改正でございます。

次に、(3)(4)(5)は不動産取得税関係になります。

まず、(3)につきましては、保育事業等の事業用に供する不動産につきまして、価格の2分の1を控除する課税標準の特例措置が新設されましたことから、これに該当する不動産を取得した場合には、不動産の取得に係る申告の当該事実を証明する証明書を添付することを義務づけることとしたものでございます。

次に、(4)ですが、住宅及び土地の取得に係る税率につきまして、本則税率の4%を3%とする特例措置の適用期限を、平成30年3月31日までの3年間延長したものでございます。

次に、(5)でございますが、これは、土地建物取引業者が、住宅の取得後2年以内に一定の改修工事を行い、個人に譲渡した場合、個人が取得した中古住宅における特例措置と同様に減額措置が新設されました。これに伴い、こうした場合における不動産取得税の徴収猶予等の措置について、税条例で規定する必要が生じたこ

とにより、所要の改正を行ったものでございます。

次に、(6)ですが、これは狩猟税において課税免除や税率の2分の1とする特例措置が創設または拡充されたことに伴い、狩猟税申告書に特例措置に該当することを証明する書類を添付することを義務づけたものでございます。

次に、(7)でございます。これは(1)の部分になりますが、第31条の改正に伴う地方税法施行令の略称規定31条に置くため、規定を整備したものでございます。

(3)の施行期日でございますが、狩猟税の一部特例措置につきましては、鳥獣保護法の改正法である鳥獣保護管理法の施行日でございます。平成27年5月29日から施行することといたしました。それ以外の改正規定につきましては、平成27年4月1日に施行しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**平市町村課長** 同じく常任委員会資料の29ページをお願いいたします。

議案第8号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。住民基本台帳法の一部改正等に伴いまして、関係条項の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容についてですが、まず(1)につきましては、県が保有しております本人確認情報を国の機関等へ提供する事務などにつきましては、住民基本台帳法に基づきまして、これまで総務大臣が指定する指定情報処理機関に行わせることができるとされておりましたが、法律が改正されまして、これらの事務を地方公共団体情報システム機構という法人

が直接行うこととされました。このため条例第7条の指定情報処理機関に関する規定を削除いたしますとともに、法律の条ずれ等に伴いまして、条例の第1条から第6条までの規定の整理を行うものでございます。

次に、(2)の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の名称変更によるものですが、これは、住民基本台帳法におきましては、旅券の発行事務など本人確認情報を利用できる事務が法律で定められておりますが、それ以外にも、条例で定める事務につきましても、本人確認情報を利用できるということになっております。このため本県ではその事務の一つということで、この鳥獣保護法施行規則の規定に基づく事務を規定をいたしておりますが、今回、この根拠法令の名称が記載されておりますとおり改正されましたので、関係規定の改正を行うものでございます。

最後に、3の施行期日は、(1)の住民基本台帳の改正によるものが、平成27年10月5日から、(2)の鳥獣保護法施行規則の名称変更によるものが公布の日からといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○来住委員 多分説明を聞いてもわからないと思うんですけども、教えていただきたいのは、議案第5号に関することなんですけれども、まず、そもそもがわからないんですよ。付加価値額だとか資本金等の額だとか、その前の付加価値割、資本割とかというのがわからないんですけども、しかし、皆さんに迷惑をかけますから。

多分これは法人事業税の所得割の税率は下げ

るけれども、いわゆる外形標準課税は上げるという内容になるんじゃないかと思ってるんですが、現実に27年度は今からですから、26年度の具体的にこの付加価値割それから資本割、それから所得割、このジャンルごとの区分ごとのいわゆる法人の数だとか、それから、現に26年度のこれによって課税された額というのが、わかっただら教えていただきたいと思うんですが。

○高林税務課長 この外形標準課税制度について、まず、用語の説明だけを先にさせていただきます。

まず、この所得割という部分につきましては、これは文字どおり、所得に係るものでございます。

次に、付加価値割というのがございますけれども、これは、報酬であるとか給与、それとか純支払利子、それとか支払賃借料とか、そういったものを対象にして課税するものでございます。

それと、資本割は資本金等の額に対してかけるものでございます。

そこで、外形標準と言われる分につきましては、この付加価値割と資本割という部分になります。委員がお話にございましたとおり、今回の改正では、資本割の部分を引き下げまして、外形の対象となります付加価値割と資本割に対する分をふやすというものでございます。

あと、委員のほうから次に御質問のありました、この所得割、付加価値割、資本割のそれぞれの税収のことがございました。これにつきましては、26年のこれは実際の税収というか、調定額のほうでちょっと御説明いたしますと、そもそもこの法人数というのは、外形はこの3つでくくりになりますんで、それぞれでなくて税収だけ申し上げますと、所得割の部分が31億円になります。それと、付加価値が18億円、



資本割が7億円、合計で約58億円ぐらいが外形標準対象法人の調定額と、これが26年度の調定額となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○来住委員 法人数はわからないんですか。

○高林税務課長 法人数につきましては、県内の法人が、これは平成26年3月31日現在でちょっと申し上げさせてもらいますと、県内の法人、県内に本店のある法人でございます、これが76社、それと、県外のほうに本店がございまして宮崎に支店がある会社がございまして、これが929社、合計で1,005社が外形対象法人となっているところでございます。

○来住委員 確認ですけれども、この制度は、資本金が1億円超えるものだけ。だから、1億円を超えない中小企業とかそういう法人には適用されない。

○高林税務課長 今回の改正は、資本金1億円を超えるこの外形標準課税対象法人だけです。1億円以下の分については、改正等はありませんでした。

○満行委員 関連で外形標準課税が強化をされる。一方で、法人税の減税というのが、消費税を前にして議論が進む。法人税減税の穴埋めの財源も見当たらないまま進んでるわけなんです。多くの中小企業の団体から、外形標準課税が進むと、これがこのとおりになれば、地場の企業は大変負担がふえるけれども、大企業は軽減されるばかりだという指摘が出てるんですけども、税務課長としてはどういう認識なのか、お尋ねします。

○高林税務課長 委員のほうからお話もありましたように、今現在1億円超の大きい企業でございまして、これについてはあれですけども、今のところ中小企業等の法人税につきまし

ても、800万円以下の分については、これまで19%の法人税の税率が15%に軽減されております。これが延長されております。

それと、また800万を超えるような法人税の税率については、法人税率の引き下げによりまして、25.5%から23.9%と、こういった所得のほうには下がっております。現在のままでしたら、中小企業等、対象には今のところ影響がないとは思いますが、今後、資本金1億円を超えるという部分の変動しますと、中小企業等へ影響することは考えられます。

○満行委員 1億という線で引かれてますけれども、その1億以上の企業でも県内かなりたくさんありますよね。その企業には増税なのか、減税なのか、どう見ればいいんですか。

○高林税務課長 今のところ、先ほど来住委員のほうからございましたように、今、県内の法人のほうで26年で76社ございました。この中で、確かに黒字法人につきましては所得のほうで下がりますので、影響はどちらかというところ、企業としてはいい影響がございまして、逆に、それまで赤字のほうでございましたら、今度は外形のほうで税率が上がるわけですので、影響額は出てくるわけなんです。実はこれ27年4月1日からの改正でございまして、これが本年度終わって、来年からしか影響が出ないものですか、今のところ、影響のほう、私たちも見込んでないというのが正直なところでございます。今度の決算時期とかを見ながら、そういったことを検討していくことになるかと思っております。

以上でございます。

○坂口委員 外形だから大企業の影響はそういうことなんでしょうけれども、本社を県内に置く1億以上の企業というのは、本県の場合、全体の事業所のたしか2%ぐらいだったと思うん

です。だから、数としてはちっちゃいんですけども、問題は、赤字だって税がふえますよということで、一つは厳しいところが出てくると、逆に恩恵を受けるところ、これは個々の問題で千差万別と思うんですけども、外形標準に対する課税が上がることで、問題は付加価値の部分だと思えます。給与総額に対しての税率が上がってくるといことになると、給与を上げようとする努力を抑止する抑止力がここに働きますよね。そこのところでやっぱり、県あたりがどんなぐあい今後、もうこれ決まったことだからしょうがないけれども、そこをどう補完というか、そういったところに対しての事業主の理解というもの、給与を上げていく、県に所得を上げろというのは、これは県税ですから、そこに対してどういうぐあいな課題意識を持っておられるのかが一つ。

このことによって得する県、税収面から見て、歳入がふえる県というのもたくさんあると思うんですけども、本県の場合は、むしろ減ることにつながるかなと思ったり。例えば、さっき言ったように、大方が小資本の中で、そして外形に対してのものが倍ぐらいされる。そして、もうけに対するものが半分ぐらいに大まかになっていくわけですよね。そうなったときの本県の税収の減につながる可能性のほうが大きいんじゃないかという気がする。逆かもわからんけれども、そこらの見通しというのはどんなぐあいになってるんですか。

**○高林税務課長** まず、今おっしゃられた本県に対しての影響額なんですけど、これについては、今度の決算とか見ないと、まだ私たちもつかめていないところでございます。

あと、さきに委員からお話のありました、例えば付加価値割のところの報酬部分につきまし

て、今、給与等を上げなさいという分がございまして、その辺はどうなるのかということなんですけど。ここにつきましては、付加価値割の中で計算方法の一つなんですけど、例えば、給与報酬額についてだけ、控除するものがございまして、説明させていただきますと、この報酬とか給与の額のうち、例えばこの付加価値割全体の……。逆に報酬割額の比率が、全体の付加価値の7割を超えるような場合、かなり給料をふやしたというような場合については、その7割を超える部分については、課税標準から控除するとかいう一定の配慮はしていただいているところではございます。

**○坂口委員** 7割もふやせればですね、それは税率が0.0数%上がっても、そう生活に対しての影響というのは、実際からしたら絵に描いた餅だと思うんですね。ただ、利点というのは、安定性は出てくると思うんですよ。景気の変動によって歳入される額、行政にとってはですね。そこが一つは利点かなという気はしますけれど。今後を見なきゃわからんけれども、圧倒的に98%ぐらいが1億以下の資本金の企業だということ考えたときに、本県の問題は5,000万、3,000万、1,000万という、今度はボーダーラインを下げてくる可能性というのは、これは国として当然考えますよね。試し玉を投げてみて、反応を見て、1億からちょっと下げよう。ここらに企業群がどっさり張りついているわけですから、税収をふやそうという作業、そのときに我々もまた今度は意見書とかいろんな知恵を出していかんといかんと思うんですけども、そうなったときに対してのシミュレーションというんでしょうか、県なりの試算なりとかいうんで、これはやっぱり阻止しないと、本県は非常に都市部に比べて大きなダメージを受けるよ。地方創

生の流れに全く逆行するというようなことになりかねないんじゃないかと思うけれども、その分析というのはされてます。

**○高林税務課長** 今現在、まだそういった分析はしておりませんので、またそういうものも勉強していきたいと思います。

**○坂口委員** ここはすごく重要なところだと思うんですね。やっぱりこの資本金の1億を下げられるぐらいの、それぞれが大変なもとにやってるわけだから、しっかり守っていく努力もやっていかなくてはいけないのかなと思うんですけども、ぜひまた情報を議会のほうにも示していただきたい。

**○清山委員長** ほか、ございますか。

**○坂口委員** 住基台帳に関してですけれども、これ事務の受託先が地方公共団体情報システム機構というところが変わったということなんですけれども、これ有料ではないかと思うんですけども、事務処理料というのはですね、委託料、これどれぐらい。

**○平市町村課長** ちょっと確認をさせていただきます。

**○坂口委員** 議案18号、行革プランの変更に関してです。ここで、さっきの県有資産の維持整備基金にもかかってくるんじゃないかなと思うんですけども、⑤県有財産等の資産の有効活用というのがあるんですけども、これは一つには、ファシリティマネジメントの意味を含んでるのかな、もう一つには、アセットマネジメントの意味を含んでるのかな。これ似てそうで全く違うんですね。

ファシリティとなると、今後のいろんな不動産に対しての県民ニーズ、いろんなものを考えて、いかにそこに最高の質のものを県民に提供できるか。それが、しかも最低限の費用で提供

できるかということで、これ年次的にならして、経費を平準化していこうというアセットマネジメントとは大きく違ってくる。この時期にこの投資が必要だというのが出てくると思うんです。そうすると、先ほどの丸山委員の質疑にあったように、この維持管理基金ですか、県有施設の維持管理整備のための基金、これはやっぱりある程度目標の数値を置いて、そういった財政ニーズ、資金ニーズに応えた計画が、このファシリティマネジメントには特に必要になってくると思うんですね。その上で、今度はアセットマネジメント、老朽化施設がたくさんありますから、これは結果的に、やっぱりいかに歳出を平準化しながら、その後も長くもたせて安全に使えるかということだと。これは、今度は経常的な、毎年平均的な経常的な経費として出てくると思うんですね。これは今後、国のこの土木予算のあり方を見ると、新規に投資する予算というのは、ぎりぎり狭められて、維持管理のためのものになってくる。そうすると、また今の交付税の算定のあり方だけでも、既存の現有施設、資産に対して大まか交付されてくるということ、宮崎県は非常に交付が減ってくる可能性が高い。そうなったときは、先ほどのこの基金に対しての依存度というか、ここをしっかりとやっぱり今からやっとかないと、安全な施設を提供することすら難しくなる。管理責任が問われるようなことにもなりかねないという時代が来てそうな気がするんです。これは大いに結構なことだけれども、そこらをまたセットにされて、この見直しプランをやられてるのかどうかということ、これはどこにお尋ねすればいいですかね。

**○平市町村課長** 先ほどの御質問の関係でございしますが、指定情報処理機関にまず委託的に

交付しております予算としまして、3,600万ほどでございます。それから、サーバを向こうに設置していただいておりますので、その分の委託費として700万円余をお願いをしております。

それから、先ほど説明しました国の機関等から照会がございまして、それに答えますと、手数料を直接機構のほうで徴収することができるようになっておりまして、それが1件当たり10円で、大体本県分として年間500万件ぐらい利用がございまして、その分が5,000万ぐらいにはなるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○坂口委員** やっぱり機構には手数料とその委託料だけ、基本料金だけで、もう云十億ぐらい全国ではあつかう勘定になって、これ膨大な金だなんて、そんな経費が本当にかかるのかなという、ちょっと、本当にかかるかなと。県でやったほうが、うんと得じゃないかというような気もするんですね。ここらはやっぱり遠慮せずに物を言っていって、その根拠を示させないと、言われるまんまに取られるんじゃない、これはちょっとおかしな、あの世界の出来事みたいな気がしますよね。余りにも膨大な金を取ったりする。これも要望にとめておきます。

**○菓子野総務課長** 先ほど総合管理計画、公共施設等について御質問がありました。その他の報告事項で、本日報告をさせていただきたいと思っておりましたところなんですけれども、委員御指摘のとおり、今、ファシリティマネジメント、アセットマネジメント、そういった観点から、全ての公共施設につきまして、そのあり方、そして長寿命化の手法、そういったことを検討するように国からも指導がございまして、昨年からは、私ども全庁的な組織、検討委員会をつくりまして、今この宮崎県公共施設等総合管理

計画の策定に取り組んでいるところでございます。

来年の前半をめどに、この計画をつくり上げてまして、あとまた個別計画もそれに基づいてつくっていくと。やはりポイントは、委員がおっしゃられたように、最適な公共施設の提供、そして、今ある公共施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減、こういったことを目指して、今、計画を検討しているというところでございます。

**○坂口委員** ですので、具体的に一つは、やっぱり丸山委員が指摘したように、今度、国体というように日時が限られてるもの、ここにいかん県が持つてるあらゆる不動産、更地も含めてですけれども、これを県民に提供し使用させるということが、民間と違って、運営とか経営になるのかなと思うんですけれども、それに最も最適な状態で最大の効果を期待しながら最小のコストでやりなさいということでしょう。こうなると、やっぱりプロジェクトなりをまず立ち上げてやっていくことが、これは専門的な知識、それから技術に対するものだから、財政、お金に対しての専門的な知識と、こういった構造物に対しての専門的なもの、それから、今後の県のいかにこの県民ニーズがその使用とか利用に対して生かせるのか、そういったものをしっかりやって、チームを組んでやっていかないと、初めてですよ、ファシリティマネジメントの考え方が浮上してきたのは。アセットマネジメントは、橋梁とかについて県土整備部がおやりになられて、これはさっきも丸山委員が尋ねたように、具体的に数値を設定しなければ、290億が漠然とじゃなくて、これを何年で何ぼ必要なんだ、そこもやっぱり行財政改革の中にフィードバックしながらやっていく必要があるのかなと

思います。お願いをしておきます。

○**清山委員長** それでは、ほかに質疑はございませんか。

○**丸山委員** 31ページが一番上のほうに、行政ニーズに対して簡素で効率的な体制づくりということで、これは県のほうでは、係制度から班制度に変えたと思ってるんですが、班制度に変えたのは、恐らく事務仕事量をうまくシェア、うまくバランスをとっていくために班制度をやってきたと思ってるんですけども。なかなかその班制度をつくったけれども、実際、人事管理というのは、基本的に変わず係で動いているという部分が多いのではないのかなと思ってるんですが、この辺がそのまま続いていくのか。もしくは、県民が土木事務所とか行ったときに、所長、次長、課長まで、あとはリーダーということで、それで係員みたいな形になっている。リーダーという言葉が非常にわかりづらい。言いにくい。本課に行くと、部長、次長、課長、課長補佐までいるわけです。主幹とか副主幹とか、よくわけのわからん言い方、曖昧に逆になっている。責任のあり方がなってないもんですから、もう係長は係長という形でしっかり責任を持たすことも、今回の意識改革も含めて、そういう指定ができないのかなと思ってるんです。それはどうなんでしょう。それはできないのかというのを伺いたいと思ってるんですけども。

○**吉村行政経営課長** 担当制の関係でございます。担当制の導入につきましては、平成16年に本庁の一部に導入しました後、17年に本庁全体、それと19年度から研究機関とかを除きまして、出先機関全体に拡大してきたところでございます。

委員からの御指摘もありましたように、担当

制のメリットとしましては、所属長の判断で、業務の忙しいとか職員の状況とか、そういったものを見ながら柔軟に組織運営ができるということで、年度途中であっても、行政需要が変わった場合に、その緊急性に柔軟に対応できるということでメリットを考えているところでございますが、御指摘のありましたように、うまく使われているのかというところについての御意見もあるかと思います。

実際に担当制を活用しまして、配置の変更をしたりしてる例は、26年度も1件ございましたし、25年度も5件ほどというようなことで、その担当制があることによる実際にメリットを生かした配置を臨時的に対応できたという面もございます。

あと、呼び名の部分ですけれども、課長補佐、主幹、その職名につきましては、出先機関も主幹でありましたり、副主幹といった方が担当リーダーということで、その担当制の中のリーダーを務めているということで、呼び名としましては、リーダーということで職員録とかにも表記、そこの班の責任者という意味では、リーダーという名前を表記させていただいておりますが、横文字で呼んで適応な場合と、職名で呼んで主幹とか副主幹とか呼んだりする場合での呼び名とでは違うかもしれませんが、本庁においてもリーダーという表現と、あと職名としての主幹、副主幹というのは一緒の形で運用はさせていただいているところでございます。

できれば、この呼び名の変更というよりは、実際の業務の運営上の風当たりのよい職場環境ですとか、そういったあたりで仕事のやりやすさ等については対応してまいりたいと思っております。以上です。

○**丸山委員** 実際、担当制といっても、ほとんど

どう活用されてる事例がないというようなことであれば、何かしっかり流れによってつくただけじゃなくて、実際本当に効率よい行政がされているのかというのを、しっかりもう一回見直していただきたいのと、やはり責任を持つというのは、やってほしい。やっぱり係長、長がつくことによって、すごく責任も持って仕事もやれるんじゃないかという雰囲気もあったり、外から県以外の人から見たときに、リーダーとか副主幹とか何かすごくわかりづらいというのがあるように聞くものですから、何かわかりやすい形をつくっていただいたほうが、今後の県民から見たときに何係というほうがわかりやすい。担当とか何か非常にわかりづらい。リーダーなのか、副主幹なのか、主幹なのかというのを言われたときに、一般県民から非常にわかりづらかったりするものですから。

あともう一つ、やっぱり私、名をもって体をあらわすという感じで、しっかり責任があってほしい、責任をやるような職場環境を含めて、私は取り組んでいただければなということを要望しておきたいと思ってます。

○清山委員長 ほか、質疑ございませんか。

○新見委員 この委員会資料の32ページの上のほうですね、2番ですけれども、今回新しい柱になったわけですけれども、この中の5番ですね。先ほど坂口委員も少し言及されましたけれども、県有財産のこれからの有効活用等の中で、例えば、前、一般質問でも取り上げたことがあるんですけれども、警察宿舎とか公営住宅とか、要するにかなり老朽化して新たな人たちも入らない、でも、まだわずかに入っているというところ、県営等、県の住宅等がたくさんございますが、そこ辺もしっかりこの中で見直していただけるものなのかどうか、ちょっと確認

させていただきたいと思います。

○菓子野総務課長 そういった点も一つの見直しの視点ということで考えておきまして、今、職員宿舎は知事部局が設置し、そして病院局が設置し、警察、そして教育委員会それぞれ設置しております。ですから、延岡市でしたら、延岡市にそれぞれそういった宿舎があるというような状態がございます。

その中で入居率が低くなっているところもあると。民間が代替しているところもある。そういった現象も出てきているわけです。そういった場合には、やはり部局ごとにつくるという発想ではなくて、もう一つにまとめてつくる。そして、例えば国も市町村もそういった悩みがあるかもしれません。そういったところとも連携をして、一つのものにしていくという発想も出てくるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、職員宿舎のあり方については、この計画の中で特に個別計画の中で見直しを図っていくということになっていくと思います。

○新見委員 県民の目線もかなり厳しいものがあるって、結構我々も、こっちの県営住宅は満杯なのに、こっちはがらがらあいてるかというのをよく聞きますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それと、同じく県有財産等については、売却等も考えられるにしろ、貸し付けです。一時期、公共スペースの貸し付けとか、そういった取り組みもありましたが、その公共スペースの貸し付けについても、この中できちっと取り上げていかれるんでしょうか。

○菓子野総務課長 貸し付けにつきましては、国も非常に問題意識を持ってることがございます。現に西臼杵支庁では、国の検察の調

査室みたいなどころがあるんですけども、それを西臼杵支庁に借り入れていると。西臼杵支庁の庁舎内でそういった検査の仕事をするというようなことがもう始まっております。ですから、お互いにそういった融通し合うというんですか、そういった発想で今進められているということがございます。

○清山委員長 ほか、ございますか。

○丸山委員 34ページの行政の財政見通しのちょっと確認だけさせていただきたいんですが、一般行政経費がことし220億ふえたというのは、これは先ほど13億の県有財産基金を積んだから、こんなふえたというのが主な原因なのか。そういうことでずっと途中で28年には減って、また29年には210億とかふえていたりとか、単純にもうふえるという感じになってるものですから、この辺の一般行政経費がふえるような根拠、でこぼこがあって、29年、30年にはふえていきますよというような、何が想定されているのかというのをちょっとお伺いしたいと思っておりますけれど。

○阪本財政課長 まず、今年度、平成27年度、2,230億ということになっております。これはまさに今、委員がおっしゃった積立金13億。あとそれ以外には、防災のための基金の27億の積み立てもございます。ただ、一番大きいのは、消費税の増税に伴いまして、市町村への交付金、それから都道府県間の清算金、これがかなりふえております。あと、それ以外には、社会保障の関係経費もふえておりますので、この10.1%と大きな伸びとなっております。

その反動で、28年度は大きく減る形になっておりますが、29年度以降は、現在確定しております消費税10%への引き上げがございまして、一応この分での交付金、清算金等を見込んでい

るところでございます。

○丸山委員 この表を見たとき、いつも毎年3年目で大体基金がなくなりますよというのが出てきて、実際は年度末に戻して、基金がそこまで減らないというのをずっとつくって、それは聞くと、財政改革をやったから、そうなんですよという言葉がされているんですけども。何となく、いつもこのような地域計画なりをつくってみると、3年後には基金がなくなりますという表現でしているのに、毎年、もう16年からこういう地域財政見通しをつくって改革をやっているのに、いつも何か騙されているんじゃないのかなというような気もせんでもないものですから、この辺のテクニックになられるのかなという思いがあるものですから、この計画自体、本当にどうなのかという、制度が高いのかというのを含めてお伺いしたいなと思っております。

○阪本財政課長 よく言われる指摘ではございます。ただ、ちょっと数字を御説明いたしますと、例えば27から30までのこの網かけの部分の収支不足額、これ合計いたしますと、先ほど申し上げたとおり1,028億になります。ところが、この一番下、当初予算編成後に基金残高見込み額の欄をごらんいただきますと、27年度末が227億円に対しまして、30年度は△309億円ということで、上下しますと536億円基金が減ると。27年度末からしますと、30年度末は530億余り。ですから、収支不足の27年度分は除きまして、28、29、30の3カ年を合計しましても、約800億の収支不足に対しまして、基金残高の減は530億程度でございますので、何が言いたいかといいますと、戻りの分については一応ここでは見込んだ上で、この基金残高というのはつくってるところでございます。

ただし、要するに何も財政改革に取り組まない、節減をしないということを前提にこの数字をつくっておりますので、おっしゃるとおり、ちょっと過大ではないかという御指摘については、ちょっと反省しなくちゃならない点かなと思います。(発言する者あり) 戻り分につきましては、一応見込んだ上での基金残高でございます。

**○丸山委員** 今回もやっぱり公共投資が100億減って、投資金が27年度。知事として物すごく頑張ったんだよって言われているんだけど、実際、我々が現場のほうで聞くと、公共工事、建設産業が非常につらいと。恐らく、このままでは、もっと建設産業は厳しくなるんじゃないかと言われています。2年前には補正予算でかなりついて、繰り越し繰り越しがあって、どうにかあのとき回ったんですけども、もう今本当にカチカチの状態のときを考えますと、本当にこれ県の財政は残っても、県民が破たんしていくんじゃないのかなというような懸念もあるものですから、適宜この財政の確保はしっかりやっていかななくちゃいけないのは十分わかるんですが、財政出動すべきことはするんだという覚悟を持ってやっていただくようお願いしたいと思います。

**○清山委員長** ほか、質疑ございませんか。

**○島田副委員長** 委員長が質疑あるということで、私が進行させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**○清山委員長** 今に関連して、最初は数字を教えてほしいんですけども、この本体の別冊のプランの54ページには、その見直しを行った場合の基金残高というのが平成30年まで書いてあって、694億円見直しをしたら、平成30年は206億円残りますよと。見直しを行わなかった場合

は、この資料の34ページに書いてるように309億円の赤字ですよと。これ大体ざっくり500億円の差なんですけれども、見直し額は694億円ですよ、この差はどこに出ていくんですか。

**○阪本財政課長** まず34ページの数字につきましては、何も見直しをしない。そうすると、毎年度200億から300億、合計1,028億の収支不足です。ただし、これは先ほど申し上げたとおり、戻りの分はここに入れておりませんので、戻りを入れますと227億、27年度末から30年度末のマイナスの309億円ということで、ここで530億余りの基金残高としてはマイナスになります。それが先ほど委員がおっしゃったこの基金残高、本編のほうの54ページの資料になるかと思えます。これ数字全てを計上しておりませんので、非常にわかりにくいんですけども、例えばこの54ページでいいますと、まず、基金残高の26年度末の数字が、下のほうですと、26年度末463億円となっております。このページの一番上に戻っていただきまして、平成27年度の収支不足が237億、これを取り崩しますと、463億から237億を引くと226億円となります、これが今年度。ちょっと数字が1違っております227なんですけれども、四捨五入の関係で、27年度末が227億円。これに対しまして、見直し目標額の平成27年度の欄、ここが合計しますと155億円ということになっております。ここがちょっと数字の見ようございまして、下の米印で書いておりますが、事務事業の見直しをスクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振りかえを含むと書いておりまして、この意味は、事務事業見直しの欄が55億円見直しますと、数字を記載しておりますけれども、これは実際、27年度の歳出を55億円見直すということでございます。ところが、それをまた28年度に55億スクラップしま



すが、このうちの一定額をビルドいたしますので、収支不足に直接はねますのが、実はこの55億のうちの8億が基金に戻せる額ということでございます。

それから、前後しますが、その上の投資的経費の重点化、これで10億歳出を見直すとしておりますが、これは上のこの表の右肩に書いてます県費、一般財源プラス県債を含んだ歳出の減でございまして、県債も減となりますので、つまり借金を減らすということですので、やはりその一般財源分だけでいいますと、この10億のうちの2億ということになります。したがって、ここに書いてあります数字の10のうち、実際、基金にはねますのが2億、55億のうち8億ということになりますので、合計額の155億のうち、基金にはねる数字としては100億となります。

したがって、先ほど申し上げた27年度末の基金残高227億に100億を足します。そうすると、337億となります。それと、平成27年度の下基金残高の412億の差が85億でございます。この85億が先ほど丸山委員から御指摘のありました見直し、特に見直しをするわけではないんですが、執行残というのが毎年出ます。その執行残、入札残ですとか、特に努力したわけではない執行残が85億ございますので、それを見込んで、最終的に27年度末が412億となるという数字の流れになっております。この80億については、ちょっとこの表では数字としては見えませんが、毎年同額を計上し、基金残高を推計してるところでございます。

済みません、わかりにくい説明でございます。以上です。(「わかりにくい」と呼ぶ者あり)

**○清山委員長** 今の説明だと、237億の収支不足で463億だから、その差額の227億だと。しかし、

この見直し目標額の155億円は、先ほどいろいろ説明があった中で100億だと。だけど、その100億の中にこの執行段階での経費節約というの、80億もまた入っているんですかね。

**○阪本財政課長** 80億は要するに積極的に見直す、能動的に見直した80億ということで入れております。

それ以外、能動的ではない執行残、入札残というものが別途85億、ちょっとここでは数字は計上しておりませんが、80億というのを見込んだ上で27年度末の基金残高412億と計算しております。

**○清山委員長** 委員会資料33ページの真ん中あたりに書いてる⑤の執行段階での経費節約と320億円というのは、これは能動的な節約、それとも執行残見込み。

**○阪本財政課長** この320億は、54ページの執行段階での経費節約と80億の4年分320億、能動的な見直しのみでございます。

**○清山委員長** そしたら、受動的な執行残の八十数億円というのは、この34ページに含んで、能動的なやつはやらないというシミュレーションなんですね、これは。

**○阪本財政課長** まず、能動的な80億につきましては、この見直し目標額の中でごらんのとおり計上しております。

もう一つ数字を申し上げますと、⑦のところの26年度末が463億、一番上に戻りまして、27年度収支不足が237でございますので、差し引き、ちょっと1違いますが、227億の残見込み。それに対して、見直し目標額の155と書いてありますが、このうちの100億が積極的な見直し等によりまして100億戻ります。プラス85億、合計185億が戻ってきますので、227プラス185で⑦の平成27年度末残高が412億と。

○清山委員長 この執行残という受動的な執行残というのは、毎年実績値として、24年、25年、26年と、大体どれぐらいで推移されてるんですか。

○阪本財政課長 この執行段階といわゆる能動的なものを受動的なものを合わせまして、過去4年間平均で163億円出ております。

○清山委員長 合わせないで、執行残というのはどれぐらい出てるんですか。

○阪本財政課長 これ毎年の2月補正、それから専決、決算での数字でありまして、今のところ、その区分はしておりませんので、ちょっと今すぐにはわかりません。申しわけございません。

○坂口委員 関連してちょっと教えてください。その執行残ですよ、これには公共事業、補助公共なんかの分が大体どれぐらい含んでますか。大まかな割合でいいです。

○阪本財政課長 最終的にこの基金にはねる額としましては、起債充当後でございますので、大まかにいいますと、補助公共の2分の1のさらにそれに起債が90から95%充当されますので、トータルでいうと2%から5%の間ということになります。

○坂口委員 僕の聞き方がちょっとまずかったかな。せっかく補助公共で補助金がついてきますよね。これ執行残で決算すれば、補助金部分は返さなきゃならないじゃないですか。こんなもったいない話ないですよ。今、ただでさえ公共事業が減額されてひいひい言っているのに、建設。極力、今度は款、項、目、節の中の目の中での他への張りつけとか、目の中での流用。流用といたらおかしいんですけども、活用という。そこを積極的にやっていくべきではないかと思う。単純に財政健全化のために残ったものを少しでも大きく、90%より高い落札率は

期待できないようにするなんていうやり方っていう、一つには必要ですよ、その精神。しながら、今言われるように、建設業という、いざっていうときの頼みの綱、命の綱あたりの産業がこれだけ疲弊してるときに、しかも、せっかくだらってきた予算を国に半分は返してしまうなんて、これはもったいない話だと思うんです。だから、そこはしっかり、あくまでも確保した予算は、1円残らず使い切るんだ、またそんな気持ちで編成した予算なんだ、余るなんてことはあり得ないんだという精神でやっていくべきだと思うんですね。財政再建健全化ありきで。だから、県の台所残って県民残らずというようなことに、さっき指摘したようになっては、これは何のための改革かということなんで、これもぜひお願いしたい。

○清山委員長 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○都原消防保安課長 消防保安課でございます。

それでは、平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

委員会資料の37ページをお開きください。

新総合防災情報ネットワーク整備事業の3億7,800万円でございます。まず、この新総合防災情報ネットワーク整備事業でございますが、このネットワークについて簡単に御説明いたしますと、災害発生時の情報収集及び災害対策の伝達を行うために、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合情報ネットワークのことでございます。

それでは、御説明いたします。

これは、多重無線設備整備工事において、小林市に位置します大森山中継局モノレール敷設ルート上に非常にまれな野生動物、希少な野生

動物の群落等が確認されたためにルート変更を余儀なくされまして、関係機関等との調整に日時を要したために繰り越しとなったものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○清山委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○菓子野総務課長 宮崎県公共施設等総合管理計画についてでございます。これにつきましては先ほど御説明いたしましたので、重複は避けられますけれども、3の計画のポイントだけ説明させていただきます。

38ページでございます。

(1)にありますように、10年以上の長期の計画にしたい。また、(2)のとおり公共施設全体を対象にしたい。そして、(3)ということで、更新、統廃合、長寿命化など、公共施設管理に関する基本的な考え方を記載していきたいと考えています。

この(3)につきましては、やはり建物系でございますけれども、先ほど申しました建物の評価、傷みぐあい、劣化度でございますけれども、それとソフトですね、住民ニーズとか施策上の必要性、そして、その他代替性といえますか、市町村との連携ですとか、国との連携ができないかとか、民間との代替ができないかとか、そういったいろいろな観点から評価をそれぞれ行って、その必要性等について検討していきたい。そして、先ほど委員が言われましたようなファシリティマネジメント、施設提供の最適化といったことも目標にしてやっていきたいと思っております。

説明については以上でございます。

○郡司危機管理局長 南海トラフ地震対策に係る国等の動きについて、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の45ページをごらんいただきたいと思います。

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に係る計画(具体計画)についてでございます。この計画は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づきまして、本年3月末に作成されたものでございます。

まず、1の具体計画の概要でございます。(1)目的でございますが、被害の全容把握を待つことなく直ちに災害応急対策活動を開始すること、それともう一つ、被害が甚大と見込まれる地域に対して、人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入すること、この2点が目的とされております。

(2)災害応急対策活動の項目でございますが、①の緊急輸送ルート計画から⑥の防災拠点までの6つの項目が定められております。

46ページをごらんになっていただきたいと思います。

46ページに、各項目の概要について記載しておりますが、例えば資料の中段でございます。医療活動では、DMAT等の派遣計画や航空機を活用した広域医療搬送計画、資料の下段になります。物資調達計画では、物資量や調達主体を含めた物資供給あるいは広域物資輸送拠点等が定められているものでございます。

47ページをごらんいただきたいと思います。

計画の全体概要でございますけれども、国の応急対策活動につきましては、まず資料中段左側にあります緊急輸送ルート、これと防災拠点を発災地に早急に確保いたしまして、その後、資料の上段でございますが、救助・救急、消化

活動、医療、物資、燃料について被害の全容把握、被災地からの要請を待たずに直ちに支援が行われるというものでございます。

計画のポイントについては、この資料の一番下のほうに記載してございますが、人命救助に必要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定していること、それと、2点目でございますが、広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域（重点受援県10県）に重点化することのこの2点になっております。

資料の中央の図にありますとおり、本県は重点受援県として支援を受けることとなります。

45ページにお戻りいただきたいと思っております。

2の今後の県の対応でございますけれども、（1）県段階での計画の策定でございますが、国の支援、こういったものを市町村あるいは被災地へ確実に届けるために、国の具体計画を踏まえた県段階での計画を策定する必要があると考えているところでございます。

例えば、例示でございますが、医療活動に係る計画では、災害医療派遣チームであるDMATに対する物資あるいは燃料等の支援方法、航空搬送拠点までの患者の輸送手段等、物資調達に係る計画につきましては、広域物資輸送拠点の運営方法あるいは市町村単位の物資受け入れ場所となる地域内輸送拠点までの輸送手段等を整理していく必要があると考えているところでございます。

最後になりますが、（2）策定期間でございますけれども、平成27年度末を目途に関係部局や市町村と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○清山委員長 執行部の全ての説明が終了しました。

その他、報告事項についての質疑はありませんか。

○満行委員 今の計画についてお尋ねしたいと思います。

私、一般質問でしたところなんですけれども、すごい計画だなと思うんですよね。もう応援要請しなくても、一方的に、この重点受援県10県に全国から支援に入ると。消防も警察も自衛隊もDMATもという。10県だから、あとの37都道府県はこの10県に行くよとなってるわけですよ。中には巨大地震で被害を受けた県ですら、この10県に行こうという計画なわけですが、宮崎県1割、九州地方1割ですから、合わせて14万数千人の1割だから、1万何千人がそのときにはこの九州、宮崎、大分あたりに行くということだと思うんですけれど。

質問でも言ったんですが、後方支援、我々は応援をもらうほうなんです、端的にいうと、都城市長はバックアップシティ、水平支援で、我々は内陸部だから、海岸線に応援に行かないといけないというふうに言っておられるんです。

ところが、この前の質問で答えを聞いてびっくりしたのは、消防吏員の充足率ですよ、宮崎が九十数%、延岡が70%台、都城は50%台なわけですね。人から応援をもらおうというのに、そういう状況にありながら、都城から海岸部に応援に行くよって言うこの都城のトップは、自分ところは五十数%の国の基準の充足率しかないという、こういうことだと思うんですけれども、消防吏員の充足率というのは、どう考えればいいのか、まずそこからお願いいたします。

○都原消防保安課長 消防吏員の充足率につき

ましては、現有している消防車両に対する人員を割り出したものでございまして、各消防本部が目標とするところであります。

ただいま質問がございましたように、都城市消防局の充足率は、確かに宮崎市あるいは延岡市と比べますと低いんですけども、あくまで目標ということで、そちらの各自治体の事情もあるとは思いますが、そのほか、署所の配置であるとか——署所というのは消防署であったり出張所でございますけれども——そういったものを総合的に考えていくものだと思いますので、充足率は高いにこしたことはないんですけども、各消防本部、消防局とも人員確保に非常に苦労されていると伺っております。

**○満行委員** 各消防本部、市町村の裁量なんですかね。宮崎とかほぼ100%近い、延岡だって70%台、都城は五十数%で、これだったら南海トラフ巨大地震で我が家の災害もこれはどうなのか。人のところへ応援をもらわないかないぐらいだと思いませんか。

五十数%という数字だったので、それを割れば、今、都城はたしか180人ぐらいなんですよ。国の基準でいくと、310人ぐらいいないといかんの、180人ということは、国の基準からすれば、130人ぐらいその消防吏員が足りない。それでいいのかというのが、今度計画を立てられて、全国から応援に来る。しかし、自分ところも大変なのに、都城やら県内に来ていただいて、都城市長はうちは応援に行かないといかんといつて言われるんですけども、これじゃ、そういう認識の市長じゃ、都城の消防吏員はふえないんじゃないのかなと。だから、努力が足りないというか、130人ぐらい浮くわけだから、もう財政需要額とか地方交付税とかどうなるのか、その関係をちょっと知りたいんですけども、

それを一つ、財政課長に聞きたいのと。

消防吏員の人員というのは、今、市町村の裁量と言われたですか。それは市町村の目標であつて、国や県の指導とか、そういうのは全然ないということによろしいんでしょうか、その2点お願いします。

**○都原消防保安課長** 充足率については先ほど申し上げたものが定義でございます。県といたしましては、ぜひこれは体制は強くなってほしいという気持ちはございますけれども、こちらから指導できるようなものではないということでもあります。

ただ、最初に申し上げましたように、各自治体とも非常に財政が厳しい中で考えていただいていると思うんですけども、実際、今、委員が御指摘になりましたように、決して高い充足率ではありませんので、またこちらからもふやしていただけるように働きかけはしていきたいと思っております。

**○満行委員** 行政職員を県も一生懸命頑張つて効率化を図って、職員を減らしてというのはわからんことはないんですけども、自衛隊とか消防とかって、人がいないことには、これ節減じゃないんだと思いませんか。130人も本当は都城市は採用しないといかんの、採用しないということは、時のトップは違う事業に持って行く。さつき丸山委員もおっしゃったけれども、本来やらないといかん仕事をせずに、別な仕事をしてるんじゃないか。この充足率と財政需要額とか地方交付税の関係は、実績に応じて、国・県の支出というのはあるということではないんですかね。財政課長、お願いします。

**○平原市町村課長** 消防費の交付税につきましては、標準団体を想定しまして、人口に応じた交付税措置がされますので、もちろん補正等は

あると思うんですが、実額でということではないと思います。

**○満行委員** だから、本来国が定めた基準をやっぱりある程度守るといふか、しっかり守ってもらわないと、県が幾ら計画を立て、国を立て、やろうねと言っても、もともとどうかわからん、これは五十数%ですよ、これは余りにもひどいと思うので、ぜひその権限がないっておっしゃるけれども、そんなことはないと思うんですよ。この計画の中に市町村の体力といふか、しっかり対応ができる体制をちゃんとこれに入れ込んでほしいなと思うんですよ。都城は五十数%の充足率、それはほかの市町村は知ってらっしゃるんだろうと思うんですけども、宮崎県内第2の都市が五十数%で済んでりゃ、うちはまだいいわみたいな、県内全体のその充足率の水準というのは上がらないんじゃないかと思っで大変心配をしておりますので、都城って書けないんでしょうけれども、ぜひ具体的に、この26市町村のそれぞれの海岸線、内陸部あるだろうと思いますので、その中でしっかりそういう充足率みたいな努力をしようというのを計画の中に織り込んでいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○郡司危機管理局長** この具体計画そのものは、委員もおっしゃったように、応急対策活動に関する計画ということで、いわゆる垂直関係、国、県、市町村という垂直関係の動きを示したものでございます。したがって、内陸部が沿岸部を支援するというような水平補完については、また別途検討していく課題かなと思っておりますのでございます。

この計画につきましては、いかに物資、人を沿岸部、被災地に届けていくか、こういった点に着目した計画でございますので、その点は御

理解いただきたいと思います。

**○満行委員** 要望にしときますが、そうはいつでも、やっぱり内陸部から海岸線に応援に行くと、ほかから自分ところも大変なのに応援に来ていただけるわけだから、ぜひその26市町村は、最大限、自前でやれるだけやろうというのがやっぱり必要だと思うんですね。その中で、だから、余裕があれば、その水平支援で隣の海岸線に行こうということなんだろうと思うんですけども、それは余裕があったにこしたことはないわけですよ。海岸線は一生懸命頑張っ、宮崎、延岡は国の基準どおり頑張っ、財政需要額が大変なのにやってる。どこも大変だと思うんですけども、都城だけ大変なはずがないんで、ぜひここはまた別なこの計画ではなくても、ぜひ県内、水準をある程度そろえよう。特に宮崎市とか頑張っ100%に近づけようというのが数字でよく見えますから、そこのところはぜひ県としては、権限とか強制力とかないのかもしれないけれども、こういう計画を今後、具体的につくる中で、おっしゃる垂直と水平の関係をしっかりうたっていただいて、市町村ともそういう意見交換といふか、していただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

**○清山委員長** ほかに質疑はございませんか。

**○坂口委員** 公共施設の管理と委託、これはパブリックコメントのスケジュールの中に素案に対してパブリックコメントの手続きをとる。これに対しては大体何件ぐらいの応募があるということ想定されてるんですか、何名ぐらいとったほうがいいのか。

**○菓子野総務課長** パブリックコメントにつきましては、素案ができた段階で公にいたしまして、パブリックコメントを求めるということに

いたしますけれども、今の段階では何名という想定まではしておりません。

**○坂口委員** そもそもパブコメにかける目的というのは、どんな目的を期待されてるんですか。

**○菓子野総務課長** まず、公共施設が置かれている課題、問題点、まず、それを県民の方々に御理解していただくということが第一点だろうと思います。それにつきまして、我々が持つ方向性、いわゆる公共施設の最適提供をやっていく。そのために、若干、県民の方々にも御迷惑をかける、そういった場合もあるんじゃないかなとは思いますが。そういった点も含めて御意見をいただければ。

例えば、行政施設の統廃合とかそういった問題が出てきて、多少御不便をかけるとか、そういったこともあるかもしれません。それは個別計画の段階でございますけれども、そういった考え方を出していくということもあり得ると思っております。そういった面で御意見をいただければというふうに思っております。

**○坂口委員** なかなかいい考えだと思うんですね。その選択、いろんな手法を試みて、より県民が何を期待して、そして最大公約数がどこにあるのかということのを求めていくために一つのやっぱり選択肢の一つだと思う。議会の意思というのは、今度は選挙によって代表された者たちの意思で、重みはおのずと違いがあるかもしれませんがけれども、より県民の考え方に近づけるためのすごくいい方策だと思うんですね。そうすると、その意見を参考に、聞きおく、切っ捨て捨てる意見なら別ですよ、県民のガス抜きなら、だけど、それを参考にするという、今のはトーンだと思うんですが、そのためにはサンプルの数というのものは、おのずと、県民の考え方により近づけるためには何件ぐらいのパブコ

メが応募してこない、それは県民の意見の集約にならないよというのは、これは統計学上、専門的な数字があると思うんです。宮崎県で何名というのが。そこはどのようにされてますか。

**○菓子野総務課長** 統計上の有意性の問題というのもあると思うんですけれども、最近、パブリックコメントについては議会でも御指摘がございましたように、なかなか御意見をいただけないという状況もございます。できるだけ広報に努めまして、こういった計画を持つてということについては、県民の皆様にも訴えていきたいと思っております。

**○坂口委員** それをやってから今なんですよ。今度の未来みやざき創造プランのパブコメなんて1人ですよ。これを県民の皆様意見を反映しましたって、これは行政がオーソライズ化していくための最もやりやすい手法です。こんなのじゃだめですよ。だから、パブコメに幾つ、何人の公募が必要なんだ。そのためにはどういう手段をやる。それがはるか10分の1も集まらない、あるいは半分にも達しないと、もう一回やり直すなり、やるっていうぐらいの真剣さがないと、これは誰も。だって、公募、それにいろんな具申をやったって、何のことないもんでいう、県民からもう見捨てられたんですよ。そこを猛省をやらない。

だから、今度大切なプランですから、新たな考え方に基づいて、県民共有の財産を本当に適正な管理をやっていくって、最も有利な使い方をやっていこうとかいうような精神のもとにやっていくわけですから、それは県民の少なくとも意見の集約というもの。そのためにはやっぱり地域性、人数、年齢層、それをどうやっていくか。

きのうも総合政策部で言ったんですけれども、

例えば、どうしても行政が必要なことをやる、やりたいことをやる、ふるさと納税もそうです。土産物をやったまで税金を稼ごうとするじゃないですか。自分らがやりたいことにはあらゆる努力して、いかななものかなって、税を取るのに、物をやった取るなんていうのはいかななものかなっていう、そういったところまでぎりぎりやっという、こういうことは聞きおく、捨てる。恐らく1人だったら捨てるので、県民の意見じゃないということ。その丁寧な説明も公募してきたところになされないかもわからない。そんなことじゃ、もう既に見捨てられると思うんですけども、だから、猛省が必要と。絶対工夫してから、ここに列挙したからには何名、どういった地域というのを少なくとも条件を幾つか明示して、それをやって初めて議会にもパブコメにもかけました。県民の皆様の意見はこうでしたということをやらないと、これはだめですよ。行政の便宜上のオーソライズ化するため、県民の意見集約してますっていう、我々に物を言わせないための方策かも、手段かもわからない。これは厳しく言ってるので、ぜひこれはやってほしいと思います。

あとは、その他でまたお尋ねします。

**○清山委員長** それでは、ほかに、その他報告事項についての質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○清山委員長** ないようですので、最後にその他で何かございませんか。

**○満行委員** 資料請求をお願いしたいんですけども、県内10消防本部局の充足率の資料をいただきたいと思います。

**○清山委員長** 充足率。何か、その点についてございますか。

**○都原消防保安課長** 充足率、平成24年の分が

ございますので、後ほどお渡ししたいと思います。ちなみに平成27年、今年もう一度、3年に一度ずつとりますので、とりあえず24年の分をお渡ししたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

**○清山委員長** それでは、皆さん委員の方々に、こちら平成24年度の充足率を求めるということでよろしいですか。

**○坂口委員** それに加えて、財政課長ですけれども、基準財政需要額の算定根拠、10万人だから、恐らく、段階補正1.0で補正なしだと思うんですよね、都城市。そのときの1人当たりの単位費用というんですか、それもちょっと。だから、例えば1人当たり1,500円の消防費となれば、人口15万の市の場合は1億9,000万ぐらいになるじゃないですか。消防費ということで、国が必要だよという。あくまでも参考までですけども、一緒にその資料とこれもいただきたい。

**○平原市町村課長** 市町村の消防費ですかね。平成27年度の単位費用でございますが、1万1,300円ということになっております。

**○坂口委員** 十二、三億ぐらい都城市ではなる勘定ですかね。圏域でですね。だったら、資料はいいです。

**○清山委員長** ほかに、その他で何かありませんか。

**○坂口委員** ちょっとその他で一つは、この前から僕は臨時議会でも言ったかな、防災庁舎関連についての契約相手方の意思決定のあり方に民間人が入るというのはいかなものかということですね。きのうの委員会の説明で芸術劇場の指定管理者の契約相手の選考、これ選考委員会をつくって、そこで決定してるんですよね。これは全て民間人で、県の職員は一人も入って



ないです。全部民間人。そこで、単年度で4億7,800万ぐらいですか、その5年契約をやるわけだから、総額24億7,800万ぐらいなんです。ちょっと数字が間違ってたらごめんなさいですけども、そういう大変な巨額を伴う契約の相手方を決定する選考委員会に県の職員が一人も入ってない。県民の誰が民間人にそういった重大な意思決定を負託してるんですか。どういった権限でどういう責任を持ってやるんですかという疑問を大いに持っているわけですね。万が一のことがあったら、誰が責任をとるのという質疑に対して、それはその委員を頼んだ我々役所がとりますという説明だったけれども、これはエコクリーンプラザ問題にしても、責任のなすり合いなんじゃないですか、裁判までやって。だから、そんなこと組織としてあり得ないんです。だから、一つにはうがった見方をすれば、責任逃れというのが一つ。それから、県民からどんな了解と法的根拠を持って、そんな民間人ばかりに任せたのか。

先ほどから言ってますように、若手のやる気とか、組織としての機能とか、これはやっぱ河野県政がたるんでますよ。本会議の代表質問の中で、なぜそんなことをやるの、なぜ県職がやらん。万が一、俗に言う天下り。だから、再就職なんかで県のOBなんかが行ってるところとの関係が近過ぎたりしたら、恣意的なものが働かんのかということでの民間委託というのを肯定する意見がなかったでもないとも聞きますけれども。それはやっぱりちょっと僕は基本的に間違ってると思う。公務員は、結果的に県民の皆さんに対して、本当に貢献できてるか。公権力というものは、そんなちやちやものじゃないと思うんです。そうなったときに、僕は原点に戻らないとだめだと思うんです。これはど

う見ても先ほどのパブコメと一緒に、責任逃れ。まして、県土整備部なんて、相当な金額を支出するのに、これを例えばプロポーザル方式なんていうものを、この前の防災庁舎もそうですけれども、民間人が主導権を握るようなやり方を仮にやられたら、まして、これはその先生がいけないとかどうだということ言ってるんじゃない、一般論の常識的な考え方の一つとして。大学の教授なんていうのが入ったら、教室は持っている。その教室の流れの中で、全国に教え子が——このきずなって、学閥ってすごい強いです。その考え方をその人は吸収して行って、それを実践として、なりわいとしてその考え方のもとに技術的な考察というものを持ちながら仕事をやっていってるんですね。ましてや、よくたまにあるのに、寄附なんてやってたら、そのゼミとか教室に、あるいは大学院、それは卒業生としての善意の寄附も含めてですよ。それは社会はどう判断するかといたら、そこを仮に選択したときは、不純な捉え方。まして、前回、応募してきたのは、たった2組だったでしょう。格段の差があったでしょう。ところが、一流の会社はこんな劣った点数をやってきた。ここでこのことに疑問も抱かない。仮にこの点数も公表しますよということになれば、メンツにかけてもいいものをつくっていこうと思う。法的には1グループしか加わらなくても、入札はできるんですよということでもあった、契約はですね。でも、競争したという証のために、2つが入ってきて競い合った形、これは県民から見たら見えるけれども、中を見たら本当に競争したのか。何で今回だけ、こんなつまらん計画を上げたのっていうことに疑問を抱かれないかもしれない。こういうことがいっぱい出てきてるんです。

まして、今度は、これは県土整備部になりますけれども、品確法というのが改正されて、その中で平準発注というものが義務づけられました。これは努力義務かな、それとも法律義務かな、平準発注、発注期間の調整は法律義務です。国、県、市町村が調整しながら、発注事業ということになったら、本県の場合は総合評価制度というのを持ってるわけですね。それから、受注調整というやり方、みんな仕事を行き渡するようとか、この仕事をとって、前の年と同じ金額にきたら、10点減点しますよとかいう減点制度。それ仮に、どう努力しても、最初言っていた何月に発注しますというのが、どう努力してもずれたとします。ずれたがおかげで、マイナス10点だったところがプラマイゼロになったとします。そしたら、ほかのところは有意的になってきたら、私のところは絶対これを我慢して我慢して、皆さんが10点ずつペナルティーがついたときに、うちは技術力が体制が低いから、その仕事で何とか会社を生き残そうとしたとき、ぽこんと1カ月おくれてから、また強いところが持っていく。これは努力して一生懸命やった結果としても、負けたほうは、どういう県政に対してのその評価をしていくか、あるいは県政に対してのこの信頼度をどう持つか。それはその人の主観ですから。そんなものを全体を考えたとき、本当に今のように民間人にこんな大事なことを決めさせていいのか。24~25億の金、これは膨大な金ですよ。

僕は、この問題は、委員会を休憩して、休憩中にちょっとみんなで協議しようと思ったけれども、今回から委員協議というのをこの委員会の中でやろうとなったから、ここで発言してまいりますけれども、これは総務部長、考えないと、僕は前から何度も何度も言ってるけれども、

もっと具体的に話せば、いろいろ話したいことがあるんですよ。だから、これは早急に特別職も含めて、やっぱり本当に県民の信頼を失わないかどうかということをやってほしい。逃げたらだめですよ。責任をもし逃げてるんなら。何かこれ、説明されることでもあれば、また説明してほしいし、そのいたし方ないという部分を、これがいいんだという。それがなければ、ぜひ持ち帰って検討してほしい。

○清山委員長 何か説明か答弁ございますか。

○成合総務部長 坂口委員の御意見の中にいろんな要素が入っております、指定管理者制度の昨日の総合政策部ですか、ちょっと聞いておりませんでした。確かに、今、指定管理制度の選考委員会は民間委員になっているというふうに認識しております。また、その辺も行政経営課のほうを担当しておりますので、また実態等を研究させてもらいたいと思います。

それと、委員も前回から御指摘いただいております、うちの防災庁舎のプロポーザルの方式でございますけれども、私としても2者というのは非常に意外でございます、その点については、そういった趣旨を含めて、県土整備部あるいは病院局も絡みがございますので、私としての意見も、実はそういうお話があったときにお伝えしたところでございます。

ただ、防災拠点庁舎については、確かに民間委員をあのとき4名、それから行政委員を5名ということで、私が委員長として責任を持って決定したつもりでございます。議員の趣旨は私もよくわかりますので、また今後、そういう民間人の起用、パブコメの話もありましたけれども、総務部としても受けとめて、真摯に研究をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○坂口委員 ぜひお願いしたいんですね。

それから、パブコメも僕は否定的なんです。だって、我々は命がけの選挙を戦って、付託を受けて出てきてる。ここの意見を尊重せずして、なぜ直接。日本は直接参政権なんてないです。でも、それは一つの便宜上、皆様方の親切な県民サービスを提供するための手法として、それは認めざるを得ないなど。認めるためには、本当の意見がそこに集約されなければだめだなどということ、数をしっかり決めて、それは客観的な根拠に裏づけされたものを決めて、その努力をやる。これは許されないぐらいの数を割るようなことだったら、やり直すか、それとも、そんなものは一人一人お断りして、今回、皆さん方のは、もう聞き捨てだということ、信頼を失わないようにするか。それぐらいの腹決めしないと、今のは、行政が自分の責任を回避するための、あの談合事件以来おかしいですよ。県のあり方。自分らの権限も責任も全部回避してきます。全部といたら失礼だけれども、いい手法をとってきてるとしては、僕はどうかってるんかもわからんけれども、どう見ても、それがあんな感じがしてます。公務員として、やっぱりこれだけの競争を超えて採用されて、一生懸命、県政県民のために汗を流してる。これは堂々としたプライドを持って、俺に任せろって、何か疑問があったら、何でも言ってこいって、全て答えてやるってぐらいの、腹持ってやらなければ、先ほどのように、若い人たちのやる気をなくしたりすることにつながっていくと思う。だけど、手練手管のみで本当の基本的な部分を間違っているんです。テクニックだけで渡ろうとしたら、僕はだめだと思うことを痛切に感じる。間違ってるかもわからんですよ、僕は自分の主観で言ってるんだから。でも、それ

危機感を持つぐらい感じてるから、これもし考慮する余地が少しでもあったときは、知事も含めてやっていかないと、だめだと思うんです。それはもうお願いしておきます。

○清山委員長 要望ということで。ほかに、その他でございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に、請願の審査に移ります。

この第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」については、県執行部の所管ではありませんので、執行部からの説明は省略いたします。

これに関連して、何か委員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 質疑はないようですので、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

---

午後3時15分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明がそれぞれ全て終了した後をお願いいたします。

○日隈事務局長 お疲れさまでございます。議会事務局でございます。

説明に入ります前に、本日、奥野次長が全国議長会の用務で出張しておりまして、委員会を欠席しておりますので、その点どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議会事務局の平成27年度6月補正

予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料1ページをごらんください。

左から2列目の補正額の欄でございます。議事事務局の補正額は5,533万円の増額補正でございます。補正後の予算額につきましては、右から3列目になりますが、補正後の額の欄でございますけれども、11億3,178万9,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、2,530万7,000円の増額補正でございます。これは、その下の(事項)本会議運営費ほか常任委員会運営費、議会一般運営費、特別委員会運営費のうち、県内外調査に要する経費などの増額補正をお願いしております。

次に、一番下の(目)事務局費でございますけれども、補正額が3,002万3,000円の増額補正でございます。

次に、6ページをごらんください。その内訳でございますが、主なものといたしましては、下から2段目の(事項)議会一般運営費、1の県議会広報強化事業1,615万3,000円となっておりますが、この増額補正でございますけれども、これは、本会議インターネット中継機器の老朽化やパソコンのみの視聴から、スマートフォン、タブレット端末でも視聴可能とするための機器の更新に要する経費等でございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく御説明いたします。

**○清山委員長** 説明が終了しました。

議案について質疑ありませんか。よろしいですか。(「議案以外」と呼ぶ者あり)

それでは、その他で何かありませんか。

**○来住委員** 議案と全く……。お聞きしたいんですけど。僕は市議会から来て、初めて……。

**○清山委員長** ちょっと待って。委員にですか。

**○来住委員** 委員じゃなくて。議案と直接関係ないですけど。

非常に異様さを感じるわけですよ、ここの人たち。それで、きょうもきのうもですけども、課長さんたちが、こっちからの資料をもらわないと、答えることができないというのは1件か2件だったですよ。そうすると、部ごとにやりますから、当然、課が10課ぐらい来ますので、そうすると1つの課に2人ついてきても、20人とかそのくらいお見えになる。当然だと思っんです。

ただ、僕は現実にはそんなに必要ないんじゃないかなと。これは、多分ずっとこれが今までの流れでそうやってきていると思うんで、多分議会らが、何名よこせとか要求しているんじゃないと思うんです。多分、当局がそれぞれお決めになって、来られてると思うんですけど。委員会に入る前にもそれぞれ説明会しますよね、していただいたですよ、それにも相当の方々がお見えになって、僕はちょこっと計算したら、1年間に3,000人ぐらいになるんですよ。こっちの方々が。僕はもう少しセーブされてもいいんじゃないかなという気はしたもんですから、一つの意見。総務課の人たちがおるときに言ってもいかなと思ったもんですから、僕の全く個人的な意見です。正直言って、必要ないんじゃないかなと。仕事してもらったほうがいいんじゃないかなと。議会を軽視するわけじゃないんですけども、必要な書類、必要なものを聞かれて、わからんときには、当然、後で資料として出してもらおうとか、呼んでもらおうとかすればいいのではないかなというのが、非常に、僕はこ

れがいいとか悪いとか言うてるんじゃないです。それはもうそれぞれが判断すればいいんですけども、正直言って、必要ないんじゃないかなという感じは、正直思いました。意見です。

もう一つ、議会との関係で、今回初めて僕は一般質問をさせていただいて、それで、都城からも何人か傍聴してくれまして、そのアンケートは渡しておきましたけれども、都城の議会も自席から質問をするものですから、傍聴席になかなか聞こえないんですよ。聞こえが悪いんです。ここもそうじゃないかなと思って僕はちょっと心配して、大丈夫かなと言ったら、そんな話は聞いたことないよということだったものですから。

ところが、傍聴に来た人たちが高齢者も結構おったということもありまして、うちの女房が、何人かから聞いたというんですよ。聞こえなかったと。答弁も聞こえがよくなかったと。だから、それがあったものですから、お知らせしときたいというのが一つと。もう一つは、対応していただいた事務局の職員が非常に優しくかったというふうに言うておりましたので、述べておきたいというふうに思います。別に答弁は求めませんけれど。

ただ、音響については、僕は聞こえてるんじゃないかと思うんですけども、特別難聴の方がいらっしゃったのかなと思うんですが、聞こえにくかったというのがありましたので、参考に発言をしておきたいと思います。

○清山委員長 暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

---

午後3時24分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

執行部のほうは何か、経緯とか説明とか、も

しあれば伺いますけれども。もしなければ、音響の点についてだけでも結構ですけれども。

○上山総務課長 音響については、私も何回か傍聴席のほうに入って確認させていただきましたが、個人的な感じとしては、聞こえづらいというのはなかったんですけども、もう少しこの辺はちょっと調査をさせていただきたいということです。

あと、常任委員会の執行部の入室状況につきましては、これは部ごとにやはり状況いろいろ違いますし、特に農政水産部あたりは、それでもかなり絞って職員を入室させてるというふうに伺っておりますので、その辺は部によって、ちょっと若干、状況が違うのかなということも考えておりますけれども。

○坂口委員 僕はまた違った考え方を持ってるんですけど。質疑の場合には、そこで即答してもらわないと、次に入れ込めない質疑、答弁というものの流れがあるんですよ。そのときに特に事前通告制じゃないから、執行部があらゆることを想定して連れてくる者については、結果として、もったいなかったなって、拘束したからって、結果として十分あり得るけれども、僕はそれ以上に議会がスムーズにその場で有効に議会が機能していくというのは、これはやっぱり議会の責任を果たす上からも、原則即答。本会議のように事前通告があつて、詳細に意思確認がなされたりすれば、部長1人でもいいけれども、ここはやっぱり両論を併記しながら考慮してもらって、必要に応じて、また検討してもらえばいいし、また、さっき委員長が言いましたように、議会運営委員会なり調整会議などで課題としてまた持ち込ませてもらうということもありますから、あんまり、総務課長、その答えを出そうとせずに、それなりのやっぱり判

断すべきところで対応すればいいかなと思うんです。

来住委員の指摘を批判とかそんな意味じゃないんですよ。両方考えてますということです。

○来住委員 固執もしませんし、そして、また私の意見が、必ずしも正しいとか、そういう独善的な立場もとってませんから。ただ、やっぱりちょっと異様さを感じるものですから、話ただけです。

○清山委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって議事事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

---

午後3時32分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

ここで皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえて、何か御意見があれば、お願いいたします。

○丸山委員 私も質問させてもらった案件、地方創生の絡みなんですけれども、議論を深めたいものですから、できれば一回休憩していただいて、議論をさせていただきたいと思います。

○清山委員長 暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

---

午後3時38分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

ただいま地方創生に関して、さまざま御意見をいただきましたので、それを踏まえて対応し、またあすの委員会に臨んでまいりたいと思います。

その他、また何か御意見ございますか。

本日、満行委員から要求のあった資料については、速やかに執行部に要求いたしまして、各委員のもとに届ける形とさせていただきますが、よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、次に移りますが、採決についてですけれども、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす、採決を行いたいと思いますが、開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書案についてであります。口蹄疫からの再生と新たな成長を確固とするものとするためには、さまざまな分野へのきめ細かな対応を来年度以降も継続して取り組む必要があると考えます。そのためには当該ファンドの延長が不可欠でありますことから、お手元に配付の意見書案を当委員会として発議してはどうかと思います。そのことについては、あすの議案採決の後にお諮りいたしますので、文言等も含めて御確認いただきますようお願いいたします。

その他で何かございませんか。

○清山委員長 暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

---

午後3時41分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

何もなかったら、本日の委員会を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後3時41分散会

平成27年 6 月 26 日 (金曜日)

---

午後 1 時 0 分再開

---

出席委員 (8 人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外委員 (7 人)

議 員	井 上 紀 代 子
議 員	太 田 清 海
議 員	高 橋 透
議 員	田 口 雄 二
議 員	渡 辺 創
議 員	岩 切 達 哉
議 員	前 屋 敷 恵 美

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

---

○清山委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますけれども、採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見をお願いいたします。もしございましたら、各議案に対する御意見ですね。

○来住委員 一つ議案に対しての賛否を言うことは許されるわけですね。

○清山委員長 はい。

○来住委員 ただいま議題となっています議案について、まず、議案第 1 号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算 (1 号)」、内容については、本会議で具体的に述べていきます。それから、議案第 5 号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」、議案第 16 号「宮崎県総合計画の変更について」、議案第 18 号「みやざき行政改革プランの変更について」、報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」、以上、5 議案について反対いたします。

○清山委員長 わかりました。

その他、何か御意見ございますか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 分休憩

---

午後 1 時 2 分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。

議案については、ただいま御意見がございましたので、一括ではなく、各議案ごとに個別で採決をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、異議なしと認めます。

まず、議案第 1 号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算 (第 1 号)」について、採決を行います。

この議案第 1 号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手多数と認めます。よって議案第 1 号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 2 号「平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算 (第 1 号)」について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**清山委員長** 全員賛成と認めますので、可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例について」、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**清山委員長** 挙手多数。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**清山委員長** 挙手全員。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次、議案第8号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**清山委員長** 挙手全員。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**清山委員長** 挙手多数。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号「宮崎県中山間地域振興計画の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**清山委員長** 挙手全員。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号「みやざき行財政改革プランの変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**清山委員長** 挙手多数と認め、原案のとおり

可決すべきものと決定いたします。

最後に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**清山委員長** 挙手多数。よって、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」についてであります。この請願の取り扱いも含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

---

午後2時16分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

この請願第1号についての取り扱いも含め、何か御意見ございますか。

○**来住委員** 僕は一般質問でも、個人質問なんですけれども、実際は、党として代表してこの問題を取り上げて、その内容については、もう皆さん、この前で、御承知のとおりだと思います。

憲法違反に当たらないという学者も確かにいらっしゃいます。しかし、それはごく少数です。圧倒的な方々の憲法学者は、憲法に違反するというように判断をされております。また、どの世論調査をとってみても、やっぱり反対だとか、よくわからないとか、慎重審議を求めるとか、そういうものが非常に多い。それから、マスコミ論調においても、一回取り下げて出直せとかいうそういう社説もあります。それはやっぱり僕は、この法案が日本の将来を決する非常に重要な内容を持つ。さらに日本の若者の命にもかかわるような問題、もっと広くいえば、憲法に



関する問題であります。したがって、当然これは慎重に議論してほしいというふうに思います。

ですから、そういう意味でもこの請願は、ぜひ紹介議員としては採択してほしいと思います。

○清山委員長 ほか、ございますか。

○満行委員 私も請願の紹介議員になりました。その願意は慎重な審議を求める。その請願の中にも書いてありますが、国民の多くがやっぱり今不安を持っている。ぜひこの国会で行われているこの審議を慎重に審査をしてほしいという願意だと思いますので、ぜひその願意を酌み取っていただいて、採択をいただきたいと思っています。以上です。

○清山委員長 ほか、ございませんか。

○坂口委員 今、みな同じ、やっぱり基本的には同じ考えだと思うんですね。言われましたように、今、報道等で知る限りなんですけれども、国会の参考人として出席された憲法学者と言われる人たちを含め、全国で2百数十名が憲法違反だという判断を示しているという報道もありました。ただ、賛成もあるということで、これはもう意見の分かれるところで、我々には判断すべき最終的な責任もないんですけれども、それだけやっぱり微妙な問題だということも、僕たちも認識しております。

そんな意味で、今回の請願の願意というのが全くそのとおりのことであって、大変大切な問題だから、十分時間をかけて、これを早急に結論を急いで出すことのないように、慎重にやっぱり審議をした上で、大切な問題であるから、正しい結論を出してくれという願意ということ。そうすると、それを国会、衆参両院ですけれども、その意を受けて全く同じ気持ちで、これは急ぐべきじゃないと。国民の理解もまだまだ十

分にはいただけてないということで、まず異例の3カ月延期ということを、つい先日決定したわけです。慎重にこの中で審査してやって、徹底して国民の理解を得ていこうということで延長した。それが24日までの会期を3カ月延長するというので、この請願が上がってきたのが、つい19日ですから、その判断がなされる前、その時点では確かに、もうあと3日で、性急だぞという判断も決して間違いではないにしろ、正しかったかなという気もします。それから、慎重さがもっと、3日間じゃ時間確保できないぞというの、僕らもそう思う。全体がそう思ってから今回の延期ということで、その旨、先ほどの協議の中でさせていただいたんですけれども、請願者はもうそんなこと関係ないと、とにかく幾ら延ばしたって、我々はその今の請願の取り下げも、あるいはほかの扱いもする気はなくて、何日延ばそうと、そんなもの確認できないという。だから、このままこの請願をきょう採決してほしいという請願者の意思だということで、これも尊重すべきだと思って、尊重するしかないという判断ですけれども。

言われましたように、これから先を見なきゃわからないんじゃないかと言われるとなると、やっぱりそれは一つには見る方法があるのかな。その最終時点で本当に時間がまだ足りなかったら、その時点で、また何らかのやっぱり知恵を出すべきかなという気はするんですけれども。今言いましたように、これを性急とか、それから慎重さに欠けるという判断も、今はやっぱりいたしかねると思うんですね。ですから、この請願の意図するところは同じで、それに対応しようという行動を今とってるということで、僕はむしろ、この請願が、今ここで本当に採択してほしいと言われるけれども、それにはちょっ

とこれは我々の判断としては理解しかねる部分がこの願意の中にある。またこれから先、議論して徹底してやりましょうというのに、そんなもの関係ないんだと、保障されないんだから、これも慎重さを欠くんだから、この意を受けろと言われたって、それは理解ができないというのが今の僕の判断です。

○清山委員長 ほか何かございますか。

○新見委員 この請願者の願意を、今お2人の紹介議員に言っていただいた結果、取り下げる意思はないし、あくまでも、これからはっきり慎重審議をやっていただきたいという請願者のお考えであれば、私はこれはずるずると引張っていても結論は出ないと思うので、はっきりと採決で対応していただいたほうがいいと思います。

○清山委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、意見も出たようですので、この請願第1号について、お諮りしてまいります。

まず、請願第1号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手なし〕

○清山委員長 挙手なし。よって、請願第1号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

それでは、請願第1号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので、御了承ください。

請願第1号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手少数。

それでは、念のため反対採決を行います。

請願第1号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手多数。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員会発議の意見書案についてであります。委員会発議として意見書案を提出することについては、全会一致の決定が必要であります。

まず、手元に配付の宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書案について、何か御意見ありませんか。(「休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり)

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

---

午後2時32分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

この意見書案について、何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 特にないようですので、それでは、お諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 異議なしということで、それでは、そのように決定いたします。

次に、地方創生実現のための新型交付金に関する意見書案について、お手元に配付のとおりでございますが、何か御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、お諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてでございますが、委員長報告の項目及び内容について、ここで御意見をお願いいたします。（「休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

---

午後2時35分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

何か、ほか御意見ございますか。

○**満行委員** きのう、執行部の説明の中で、南海トラフ巨大地震のいろんな国の指針に従って、県が今後計画をつくるよと言われてるんですが、その後方支援、今回また具体的に県がつくると言われてるんですけども、その中で全国から自衛隊や消防や警察からこの10県に応援に来る。その受ける側が、とりあえずその消防、びっくりしたんですけども、私の質問の中で、宮崎はほぼ100%近い消防の充足率、国の基準のほぼ100%近い九十何%、延岡が70%台、ところが、都城って50%台なんですよ。

基準財政需要額は、結局、人口割なので、結局、サボタージュしてるところにも同じお金が来て、なおかつ、聞けば、国も県も指導する立場にありませんっておっしゃれば、このままでいくと、なかなかその国の基準に充足しないん

じゃないのかと。ぜひ委員長報告の中で、もっと県はその県内の消防力の向上に向けて、市町村に指導・助言が必要ではないかという文言を挿入していただければありがたいなと思っております。

○**清山委員長** 今、御意見として承りました。ほか、ございますか。

○**坂口委員** いわゆるその表現の仕方ですよ。内政干渉にならない程度の部分で、あくまでも基準財政需要額は一つの行政経費を計算するための項目の一つで、その総額、どう扱うかというのは、首長と議会の了解という2つの条件があるだけ。それで、意を得ないとすれば、ここからが内政干渉なんですけれども、首長あるいは議員というのは4年の任期で、その間、最大限の裁量権を持たせて、予算の執行からいろんな事業の実施。4年裁量権の中でやらせていって、4年後に満点かどうかを判断して、選挙で入れかえられる。だから、そのところの当然団員の確保と消防の充実というのは、大きな県政の方策だから、その範囲を逸脱しないでの県の関与のあり方に限れば、入れても構わないんだけども、それを余り逸脱すると、それも内政干渉みたいなことになるから、それを注意していただいて、これも一任されたらどんなですか、入れるという形で。

○**星原委員** いつその法律的にそういう数が決まってるかなんだけれども、今みたいに大規模災害、地震、こういう広域でいろんな問題が起きたときにどうするかということまで想定して、その市町村に決めてないとしたら、やっぱり何らかの方法を考えていかないと。やっぱり今出たように、都城が後方支援で50%だったら、本当にそういうことでは何も仕事ができないということになるだろうと思うんですよ。そうい

う場合に、県が何をすべきかという問題が出てくると思うんですよね。だって、指定をするのは、国とか県が指定をしてくるわけですから、受け側の人たちの部分も財政的にも出てくると思うんですよ、やっぱり。その辺についてもやっぱりこういう大規模災害に向けての、あるいは南海トラフなんかが想定される中では、何らかやっぱりその辺のところも、県ももちろんですし、県から国に向けてもそういうことを申し上げていくべきじゃないかというのはありますよね。(発言する者あり) どう考えるかという。

○**清山委員長** わかりました。この件に関しては、表現等について、委員長に一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** ほか、何か御意見、ここがございますか。

ほかになれば、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

---

午後2時41分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、7月22日の閉会中の委員会につきましては、先ほどいただきました協議のとおりの内容で、報告があれば、報告を受ける。また、調査事項についても、正副委員長一任ということで開催をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後2時42分閉会